

平成24年度

環境等測定調査結果

平成25年8月

福 島 県

## 目 次

資料 1	大気汚染の常時監視測定結果	1
資料 2	有害大気汚染物質モニタリング調査結果	1 5
資料 3	酸性雨モニタリング調査結果	2 1
資料 4	アスベストモニタリング調査結果	2 5
資料 5	公共用水域の水質測定結果	3 1
資料 6	地下水の水質測定結果	5 1
資料 7	ゴルフ場排水農薬調査結果	5 7
資料 8	ダイオキシン類調査結果	5 9
資料 9	ダイオキシン類自主測定結果	7 5
資料10	外因性内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）等調査結果	9 1
資料11	騒音調査結果	9 9
資料12	公害苦情調査の結果	1 1 3
資料13	化学物質の排出量・移動量の集計結果	1 2 3
資料14	猪苗代湖の水質測定結果等	1 3 7

平成24年度

大気汚染の常時監視測定結果

平成25年8月

福 島 県

この測定結果は、大気汚染防止法第 22 条第 1 項の規定に基づき県内の大気汚染の状況を常時監視した結果について、同法第 24 条の規定に基づき公表するものです。

## 1 測定方法の概要

### (1) 測定期間

平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月

### (2) 実施機関

福島県、郡山市、いわき市

### (3) 測定局及び測定項目

#### ア 測定局

原子力災害対策特別措置法に基づく旧警戒区域内の 2 測定局（双葉、富岡）を除く県内 16 市町村に所在する、一般環境大気測定局（※1）34 局と自動車排出ガス測定局（※2）3 局において測定しました。

#### イ 測定項目

測定項目は、大気の汚染に係る環境基準が定められている二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質の 6 項目、他に非メタン炭化水素、風向、風速、気温等の関連項目です。（表－1）

※1 一般環境大気測定局…住宅地などの一般的な生活空間における大気汚染の状況を監視するため設置した測定局。

※2 自動車排出ガス測定局…道路近傍の大気汚染の状況を監視するため設置した測定局。

## 2 測定結果の概要

測定結果の評価は、有効測定局（※3）について、「大気の汚染に係る環境基準」（表－2）により行いました。（表－5）

環境基準の達成状況は、二酸化硫黄、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質については、長期的評価（※4）及び短期的評価（※5）により評価しました。（表－3）

※3 有効測定局…年間測定時間が 6,000 時間以上の測定局。

なお、光化学オキシダントについては、午前 5 時～午後 8 時までの測定値の集計により評価するため、この規定は適用されない。

微小粒子状物質については年間 250 日以上の測定局。

※4 長期的評価…1 年間にわたる測定結果を評価するもので、年間の 1 日平均値のうち高い方から 2% の範囲を除外して評価する（ただし、1 日平均値が 2 日連続して環境基準を超えない場合）。

※5 短期的評価…1 日又は 1 時間の測定結果を評価するもので、測定を行った日についての 1 時間値の 1 日平均値若しくは 8 時間平均値、又は各 1 時間値を環境基準と比較し評価する。

(1) 一般環境大気測定局（34局）の状況

ア 二酸化硫黄

有効測定局 26 測定局すべてにおいて、長期的評価による環境基準を達成しました。

また、短期的評価でも 26 局すべてで環境基準を達成しました。

有効測定局の年平均値は 0.001 ppm であり、この経年変化は全国平均値を下回って推移しています。（図 1-1）

また、測定局別に年平均値を前年度と比べると、すべての測定局で「横ばい」でした。（表-6、表-7）

イ 二酸化窒素

有効測定局 23 測定局すべてにおいて、環境基準を達成しました。

有効測定局の年平均値は 0.007 ppm であり、この経年変化は全国平均値を下回って推移しています。（図 1-2）

また、測定局別に年平均値を前年度と比べると、すべての測定局で「横ばい」でした。（表-6、表-7）

ウ 光化学オキシダント

(ア) 測定結果

有効測定局 28 測定局すべてにおいて、環境基準を達成しませんでした。

光化学オキシダント濃度の昼間（5時から20時まで）の日最高1時間値の全測定局の年平均値は 0.044 ppm であり、この経年変化は全国平均を下回って推移しています。（図 1-3）

(イ) 光化学スモッグ注意報等発令状況

光化学スモッグ注意報（※6）は発令しませんでした。

なお、光化学スモッグ予報（※7）は 1 地域で 1 日発令しました。

※6 光化学スモッグ注意報… 1 時間値が 0.12 ppm 以上になり、かつ、この状態が気象条件から見て継続すると認められるときに発令します。

※7 光化学スモッグ予報… 1 時間値が 0.1 ppm 以上になり、かつ、上昇傾向にあるときに発令します。

エ 浮遊粒子状物質

有効測定局 24 測定局すべてにおいて、長期的評価による環境基準を達成しました。

また、短期的評価では 23 局で環境基準を達成し、達成率は 95.8% でした。

短期的評価を達成しなかったのは広野局（広野町）でした。

なお、広野局では短期的評価が未達成状況でしたが、1 時間値が一時的に急激に上昇した一過性のものでした。

有効測定局の年平均値は  $0.014 \text{ mg/m}^3$  であり、この経年変化は全国平均値を下回って推移しています。（図 1 - 5）

なお、測定局別に年平均値を前年度と比べると、会津若松局（会津若松市）を除いた測定局で「横ばい」でした。（表 - 6、表 - 7）

会津若松局は前年度より  $0.012 \text{ mg/m}^3$  減少しました。

なお、長期的及び短期的環境基準は達成しています。

#### オ 非メタン炭化水素

非メタン炭化水素は、光化学オキシダントの生成防止の観点から指針値（表 - 1）が定められており、指針値の上限（ $0.31 \text{ ppmC}$ ）を超えた日なかった測定局は 3 局でした。

全測定局の 3 時間平均値の年平均値は  $0.11 \text{ ppmC}$  で、全国平均を下回って推移しています。（図 1 - 6）

#### カ 微小粒子状物質

有効測定局 2 測定局において、長期基準及び短期基準による長期的評価の環境基準を達成しました。

有効測定局の年平均値は  $12.1 \text{ } \mu\text{g/m}^3$  であり、この値は全国平均値を下回っています。（図 1 - 7）

なお、国による全国平均値の評価は、平成 22 年度より行われています。

### (2) 自動車排出ガス測定局（3 局）の状況

#### ア 二酸化窒素

3 測定局すべてにおいて、環境基準を達成しました。

全測定局の年平均値は  $0.014 \text{ ppm}$  であり、測定局別に年平均値を前年度と比べると、すべての測定局で「横ばい」でした。（表 - 6、表 - 7）

#### イ 一酸化炭素

3 測定局すべてにおいて、長期的評価と短期的評価による環境基準を達成しました。

全測定局の年平均値は  $0.3 \text{ ppm}$  であり、測定局別に年平均値を前年度と比べると、すべての測定局で「横ばい」でした。（表 - 6、表 - 7）

#### ウ 浮遊粒子状物質

3 測定局すべてにおいて、長期的評価による環境基準を達成しました。

また、短期的評価では 2 局で環境基準を達成し、達成率は  $66.7 \%$  でした。

短期的評価を達成しなかったのは、杉妻町局（福島市）でした。なお、杉妻町局では短期的評価が未達成状況でしたが、1 時間値が一時的に急激に上昇した一過性のものでした。

全測定局の年平均値は  $0.014 \text{ mg/m}^3$  で、測定局別に年平均値を前年度と比べるとすべての測定局で「横ばい」でした。（表 - 6、表 - 7）

エ 非メタン炭化水素

光化学オキシダント生成防止のための指針値の上限(0.31ppmC)を超えなかったのは杉妻町局(福島市)のみでした。

全測定局の3時間平均値の年平均値は0.11 ppmCで、この経年変化は全国平均を下回って推移しています。(図1-6)

表-1 大気汚染物質(常時監視測定項目)について

物質名	各物質の説明
二酸化硫黄	石油、石炭等に含有される硫黄が燃焼により酸化されて発生する。高濃度になると呼吸器に影響を及ぼすほか、森林や湖沼などに影響を与える酸性雨の原因物質になると考えられている。
一酸化炭素	炭素化合物の不完全燃焼等により発生し、血液中のヘモグロビンと結合して、酸素を運搬する機能を阻害するなどの影響を及ぼすほか、温室効果ガスである大気中のメタンの寿命を長くすることが知られている。
浮遊粒子状物質	浮遊粉じんのうち、粒子径が10 μm以下の物質のことをいい、ボイラーや自動車の排出ガス等から発生するもので、大気中に長時間滞留する。高濃度になると肺や気管などに沈着して呼吸器に影響を及ぼす。
光化学オキシダント	大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こし発生する汚染物質で、光化学スモッグの原因となる。高濃度になると、粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物へも影響を与える。
二酸化窒素	窒素酸化物は、物の燃焼や化学反応によって生じる窒素と酸素の化合物で、主として一酸化窒素と二酸化窒素の形で大気中に存在する。光化学スモッグの原因物質の一つであり、発生源は、工場・事業場、自動車、家庭等多種多様である。これらの発生源からは、大部分が一酸化窒素として排出されるが、大気中で酸化されて二酸化窒素になる。また、二酸化窒素は、高濃度になると呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質になると考えられている。
微小粒子状物質	微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5 μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことなどから、人への健康影響が懸念されている。
非メタン炭化水素	炭化水素は、炭素と水素が結合した有機物の総称である。大気中の炭化水素濃度の評価には、光化学反応に関与しないメタンを除いた非メタン炭化水素が用いられる。(指針値) 光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲以下にある。

表－２ 大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法	
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	長期的評価	1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
		短期的評価	環境上の条件に同じ。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	長期的評価	1日平均値の2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
		短期的評価	環境上の条件に同じ。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	長期的評価	1日平均値の2%除外値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続しないこと。
		短期的評価	環境上の条件に同じ。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	昼間(5時から20時まで)の1時間値が0.06ppm以下であること。	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超えないこと。	
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	長期的評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○長期基準 1年平均値が15μg/m<sup>3</sup>以下であること。</li> <li>○短期基準 1日平均値のうち年間98パーセントイル値が35μg/m<sup>3</sup>以下であること。 ※98パーセントイル値：最小値から数えて98%に位置する値</li> </ul>



表-3 全測定局の環境基準達成状況の推移  
(一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局)

項目		年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	
一般環境大気測定局	二酸化硫黄	有効測定局数	46	32	32	31	30	26	
		達成率(%)	長期的評価	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
			短期的評価	95.7	90.6	100.0	96.8	96.7	100.0
	二酸化窒素	有効測定局数	31	29	28	26	25	23	
		達成率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	光化学オキシダント	有効測定局数	33	33	33	32	30	28	
		達成率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	浮遊粒子状物	有効測定局数	28	23	24	24	22	24	
		達成率(%)	長期的評価	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
			短期的評価	71.4	87.0	8.3	87.5	77.3	95.8
	微小粒子状物	有効測定局数	—	—	—	—	1	2	
		達成率(%)	長期基準	—	—	—	—	100.0	100.0
短期基準			—	—	—	—	100.0	100.0	
自動車排出ガス測定局	二酸化窒素	有効測定局数	3	3	3	3	3	3	
		達成率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	一酸化炭素	有効測定局数	3	3	2	2	3	3	
		達成率(%)	長期的評価	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
			短期的評価	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	浮遊粒子状物	有効測定局数	3	3	3	3	3	3	
		達成率(%)	長期的評価	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
			短期的評価	100.0	100.0	100.0	0.0	66.7	66.7

図1 本県及び全国の大気汚染物質濃度(年平均値)の推移

一般局：一般環境大気測定局 自排局：自動車排ガス測定局

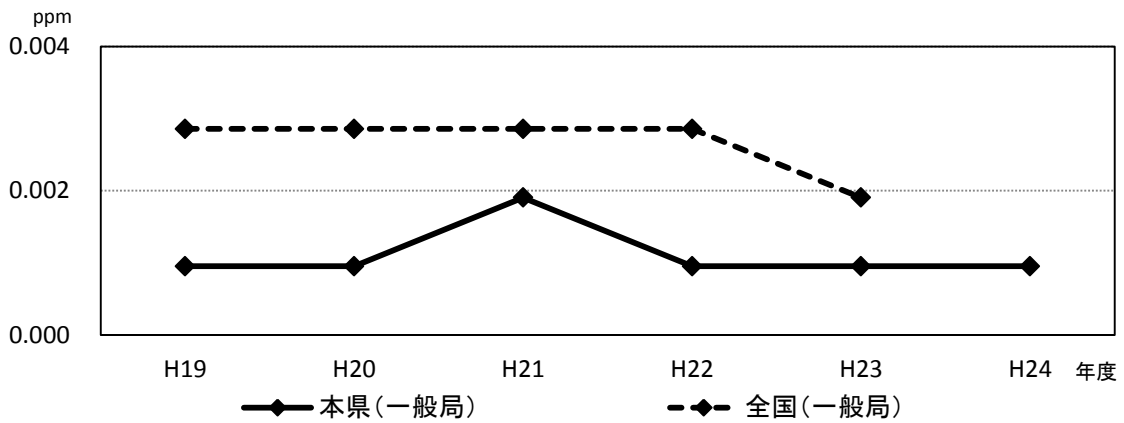


図1-1 二酸化硫黄濃度の推移

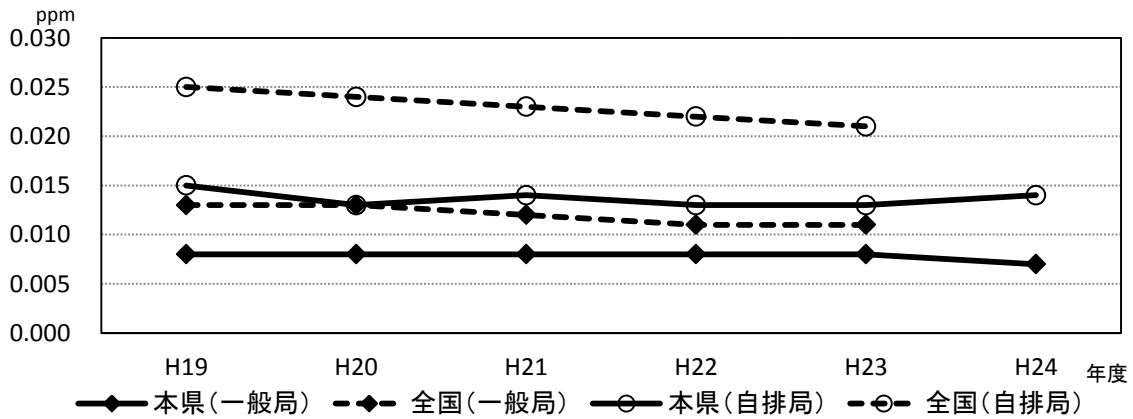


図1-2 二酸化窒素濃度の推移

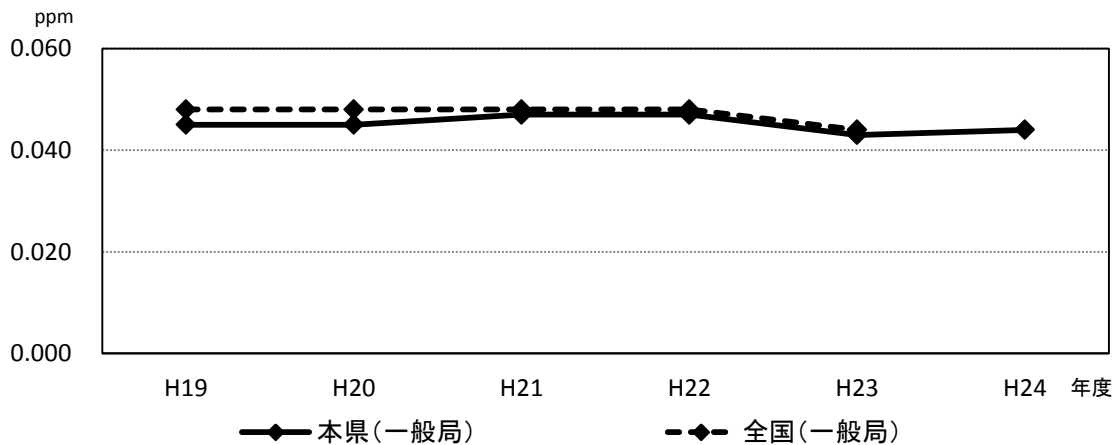


図1-3 光化学オキシダント濃度の推移

(注) 光化学オキシダント濃度は昼間(5~20時)の日最高1時間値の年平均値です。

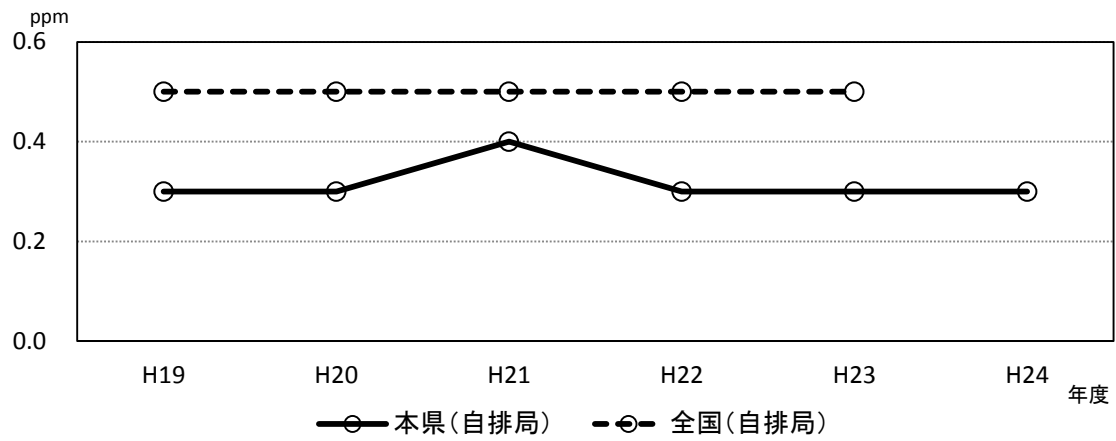


図1-4 一酸化炭素濃度の推移

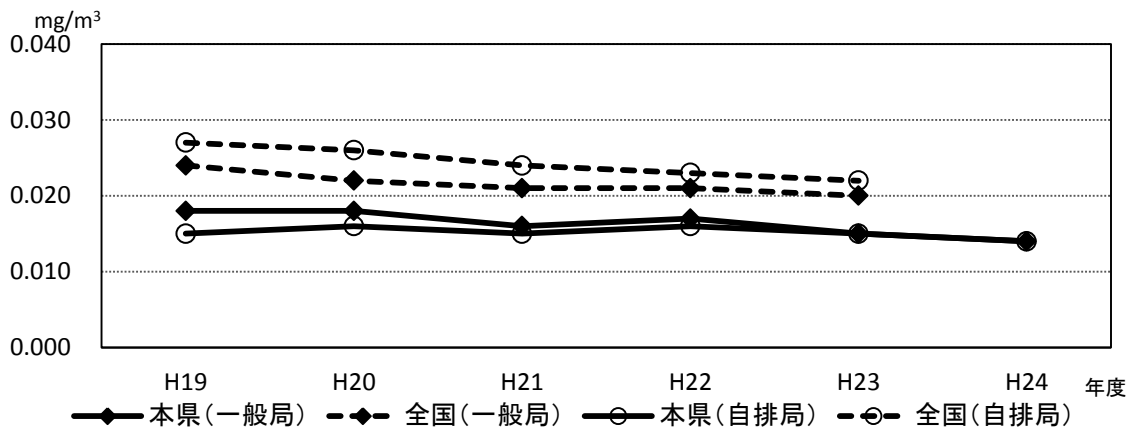


図1-5 浮遊粒子状物質濃度の推移

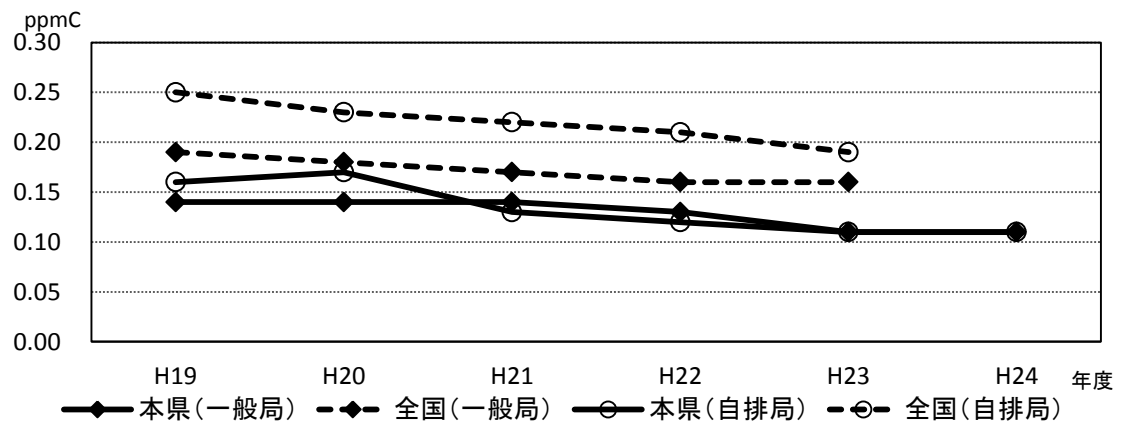


図1-6 非メタン炭化水素濃度の推移

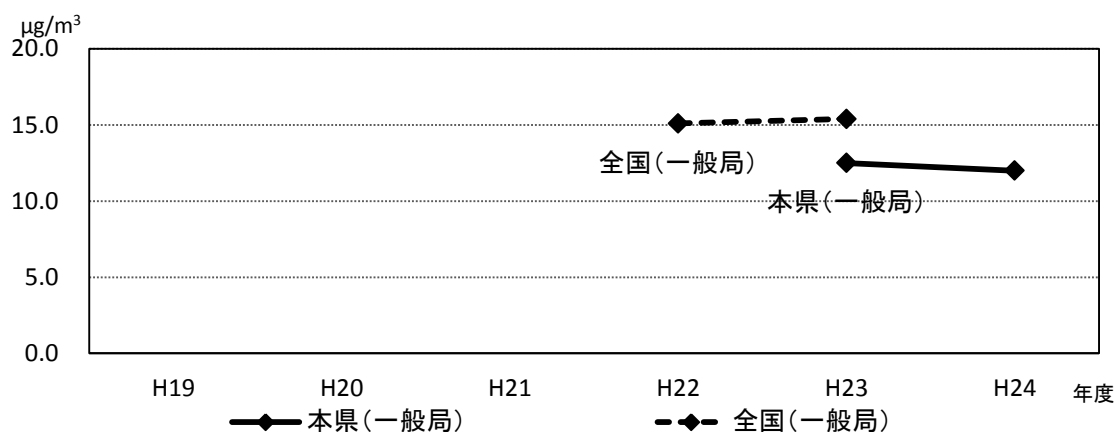


図1-7 微小粒子状物質濃度の推移

表-4 大気汚染物質濃度の推移(全測定局の年平均値)

年度	項目	二酸化硫黄	二酸化窒素	光化学オキシダント	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質
		(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(mg/m³)	(µg/m³)
一般局	H19	0.001	0.008	0.045	—	0.018	—
	H20	0.001	0.008	0.045	—	0.018	—
	H21	0.002	0.008	0.047	—	0.016	—
	H22	0.001	0.008	0.047	—	0.017	—
	H23	0.001	0.008	0.043	—	0.015	12.5
	H24	0.001	0.007	0.044	—	0.014	12.1
自排局	H19	0.003	0.015	0.044	0.3	0.015	—
	H20	0.002	0.013	0.041	0.3	0.016	—
	H21	0.003	0.014	0.039	0.4	0.015	—
	H22	0.003	0.013	0.037	0.3	0.016	—
	H23	—※1	0.013	—※1	0.3	0.015	—
	H24	—※1	0.014	—※1	0.3	0.014	—

(注) 光化学オキシダント濃度は昼間(5~20時)の日最高1時間値の年平均値です。

※1 自排局の二酸化硫黄、光化学オキシダントについては、平成23年度から測定機器の配置を見直したことにより測定していません。

表-5 環境基準の達成状況等

(平成24年度)

種別	市町村名	測定局	用途地域	環境基準項目										指針値 設定項目	
				二酸化硫黄		二酸化窒素	光化学オキシダント	一酸化炭素		浮遊粒子状物質		微小粒子状物質		非メタン炭化水素	
				長期的 評価	短期的 評価			長期的 評価	短期的 評価	長期的 評価	短期的 評価	長期 基準	短期 基準		
一般環境大気測定局	福島市	南町住	○	○	○	×	-	-	○	○	-	-	-		
		森合	○	○	○	×	-	-	○	○	-	-	×		
		古川	-	-	○	×	-	-	○	○	-	-	-		
	二本松市	二本松	-	-	-	×	-	-	○	○	-	-	-		
		郡山市	芳賀	○	○	○	×	-	-	-	-	-	-		
		朝日	○	○	○	×	-	-	○	○	-	-	×		
		堤下	○	○	○	×	-	-	-	-	-	-	-		
		日和田	○	○	○	×	-	-	-	-	-	-	-		
		富久山	○	○	○	×	-	-	-	-	-	-	-		
		安積	○	○	○	×	-	-	-	-	-	-	-		
		須賀川市	須賀川	○	○	○	×	-	-	○	○	-	-	○	
		白河市	白河	○	○	○	×	-	-	○	○	○	○	×	
		棚倉町	棚倉未	-	-	-	×	-	-	○	○	-	-	×	
		矢吹町	矢吹住	-	-	-	×	-	-	○	○	-	-	-	
		会津若松市	会津若松	○	○	○	×	-	-	○	○	○	○	×	
		喜多方市	喜多方	-	-	-	×	-	-	○	○	-	-	-	
		南会津町	南会津	-	-	-	×	-	-	○	○	-	-	○	
		新地町	新地未	○	○	○	×	-	-	○	○	-	-	-	
		相馬市	相馬住	○	○	○	×	-	-	○	○	-	-	-	
		南相馬市	原町	○	○	○	×	-	-	○	○	-	-	○	
			小高	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		檜葉町	檜葉未	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		広野町	広野	○	○	○	×	-	-	○	×	-	-	-	
		いわき市	上中田	準工	○	○	○	×	-	-	○	○	-	-	-
			花ノ井	住	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			金山	未	○	○	○	×	-	-	○	○	-	-	-
			下川	準工	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			滝尻	住	○	○	-	-	-	-	○	○	-	-	-
			大原	住	○	○	○	×	-	-	○	○	-	-	×
			中原	工	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	揚土		住	○	○	○	×	-	-	○	○	-	-	-	
	中央台		未	○	○	○	×	-	-	○	○	-	-	-	
	常盤	未	○	○	○	×	-	-	○	○	-	-	-		
	四倉	未	○	○	○	×	-	-	○	○	-	-	-		
	達成局数			26	26	23	0	0	0	24	23	2	2	3	
	有効局数			26	26	23	28	0	0	24	24	2	2	9	
	達成率 (%)			100.0	100.0	100.0	0.0	-	-	100.0	95.8	100.0	100.0	33.3	
自動車排出	福島市	杉妻町	住	-	-	○	-	○	○	○	×	-	-	○	
	郡山市	台新	住	-	-	○	-	○	○	○	○	-	-	×	
	いわき市	平	商	-	-	○	-	○	○	○	○	-	-	×	
	達成局数			0	0	3	0	3	3	3	2	0	0	1	
	有効局数			0	0	3	0	3	3	3	3	0	0	3	
達成率 (%)			-	-	100.0	-	100.0	100.0	100.0	66.7	-	-	-	33.3	
合計	達成局数			26	26	26	0	3	3	27	25	2	2	4	
	有効局数			26	26	26	28	3	3	27	27	2	2	12	
	達成率 (%)			100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0	92.6	100.0	100.0	33.3	

(注)1 ○は環境基準を達成した局、×は環境基準を達成しなかった局、-は測定を実施していないまたは測定時間等が少なく評価対象外となった局です。  
 2 非メタン炭化水素は、環境基準ではなく光化学オキシダント生成防止のための指針値の上限(0.31ppmC)を超えた日があった局を×としました。  
 3 芳賀局の浮遊粒子状物質、小高局及び檜葉局の全項目は測定時間6000時間未満のため環境基準の対象から外しました。

表-6 大気汚染物質の年平均値

(平成24年度)

種別	市町村名	測定局	用途地域	環境基準項目							指針値設定項目
				二酸化硫黄 (ppm)	二酸化窒素 (ppm)	光化学オキシダント (ppm)	一酸化炭素 (ppm)	浮遊粒子状物 (mg/m <sup>3</sup> )	遊粒子状物 (μg/m <sup>3</sup> )	微粒子 (μg/m <sup>3</sup> )	小粒子状物 (ppmC)
一般環境大気測定局	福島市	南町	住	0.000	0.011	0.043	—	0.018	—	—	
		森合	〃	0.001	0.010	0.042	—	0.020	—	0.19	
		古川	〃	—	0.008	0.042	—	0.015	—	—	
	二本松市	二本松	〃	—	—	0.043	—	0.014	—	—	
	郡山市	芳賀	〃	〃	0.001	0.010	0.045	—	[0.019]	[15.0]	—
		朝日	〃	〃	0.001	0.010	0.043	—	0.014	—	0.14
		堤下	〃	〃	0.001	0.010	0.044	—	—	—	—
		日和田	〃	〃	0.001	0.008	0.045	—	—	—	—
		富久山	〃	〃	0.000	0.010	0.043	—	—	—	—
		安積	〃	〃	0.001	0.009	0.042	—	—	—	—
	須賀川市	須賀川	〃	〃	0.000	0.009	0.043	—	0.012	—	0.08
	白河市	白河	〃	〃	0.000	0.006	0.046	—	0.012	13.0	0.10
	棚倉町	棚倉	未	—	—	0.044	—	0.010	—	0.10	
	矢吹町	矢吹	住	—	—	0.046	—	0.014	—	—	
	会津若松市	会津若松	〃	〃	0.000	0.007	0.044	—	0.013	11.1	0.08
	喜多方市	喜多方	〃	〃	—	—	0.047	—	0.013	—	—
	南会津町	南会津	〃	〃	—	—	0.043	—	0.019	—	0.12
	新地町	新地	未	〃	0.000	0.004	0.038	—	0.014	—	—
	相馬市	相馬	住	〃	0.001	0.005	0.043	—	0.017	—	—
	南相馬市	原町	〃	〃	0.001	0.004	0.044	—	0.010	—	0.09
		小高	〃	〃	—	—	[0.047]	—	[0.021]	—	—
	檜葉町	檜葉	未	〃	[0.001]	[0.004]	[0.053]	—	[0.018]	—	[0.09]
	広野町	広野	〃	〃	0.001	0.002	0.043	—	0.011	—	—
	いわき市	上中田	準工	〃	0.001	0.008	0.043	—	0.010	—	—
		花ノ井	住	〃	0.001	—	—	—	—	—	—
		金山	未	〃	0.001	0.004	0.045	—	0.012	—	—
		下川	準工	〃	0.001	—	—	—	—	—	—
		滝尻	住	〃	0.001	—	—	—	0.015	—	—
		大原	〃	〃	0.003	0.009	0.043	—	0.018	[9.7]	0.11
		中原	工	〃	0.002	—	—	—	—	—	—
揚土		住	〃	0.001	0.006	0.046	—	0.011	—	—	
中央台		未	〃	0.001	0.006	0.047	—	0.012	—	—	
常磐		未	〃	0.002	0.006	0.047	—	0.012	—	—	
四倉	未	〃	0.001	0.003	0.048	—	0.011	—	—		
一般局平均				0.001	0.007	0.044	—	0.014	12.1	0.11	
自動車排出局	福島市	杉妻町	住	—	0.018	—	0.3	0.022	—	0.07	
	郡山市	台新	住	—	0.016	—	0.3	0.006	—	0.14	
	いわき市	平	商	—	0.009	—	0.3	0.013	—	0.11	
	自排局平均				—	0.014	—	0.3	0.014	—	0.11
全測定局の平均				0.001	0.008	0.044	0.3	0.014	12.1	0.11	

- (注) 1 光化学オキシダント濃度は昼間(5~20時)の日最高1時間値の年平均値です。  
 2 非メタン炭化水素は、6~9時の3時間平均値の年平均値です。  
 3 芳賀局の浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質、小高局及び檜葉局の全項目、並びに大原局の微小粒子状物質は測定日数250日未満のため[参考値]です。  
 4 白河局の微小粒子状物質出典元：環境省

表-7 大気汚染物質の年平均値差

(平成24年度)

種別	市町村名	測定局	用途地域	環境基準項目						指針値設定項目	
				二酸化硫黄 (ppm)	二酸化窒素 (ppm)	光化学 オキシ ダント (ppm)	一酸化 炭素 (ppm)	浮遊 粒子 物 (mg/m <sup>3</sup> )	遊 状 質 (μg/m <sup>3</sup> )	微 粒 子 (μg/m <sup>3</sup> )	小 状 質 (ppmC)
一 般 環 境 大 気 測 定 局	福 島 市	南 町 住		-0.001	-0.001	0.003	—	0.000	—	—	
		森 合 //		0.000	-0.001	-0.001	—	-0.001	—	-0.01	
		古 川 //		—	0.000	0.000	—	0.001	—	—	
	二 本 松 市	二 本 松 //		—	—	0.000	—	-0.002	—	—	
	郡 山 市	芳 賀 //		0.000	-0.001	0.003	—	—	—	—	
		朝 日 //		0.000	0.000	0.006	—	0.000	—	0.03	
		堤 下 //		0.000	-0.001	0.003	—	—	—	—	
		日 和 田 //		0.000	-0.001	0.002	—	—	—	—	
		富 久 山 //		0.000	0.000	0.002	—	—	—	—	
		安 積 //		0.001	-0.001	0.002	—	—	—	—	
		須 賀 川 市	須 賀 川 //		0.000	0.000	0.000	—	0.000	—	-0.02
	白 河 市	白 河 //		0.000	0.000	0.000	—	0.001	0.5	-0.06	
	棚 倉 町	棚 倉 //		—	—	0.001	—	-0.002	—	0.01	
	矢 吹 町	矢 吹 //		—	—	0.003	—	0.001	—	—	
	会 津 若 松 市	会 津 若 松 //		-0.001	-0.001	0.001	—	-0.012	[-0.9]	-0.01	
	喜 多 方 市	喜 多 方 //		—	—	0.002	—	0.000	—	—	
	南 会 津 町	南 会 津 //		—	—	0.001	—	0.001	—	0.00	
	新 地 町	新 地 未		0.000	0.001	-0.005	—	-0.001	—	—	
	相 馬 市	相 馬 住		0.000	0.000	0.003	—	0.000	—	—	
	南 相 馬 市	原 町 //		0.000	0.000	0.007	—	0.001	—	0.00	
		小 高 //		—	—	—	—	—	—	—	
		檜 葉 町	檜 葉 未		—	—	—	—	—	—	
		広 野 町	広 野 //		0.000	0.000	0.001	—	0.000	—	—
	い わ き 市	上 中 田 準 工			-0.001	0.000	0.000	—	—	—	—
		花 ノ 井 住			0.000	—	—	—	—	—	—
		金 山 未			-0.002	—	—	—	—	—	—
		下 川 準 工			0.000	—	—	—	—	—	—
滝 尻 住				-0.001	—	—	—	-0.002	—	—	
大 原 //				0.001	0.001	-0.002	—	-0.001	—	0.01	
中 原 工				0.000	—	—	—	—	—	—	
揚 土 住				0.000	0.001	-0.001	—	-0.001	—	—	
中 央 台 未				—	—	—	—	—	—	—	
常 磐 未				—	—	—	—	—	—	—	
	四 倉 未			—	—	—	—	—	—		
一般局平均				0.000	0.000	0.001	—	-0.001	0.5	-0.01	
自 動 車 排 出 局	福 島 市	杉 妻 町 商		—	0.002	—	0.0	0.000	—	-0.01	
	郡 山 市	台 新 住		—	0.002	—	0.0	-0.005	—	0.01	
	い わ き 市	平 商		—	-0.001	—	-0.1	0.001	—	-0.08	
	自排局平均				—	0.001	—	0.0	-0.001	—	-0.02
全測定局の平均				0.000	0.000	0.001	0.0	-0.001	0.5	-0.01	

- (注)1 二酸化硫黄の横ばいの基準は、各測定局別の年平均値の前年度との比較で、-0.005ppm< (平均値0.005ppm)です。  
 2 二酸化窒素の横ばいの基準は、各測定局別の年平均値の前年度との比較で、-0.005ppm< (平均値0.005ppm)です。  
 3 一酸化炭素の横ばいの基準は、各測定局別の年平均値の前年度との比較で、-0.5ppm< (平均値の0.5ppm)です。  
 4 浮遊粒子状物質の横ばいの基準は、各測定局別の年平均値の前年度との比較で、-0.010mg/m<sup>3</sup>< (平均値の差)<0.010mg/m<sup>3</sup>です。  
 5 会津若松局の微小粒子状物質は測定日数250日未満のため[参考値]です。





平成24年度

有害大気汚染物質モニタリング調査結果

平成25年8月

福 島 県

この測定結果は、大気汚染防止法第22条第1項の規定に基づき、県内の有害大気汚染物質による大気の汚染状況についてモニタリング調査を行い、同法第24条の規定に基づいてその結果を公表するものです。

## 1 有害大気汚染物質モニタリング調査の概要

### (1) 測定期間

平成24年4月～平成25年3月

### (2) 実施機関

福島県、郡山市及びいわき市

### (3) 測定地点

県内4市において、一般環境7地点、発生源周辺2地点及び道路沿道2地点の計11地点で測定しました。

表-1 測定地点一覧

地域分類 (地点数)	市町村	測定地点	所在地	測定機関	
一般環境 (7)	福島市	信夫ヶ丘運動場	古川 14-1	福島県	
	会津若松市	大気測定局(会津若松局)	西栄町 4-61		
	郡山市	開成山公園	開成 1丁目	郡山市	
	いわき市	いわき市	大気測定局(揚土局)	平字揚土 5	いわき市
			大気測定局(四倉局)	四倉町狐塚字松橋 20	
			大気測定局(中央台局)	中央台鹿島 1丁目 55	
			大気測定局(常磐局)	常磐湯本町栄田 11	
発生源周辺 (2)	郡山市	大気測定局(芳賀局)	芳賀 2丁目 6-1	郡山市	
	いわき市	大気測定局(中原局)	小名浜字中原 5-1	いわき市	
道路沿道 (2)	福島市	県庁東分庁舎	杉妻町 5-75	福島県	
	いわき市	大気測定局(平局)	平字正内町 22	いわき市	

### (4) 測定項目

「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について(平成23年7月1日付け環境省水・大気環境局長一部改訂)」で測定対象となっている環境基準設定項目等19物質(福島県:13物質、郡山市:11物質、いわき市:16物質)について測定しました。

### (5) 測定方法等

「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」(平成23年3月環境省)に基づき、各地点毎に月1回連続24時間サンプリングを行い測定しました。

なお、有害大気汚染物質の大気中の濃度は、地域の社会・経済活動に密接に関係し、季節変動、週変動及び日変動が認められるため、そのモニタリング結果の評価に当たっては、これらの変動が平均化されるよう「年平均値」を用いています。

## 2 有害大気汚染物質モニタリング調査の結果

### (1) 環境基準設定項目

環境基準が定められているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの4物質は、すべての測定地点で環境基準を達成しました（表-2）。

#### ア ベンゼン

各測定地点の年平均値は  $0.55 \sim 1.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$  であり、すべての測定地点で環境基準 ( $3 \mu\text{g}/\text{m}^3$  以下) を達成しました。

#### イ トリクロロエチレン

各測定地点の年平均値は  $0.057 \sim 0.23 \mu\text{g}/\text{m}^3$  であり、すべての測定地点で環境基準 ( $200 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ) を達成しました。

#### ウ テトラクロロエチレン

各測定地点の年平均値は  $0.011 \sim 0.16 \mu\text{g}/\text{m}^3$  であり、すべての測定地点で環境基準 ( $200 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ) を達成しました。

#### エ ジクロロメタン

各測定地点の年平均値は  $0.42 \sim 0.92 \mu\text{g}/\text{m}^3$  であり、すべての測定地点で環境基準 ( $150 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ) を達成しました。

### (2) 指針値設定項目

環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（以下、「指針値」という。）が設定されているアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、1,3-ブタジエンの8物質のうち、ヒ素及びその化合物について指針値を超過する地点がありました。

#### ア アクリロニトリル

揚土局測定地点の年平均値は  $0.029 \mu\text{g}/\text{m}^3$  であり、指針値 ( $2 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ) を下回りました。

#### イ 塩化ビニルモノマー

各測定地点の年平均値は  $0.011 \sim 0.012 \mu\text{g}/\text{m}^3$  であり、すべての測定地点で指針値 ( $10 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ) を下回りました。

#### ウ クロロホルム

揚土局測定地点の年平均値は  $0.15 \mu\text{g}/\text{m}^3$  であり、指針値 ( $18 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ) を下回りました。

#### エ 1,2-ジクロロエタン

各測定地点の年平均値は  $0.074 \sim 0.41 \mu\text{g}/\text{m}^3$  であり、すべての測定地点で指針値 ( $1.6 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ) を下回りました。

オ 水銀及びその化合物

各測定地点の年平均値は  $1.6 \sim 5.5\text{ng/m}^3$  であり、すべての測定地点で指針値 ( $40\text{ng/m}^3$ ) を下回りました。

カ ニッケル化合物

各測定地点の年平均値は  $0.85 \sim 1.9\text{ng/m}^3$  であり、すべての測定地点で指針値 ( $25\text{ng/m}^3$ ) を下回りました。

キ ヒ素及びその化合物

各測定地点の年平均値は  $1.1 \sim 15\text{ng/m}^3$  であり、中央台局 ( $13\text{ng/m}^3$ ) 及び中原局 ( $15\text{ng/m}^3$ ) の 2 地点で指針値 ( $6\text{ng/m}^3$ ) を超過しました。

ク 1,3-ブタジエン

各測定地点の年平均値は  $0.044 \sim 0.13 \mu\text{g/m}^3$  であり、すべての測定地点で指針値 ( $2.5 \mu\text{g/m}^3$ ) を下回りました。

(3) その他の項目

アセトアルデヒド、塩化メチル、酸化エチレン、トルエン、ベンゾ[a]ピレン、ホルムアルデヒド、マンガン及びその化合物の 7 物質については、すべての測定地点で平成 23 年度における全国の状況と同程度の濃度でした。

表－２ 平成24年度有害大気汚染物質モニタリング調査結果の概要

物質名 (単位)	地域分類	測定値(年平均値)						全国の状況 <sup>※1</sup>		環境基準 (指針値) ※2
		地点数				平均	測定値の範囲	年平均値	測定値の 最大	
		福 島 県	郡 山 市	い わ き 市	計					
ベンゼン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	一般環境	2	1	3	6	0.77	0.55 ~ 1.0	1.0	2.1	3
	発生源周辺		1		1	0.83	0.83	1.4	5.7	
	道路沿道	1		1	2	1.3	1.1 ~ 1.5	1.4	2.5	
トリクロロエチレン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	一般環境	2	1	3	6	0.12	0.057 ~ 0.23	0.48	4.2	200
	発生源周辺		1		1	0.23	0.23	0.71	17	
テトラクロロエチレン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	一般環境	2	1	3	6	0.056	0.011 ~ 0.16	0.16	0.98	200
	発生源周辺		1		1	0.086	0.086	0.21	1.8	
ジクロロメタン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	一般環境	2	1	3	6	0.69	0.42 ~ 0.92	1.6	7.9	150
	発生源周辺		1		1	0.83	0.83	1.8	14	
アクリロニトリル ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	一般環境			1	1	0.029	0.029	0.063	0.72	(2)
塩化ビニルモノマー ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	一般環境		1	1	2	0.012	0.011 ~ 0.012	0.044	0.97	(10)
	発生源周辺		1		1	0.011	0.011	0.10	1.2	
クロロホルム ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	一般環境			1	1	0.15	0.15	0.19	0.57	(18)
1,2-ジクロロエタン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	一般環境	2	1	1	4	0.24	0.074 ~ 0.41	0.14	0.45	(1.6)
	発生源周辺		1		1	0.13	0.13	0.32	3.5	
水銀及びその化合物 ( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	一般環境	2		1	3	3.0	1.6 ~ 5.5	2.1	4.6	(40)
ニッケル化合物 ( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	一般環境	2	1	1	4	1.5	0.85 ~ 1.9	3.6	16	(25)
	発生源周辺		1		1	1.4	1.4	6.4	16	
ヒ素及びその化合物 ( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	一般環境		1	4	5	5.7	2.9 ~ 13	1.2	6.9	(6)
	発生源周辺		1	1	2	8.0	1.1 ~ 15	2.8	34	
1,3-ブタジエン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	一般環境			1	1	0.044	0.044	0.11	0.53	(2.5)
	沿道	1		1	1	0.12	0.11 ~ 0.13	0.20	0.70	

物質名 (単位)	地域分類	測定値(年平均値)						全国の状況 <sup>※1</sup>		環境基準 (指針値) ※2
		地点数				平均	測定値の範囲	年平均値	測定値 の最大	
		福 島 県	郡 山 市	い わ き 市	計					
アセトアルデヒド ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	一般環境	2		1	3	1.5	1.2 ~ 1.8	2.2	7.9	—
	道路沿道	1		1	2	1.4	1.4 ~ 1.5	2.4	7.0	
塩化メチル ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	一般環境	2	1		3	1.5	1.4 ~ 1.5	1.4	1.9	—
	発生源周辺		1		1	1.4	1.4	1.5	3.5	
酸化エチレン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	一般環境		1		1	0.070	0.070	0.084	0.25	—
	発生源周辺		1		1	0.095	0.095	0.10	0.30	
トルエン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	一般環境	2			2	32	22 ~ 41	7.6	22	—
	道路沿道	1		1	2	19	4.6 ~ 33	11	26	
ベンゾ[a]ピレン ( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	道路沿道	1		1	2	0.10	0.075 ~ 0.12	0.22	1.0	—
ホルムアルデヒド ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	一般環境	2		1	3	2.2	2.0 ~ 2.6	2.4	6.8	—
	道路沿道	1		1	2	2.3	2.0 ~ 2.5	2.8	6.1	
マンガン及び その化合物( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	一般環境		1		1	9.6	9.6	20	59	—
	発生源周辺		1		1	15	15	38	160	

※1：出典：平成23年度大気汚染状況について（有害大気汚染物質モニタリング調査結果報告）（環境省）

※2：ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンについては環境基準

アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、1,3-ブタジエンについては指針値

平成24年度

酸性雨モニタリング調査結果

平成25年8月

福 島 県

この調査結果は、平成24年度における県内の酸性雨の状況を調査した結果を取りまとめたものです。

### 1 調査の目的

地球的規模の環境問題の一つである降水の酸性化（酸性雨）については、全国的にpH4台の降水が確認されています。これは欧米とほぼ同程度であり生態系への影響が懸念されていることから、県内の酸性雨の実態を把握するため、モニタリング調査を実施しました。

### 2 調査地点及び捕集方法等

調査地点	調査地点の場所	調査実施機関	捕集方法
会津若松	会津若松市追手町7-40 (福島県会津保健福祉事務所)	会津地方振興局 (分析は環境センター)	ろ過式雨水採取器により捕集
郡山	郡山市朝日3-5-7 (郡山市環境保全センター)	郡山市環境保全センター	〃
いわき	いわき市小名浜大原字六反田22 (いわき市環境監視センター)	いわき市環境監視センター	〃
羽鳥	岩瀬郡天栄村大字田良尾字芝草 (羽鳥湖付近)	環境センター	〃

### 3 調査項目等

調査項目	調査頻度
降水量、pH、導電率、水素イオン ( $H^+$ ) 硫酸イオン ( $SO_4^{2-}$ )、硝酸イオン ( $NO_3^-$ )、塩化物イオン ( $Cl^-$ )、アンモニウムイオン ( $NH_4^+$ )、カルシウムイオン ( $Ca^{2+}$ )、マグネシウムイオン ( $Mg^{2+}$ )、カリウムイオン ( $K^+$ )、ナトリウムイオン ( $Na^+$ )、非海塩性カルシウムイオン ( $nss-Ca^{2+}$ )、非海塩性硫酸イオン ( $nss-SO_4^{2-}$ )	通年 (原則として2週間ごとに捕集、ただし羽鳥は1ヶ月ごとに捕集)



#### 4 調査結果

各調査地点のpHの年間平均値は、4.88～5.14でした。また、主なイオン成分の年間沈着量は、非海塩性硫酸イオン(nss-SO<sub>4</sub><sup>2-</sup>)21.5～37.6 meq/m<sup>2</sup>/年、硝酸イオン(NO<sub>3</sub><sup>-</sup>)13.8～24.6 meq/m<sup>2</sup>/年、非海塩性カルシウムイオン(nss-Ca<sup>2+</sup>)7.6～22.2 meq/m<sup>2</sup>/年、アンモニウムイオン(NH<sub>4</sub><sup>+</sup>)19.1～64.3 meq/m<sup>2</sup>/年であり、総イオン沈着量(Total-ion)は115.1～344.6 meq/m<sup>2</sup>/年でした。(表-1、図-1)

pHの年間平均値の推移については、前年度に比べ郡山地点及び羽鳥地点において低下し、会津若松地点及びいわき地点において上昇しました(図-2)。

表-1 ろ過式酸性雨採取による調査結果

調査地点	年間降水量(mm)	pHの年間平均値	導電率の年間平均値(μS/cm)	年間沈着量(単位:meq/m <sup>2</sup> /年)											
				H <sup>+</sup>	SO <sub>4</sub> <sup>2-</sup>	NO <sub>3</sub> <sup>-</sup>	Cl <sup>-</sup>	Na <sup>+</sup>	K <sup>+</sup>	Ca <sup>2+</sup>	Mg <sup>2+</sup>	NH <sub>4</sub> <sup>+</sup>	Total-ion	nss-SO <sub>4</sub> <sup>2-</sup>	nss-Ca <sup>2+</sup>
会津若松	1079.2	4.96	21.2	12.0	41.1	23.9	82.4	73.1	3.4	25.4	18.0	21.8	301.1	32.3	22.2
郡山*	792.0	5.09	27.1	11.6	26.4	24.6	35.1	22.3	1.9	13.2	6.8	49.9	191.9	23.8	12.2
いわき	1251.3	5.14	22.4	15.5	46.5	22.7	82.9	73.9	3.4	19.5	16.0	64.3	344.6	37.6	16.3
羽鳥	792.0	4.88	14.0	10.4	23.4	13.8	17.7	15.1	2.1	8.3	5.2	19.1	115.1	21.5	7.6

※平成25年1月～平成25年3月は降雨量が著しく少なく、分析不可能であったので欠測とした。

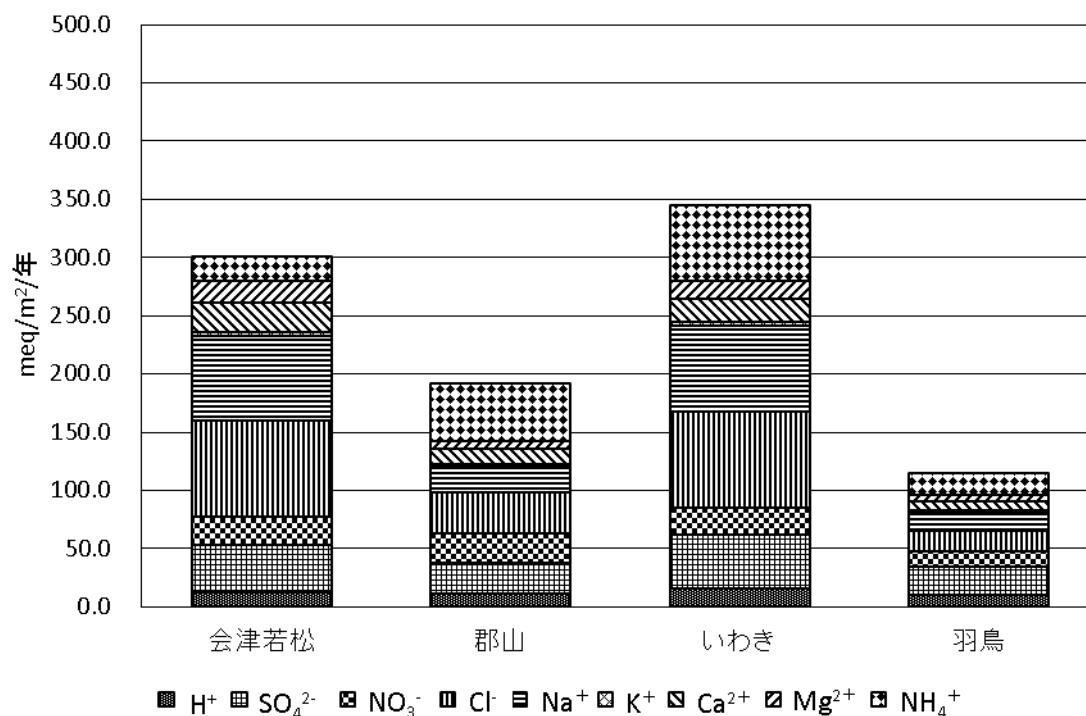


図-1 ろ過式酸性雨採取による調査結果 (地点別イオン成分沈着量)

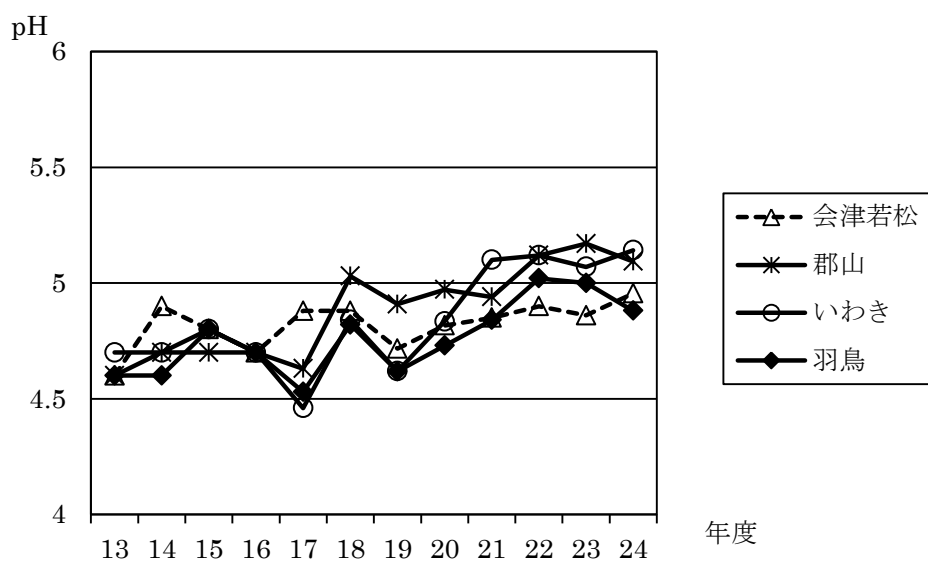


図-2 ろ過式酸性雨採取による各調査地点の pH の平均値の推移

## 5 まとめ

平成24年度における郡山及び羽鳥の降水のpHは前年度より低くなり、いわき及び会津若松の降水のpHは前年度より高くなっていますが、その変化量は小さく横ばい傾向にあります。平成24年度における県内4地点の降水の平均導電率及び平均イオン成分沈着量も同様で、増減はありますが、それぞれの変化量は横ばい傾向にあります。

表-2 ろ過式酸性雨採取による調査結果の比較(年平均値)

	年間降水量 (mm)	pH	導電率 ( $\mu S/cm$ )	上段:年間沈着量(単位 : meq/m <sup>2</sup> /年)											
				下段:総イオン沈着量に対する割合(単位 : %)											
				H <sup>+</sup>	SO <sub>4</sub> <sup>2-</sup>	NO <sub>3</sub> <sup>-</sup>	Cl <sup>-</sup>	Na <sup>+</sup>	K <sup>+</sup>	Ca <sup>2+</sup>	Mg <sup>2+</sup>	NH <sub>4</sub> <sup>+</sup>	Total-ion	nss-SO <sub>4</sub> <sup>2-</sup>	nss-Ca <sup>2+</sup>
福島県 (H24年度)	978.6	5.02	21.2	12.4	34.4	21.3	54.5	46.1	2.7	16.6	11.5	38.8	238.3	28.8	14.6
				5.2	14.4	8.9	22.9	19.4	1.1	7.0	4.8	16.3	100	12.1	6.1
福島県 (H23年度)	1090.9	5.02	17.6	11.1	40.4	24.9	41.8	31.9	2.3	23.2	10.7	48.8	235.0	36.2	21.6
				4.7	17.2	10.6	17.8	13.6	1.0	9.9	4.6	20.8	100	15.4	9.2
全国 (H23年度)	2158.2	4.77	24.7	39.5	34.0	25.3	196.3	166.6	4.8	8.3	19.9	25.6	520.3	24.0	4.8
				7.6	6.5	4.9	37.7	32.0	0.9	1.6	3.8	4.9	100	4.6	0.9

※イオン成分沈着量の単位「meq」について

「m(ミリ)」は千分の一、「eq」は中和反応等の化学反応性に基づいて定められた元素や化合物の一定量である「化学当量(chemical equivalent)」を表しています。

平成24年度

アスベストモニタリング調査結果

平成25年 8月

福 島 県

この調査結果は、平成24年度における県内の一般環境大気中アスベスト濃度及び特定粉じん排出等作業（建築物解体等工事）現場周辺のアスベスト濃度を調査した結果をとりまとめたものです。

## 1 調査の目的

アスベストは耐熱性及び耐摩耗性など多くの優れた特性を有していることから、建材などの工業原材料として広く使用されてきました。しかし、いったん大気中に放出されると分解・変質せずに環境中に蓄積され、大量に吸い込むと肺がんや中皮腫などを引き起こすことなどが問題となっています。

また、大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出作業は、大気中へのアスベスト排出濃度規制がないため、建築物解体等工事現場からのアスベスト飛散が懸念されています。

このため、県内の一般環境大気中のアスベスト濃度の把握及び特定粉じん排出等作業のアスベスト濃度の調査の実施により、アスベストの大気環境中への飛散防止のより一層の徹底を図ることを目的として本調査を実施しました。

## 2 調査の概要

### (1) 一般環境大気中のアスベスト濃度調査

#### ア 調査地点、調査時期及び実施機関

平成24年度は県内6市1町において、いずれも主に住宅の用に供する地域で毎月実施しました（表-1）。

表-1 調査地点、調査時期及び実施機関一覧

市町村名	調査地点（所在地）	調査時期	実施機関
福島市	大気測定局（森合測定局） （福島市森合字中谷地2-3）	月1回	福島県
白河市	大気測定局（白河測定局） （白河市寺小路28）		
会津若松市	会津保健福祉事務所 （会津若松市追手町7-40）		
南会津町	南会津合同庁舎（南会津郡南会津町 田島字根小屋甲4277-1）		
南相馬市	南相馬合同庁舎 （南相馬市原町区錦町1丁目30）		
郡山市	郡山市環境保全センター （郡山市朝日3丁目5-7）	月1回	郡山市
いわき市	大気測定局（四倉測定局） （いわき市四倉町狐塚字松橋20）	月1回	いわき市
	大気測定局（大原測定局） （いわき市小名浜大原字六反田22）	月1回	

#### イ 測定方法

福島県、郡山市実施分については「アスベストモニタリングマニュアル（第4.0版）」（平成22年6月環境省水・大気環境局大気環境課）、いわき市実施分については「アスベストモニタリングマニュアル（第3版）」（平成19年5月環境省水・大気環境局大気環境課）に基づき実施しました。

#### ウ 調査結果

県内の一般環境中アスベスト濃度は、ND～0.32本/Lであり、平成23年度調査結果と比較すると大きな変化はないため、震災の影響による一般環境中への飛散の可能性は低いと考えられます（表－2）。

また、大気汚染防止法第18条の5に規定する特定粉じん発生施設に係る隣地との敷地境界における規制基準10本/Lと比較すると低い値でした。

### (2) 特定粉じん排出等作業現場周辺のアスベスト濃度調査

#### ア 調査地点

大気汚染防止法第18条の15に基づく届出及び建設リサイクル法に基づく解体の届出の中から調査地点を選定し、原則として、作業現場の敷地境界の2地点（集じん・排気装置の排出口に最も近い1地点及び主風向の風下1地点）で調査を実施しました。

#### イ 測定方法

「アスベストモニタリングマニュアル（第4.0版）」（平成22年6月環境省水・大気環境局大気環境課）に基づき実施しました。

#### ウ 調査結果

県内の特定粉じん排出等作業現場周辺のアスベスト濃度は、ND～5.2本/Lであり、大気汚染防止法第18条の5に規定する特定粉じん発生施設に係る隣地との敷地境界における規制基準（以下、「敷地境界基準」という。）10本/Lと比較すると低い値でした。（表－3）

表一 2 一般環境アスベスト濃度調査結果

市町村名	調査地点	アスベスト濃度（下段の（ ）内はアスベスト以外を含む総繊維数濃度）（本/L）※1※2												検出値の 平均値 （本/L）
		調査時期												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
福島市	大気測定局 （森合局）	0.15	0.12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ND	0.13
		(2.0)	(1.9)	(0.90)	(1.0)	(0.49)	(0.71)	(0.23)	(0.90)	(0.77)	(0.60)	(0.62)	(4.4)	(0.91)
白河市	大気測定局 （白河局）	0.15	ND	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.15
		(3.2)	(1.7)	(0.64)	(0.59)	(0.61)	(0.28)	(0.57)	(0.45)	(0.42)	(0.62)	(0.48)	(0.72)	(0.67)
会津若松市	会津保健福 社事務所	0.17	ND	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.17
		(1.8)	(1.2)	(1.0)	(0.83)	(0.72)	(0.67)	(0.88)	(0.50)	(0.49)	(0.56)	(0.36)	(0.22)	(0.67)
南会津町	南会津 合同庁舎	0.15	0.19	ND	ND	ND	-	0.12	-	-	-	-	-	0.15
		(1.6)	(3.3)	(1.7)	(1.4)	(1.8)	(0.88)	(1.1)	(0.86)	(0.65)	(0.56)	(0.65)	(0.39)	(1.0)
南相馬市	南相馬 合同庁舎	0.12	ND	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.12
		(1.3)	(1.4)	(0.61)	(0.96)	(0.74)	(0.67)	(0.73)	(0.39)	(0.68)	(0.64)	(0.32)	(0.62)	(0.70)
郡山市	郡山市 環境保全 センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		(0.45)	(0.93)	(0.89)	(0.60)	(0.51)	(0.16)	(0.15)	(0.19)	(0.16)	(0.30)	(0.23)	(0.23)	(0.32)
いわき市※3	大気測定局 （四倉局）	0.17	0.06	0.11	0.20	0.08	0.13	0.13	0.08	0.13	0.13	0.18	0.13	0.12
		(0.17)	(0.39)	(0.11)	(0.32)	(0.69)	(0.13)	(0.13)	(0.33)	(0.33)	(0.17)	(0.79)	(0.13)	(0.22)
いわき市※3	大気測定局 （大原局）	0.32	0.05	0.22	0.20	0.07	0.22	0.25	0.16	0.13	0.13	0.06	0.13	0.14
		(0.37)	(0.28)	(0.81)	(0.32)	(0.35)	(0.32)	(0.28)	(0.73)	(0.25)	(0.23)	(0.43)	(0.16)	(0.34)
平成24年度調査結果		ND~0.32												0.12~0.17
平成23年度調査結果		0.05~0.74												0.13~0.18
大気汚染防止法の 敷地境界基準（参考）		10												

※1 アスベスト濃度の単位は、大気1リットルあたりのアスベスト繊維数である。

※2 大気試料は、ひと月につき3回採取し、光学顕微鏡を用いて総繊維数を計数（下段の（ ）内に平均値を記載）、3検体とも1本/Lを超えたものについて電子顕微鏡を用いてアスベスト濃度を測定した（いわき市以外）。「-」は電子顕微鏡の測定がなかったもの、「ND」は電子顕微鏡の測定の結果、アスベストが検出されなかったことを表す。

※3 いわき市では電子顕微鏡は使用せず、位相差顕微鏡によりアスベスト（クリソタイル）の係数をを行い、測定値としている。

表一3 特定粉じん排出等作業周辺のアスベスト濃度調査結果

(参考:敷地境界基準 10本/L<sub>※1</sub>)

番号	地域	調査地点	調査日	測定地点 <sub>※2</sub>	光学顕微鏡	電子顕微鏡 <sub>※3</sub>	実施機関
					総繊維数 濃度(本/L)	アスベスト 濃度(本/L)	
1	県北	福島市大町	H24.11.28	排出口付近	2.0	0.38	福島県
				風下	0.39	—	
2	県北	伊達市梁川町栗野	H24.12.12	排出口付近	1.5	ND	福島県
				風下	2.2	ND	
3	県北	福島市大町	H25.2.22	排出口付近	2.5	ND	福島県
4	県北	福島市北矢野目	H25.2.26	排出口付近	6.8	5.2	福島県
5	県中	田村市滝根町神俣	H24.6.15	排出口付近	0.7	—	福島県
				風下	1.1	ND	
6	県中	須賀川市加治町	H24.11.19	排出口付近	0.73	—	福島県
				風下	0.39	—	
7	県南	棚倉町大字堤	H24.5.22	風下	0.99	—	福島県
8	県南	矢吹町大字矢吹	H24.8.23	排出口付近	2.9	ND	福島県
9	県南	白河市飯沢	H24.8.30	排出口付近	0.87	—	福島県
10	県南	白河市東釜子	H24.11.30	排出口付近	0.39	—	福島県
11	県南	白河市瀬戸原	H24.12.5	排出口付近	0.9	—	福島県
12	県南	白河市東釜子	H25.2.25	排出口付近	1.1	0.38	福島県
				風下	0.79	—	
13	会津	会津若松市鶴賀町	H24.8.24	風下	0.79	—	福島県
				その他 <sub>※4</sub>	0.51	—	
14	南会津	只見町大字只見	H24.9.11	風下	0.65	—	福島県
15	相双	南相馬市原町区 三島町	H24.6.28	排出口付近	1.1	ND	福島県
				風下	1.2	ND	

※1 アスベスト濃度の単位は、大気1リットルあたりのアスベスト繊維数である。

※2 排出口とは、集じん・排気装置排出口、アスベスト除去作業場所の前室または出入口に最も近い測定地点。敷地境界とは、主風向等の情報を勘案した風下の敷地境界における測定地点。

※3 光学顕微鏡にて総繊維数濃度(アスベスト以外を含む)が1本/Lを超えたものについて、電子顕微鏡によりアスベストを測定した。「—」は電子顕微鏡の測定がなかったもの、「ND」は電子顕微鏡の測定の結果、アスベストが検出されなかったことを表す。

※4 排出口から最も近い地点。(地形上、排出口付近での測定不能)





平成 2 4 年度  
公共用水域の水質測定結果

平成 2 5 年 8 月

福 島 県

この測定結果は、水質汚濁防止法第16条第1項の規定により策定された平成24年度公共用水域水質測定計画に基づき、県内の公共用水域の水質汚濁の状況を常時監視した結果を取りまとめたもので、同法第17条の規定により公表するものです。

## 1 測定内容

### (1) 測定期間

平成24年4月 ～ 平成25年3月

### (2) 測定機関

福島県、福島市、郡山市、いわき市及び国土交通省（東北地方整備局及び北陸地方整備局）

### (3) 測定地点及び測定項目

#### ア 測定地点数

表－1 測定水域数及び測定地点数

水域区分	環境基準の類型指定状況	測定地点数等								
		河川数等	水域数	地点数	地点数の測定機関別内訳					
					福島県	福島市	郡山市	いわき市	東北地方整備局	北陸地方整備局
河川	指定有	39(36)	55(42)	82(51)	44	1	6	15	11	5
	指定無	35(10)	35(10)	37(10)	15	5	7	10	0	0
	小計	74(46)	90(52)	119(61)	59	6	13	25	11	5
湖沼	指定有	15(3)	15(3)	28(7)	24	0	3	0	0	1
	指定無	3(2)	3(2)	3(2)	1	0	0	0	2	0
	小計	18(5)	18(5)	31(9)	25	0	3	0	2	1
海域	指定有	13(5)	13(5)	30(7)	10	0	0	20	0	0
合計		105(56)	121(62)	180(77)	94	6	16	45	13	6

- (注) 1 指定の有無は、生活環境の保全に関する環境基準の類型のあてはめの有無を示す。  
 2 ( )内は、測定地点数の内数であり、健康項目の測定地点数を示す。  
 3 原子力災害対策特別措置法に基づく旧警戒区域内（河川13地点、海域4地点）は未測定で、測定地点には含まない。

イ 測定項目

測定項目は、測定地点の状況等により選定して測定しました。

表－２ 測定項目

区 分		項 目 名
健康項目		カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、ポリ塩化ビフェニル、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン
生活環境項目		pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質、全窒素、全磷、全亜鉛
その他の項目	トリハロメタン生成能	トリハロメタン生成能(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルム)
	要監視項目	クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシ銅、クロロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロルボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン

2 測定結果の概要

(1) 環境基準の達成状況

ア 健康項目

カドミウム等27項目の健康項目は、河川、湖沼及び海域の77地点で測定した結果、すべての地点で環境基準を達成しました。

また、過去5年間における測定結果でも環境基準の超過はありませんでした。

イ 生活環境項目

(ア) BOD又はCOD

水質汚濁の代表的指標であるBOD(河川)又はCOD(湖沼及び海域)の環境基準達成率は、河川96.4%、湖沼73.3%、海域100%でした。全水域の達成率は全年度と同様92.8%でした(表-3)。

なお、環境基準未達成水域は6水域でした(表-4)。

(イ) 全窒素・全磷

湖沼や海域の富栄養化の代表的指標である全窒素・全磷の環境基準達成率は、湖沼71.4%(前年度と同じ)、海域100%(前年度と同じ)でした(表-5)。

なお、環境基準未達成水域は2水域でした(表-6)。

(ウ) 全亜鉛

水生生物及びその生息又は生育環境の保全の指標である全亜鉛については、平成18年度から順次、県内の各水域に環境基準の当てはめが行われており、平成24年度の環境基準達成率は100%でした（表-7）。

表-3 年度別BOD又はCODの環境基準の達成状況

水域	環境基準 類型	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
		達成率 (%)	達成率 (%)	達成率 (%)	達成率 (%)	達成率 (%)	達成水域数/ 指定水域数
河川	A	100	100	100	100	100	40/40
	B	93.3	100	100	100	83.3	10/12
	C	100	100	100	66.7	100	3/3
	D	—	—	—	—	—	—
		98.3	100	100	98.2	96.4	53/55
湖沼	A	73.3	66.7	73.3	73.3	73.3	11/15
海域	A	100	57.1	100	85.7	100	7/7
	B	100	100	100	100	100	6/6
		100	76.9	100	92.3	100	13/13
合計		94.3	90.9	95.5	92.8	92.8	77/83

表-4 年度別BOD又はCODの環境基準を達成しなかった水域の測定結果（単位：mg/L）

	水系名	水域名	環境基準点名 (市町村名)	平成	平成	平成	平成	平成	基準値 (mg/L 以下)
				20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	
河川	阿賀野川	湯川	新湯川橋	2.8	2.5	2.4	3.0	<u>3.6</u>	3
	阿武隈川	逢瀬川	幕ノ内橋上流	<u>3.6</u>	2.9	2.4	3.0	<u>3.1</u>	3
湖沼	阿賀野川	尾瀬沼	湖心 (桧枝岐村)	<u>4.7</u>	<u>4.5</u>	<u>4.1</u>	<u>5.6</u>	<u>3.9</u>	3
		雄国沼	湖心 (北塩原村)	<u>5.0</u>	<u>5.4</u>	<u>5.2</u>	<u>4.8</u>	<u>6.8</u>	3
	阿武隈川	東山ダム貯水池	東山ダムサイト (会津若松市)	<u>3.8</u>	<u>3.3</u>	3.0	3.0	<u>3.7</u>	3
		千五沢ダム貯水池	千五沢ダムサイト (石川町)	<u>6.3</u>	<u>5.6</u>	<u>5.6</u>	<u>5.9</u>	<u>6.6</u>	3

- (注) 1 「河川」はBODの75%水質値、「湖沼」及び「海域」はCODの75%水質値。  
 2 水域内すべての環境基準点で環境基準を満足している場合に達成水域とする。  
 3 下線付      は環境基準未達成であったことを示す。  
 4 千五沢ダム貯水池には、平成27年度までの暫定目標値：COD5.0mg/Lが設定。  
 5 尾瀬沼は、福島県で測定した結果のみを記載。

表－5 年度別全窒素・全燐の環境基準の達成状況

水 域	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
	達成率 (%)	達成率 (%)	達成率 (%)	達成率 (%)	達成率 (%)	達成水域数 ／指定水域数
湖 沼	71.4	71.4	71.4	71.4	71.4	5/ 7
海 域	100	50.0	50.0	100	100	2/ 2

表－6 年度別全窒素・全燐の環境基準を達成しなかった水域の測定結果 (単位：mg/L)

水 域	水 域 名	環境基準点名 (市町村名)	項 目	平成	平成	平成	平成	平成	基準値 (mg/L 以下)
				20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	
湖 沼	東山ダム 貯水池	東山ダムサイト (会津若松市)	全 燐	<u>0.016</u>	<u>0.016</u>	<u>0.013</u>	<u>0.013</u>	<u>0.017</u>	0.01
			全窒素	<u>1.0</u>	<u>1.2</u>	<u>1.1</u>	<u>1.2</u>	<u>1.4</u>	0.4
	千五沢ダム 貯水池	千五沢ダムサイト (石川町)	全 燐	<u>0.069</u>	<u>0.075</u>	<u>0.066</u>	<u>0.077</u>	<u>0.076</u>	0.03

- (注) 1 各基準点における表層の年間平均値を水域内すべての基準点について平均した値により評価する。  
 2 全窒素・全燐ともに環境基準を満足している場合に、達成水域とする。  
 3 下線付      は環境基準未達成であったことを示す。  
 4 東山ダム貯水池には、平成27年度までの暫定目標値：全燐0.014mg/Lが設定。  
 5 千五沢ダム貯水池には、平成27年度までの暫定目標値：全窒素0.96mg/L, 全燐0.052mg/Lが設定。

表－7 全亜鉛の環境基準の達成状況

水 域	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
	達成率 (%)	達成率 (%)	達成率 (%)	達成率 (%)	達成率 (%)	達成水域数 ／指定水域数
河 川	100	100	100	100	100	44/44
湖 沼	100	100	100	100	100	7/ 7

(2) その他の項目の測定結果

ア 要監視項目の測定結果

要監視項目については、6河川の7地点で測定した結果、すべての地点で指針値の超過はありませんでした。

※ 要監視項目：クロロホルム等の人の健康の保護又は水生生物の保全に関連する物質で、公共用水域等における検出状況からみて、環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質とされている26項目

※ 指針値：要監視項目の測定結果を評価する上で設定された、長期間摂取に伴う健康への影響を考慮して算定された値

#### イ トリハロメタン生成能の測定結果

11河川、5湖沼の18地点で測定した結果、トリハロメタン生成能の年平均値は0.015～0.19mg/Lの範囲で、17地点で水質目標値を達成しました。

水質目標値が未達成だったのは、千五沢ダム貯水池でした。

※ トリハロメタンは、水中のフミン質などの有機物が浄水処理過程の塩素処理により分解、塩素化されて生成するものであり、ある水が一定の条件下でもつトリハロメタンの潜在的な生成量のことをトリハロメタン生成能といいます。

水質目標値は水域の最高平均水温により決定し、30～35℃では0.05mg/L、15℃では0.09mg/Lで、水温が5℃下がると水質目標値は0.01mg/L上昇します。

### 3 汚濁原因と対策

#### (1) 河川

ア 湯川（新湯川橋）については、BODに係る環境基準が未達成でした。その原因としては工事や渇水等による水量の減少が考えられます。

イ 逢瀬川（幕ノ内橋上流）については、BODに係る環境基準が未達成でした。その原因としては、生活排水が考えられます。

#### (2) 湖沼

ア 千五沢ダム貯水池については、COD、全窒素及び全リンに係る環境基準が未達成でした。主な汚濁原因は生活排水のほか、畜産系の排水や自然由来の影響が複合的に関連していると考えられます。

この千五沢ダム貯水池に流入する河川の流域は「生活排水対策重点地域」に指定されており、流域自治体と連携して農業集落排水処理施設や合併処理浄化槽の整備等の対策を推進するとともに、家畜排せつ物の処理対策等の指導を実施しています。

イ 尾瀬沼、秋元湖及び雄国沼についてはCODに係る環境基準が未達成、また、東山ダム貯水池についてはCOD及び全リンに係る環境基準が未達成であり、いずれも主な汚濁原因は植物などの有機物（自然由来）であると考えられます。

#### (3) 海域

ア すべての海域については、CODに係る環境基準を達成しました。

## 水質測定結果（BOD又はCOD）

1 河川の各調査地点におけるBOD75%水質値の経年変化 （単位：mg/L） No. 1

水系	水域名	類型等(基準値)	指定年月日	連番号	調査地点名	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
阿賀野川	阿賀野川(1)	A,イ (2 mg/L以下)	S48.3.31	○ 1	田島橋	0.6	1.1	0.9	0.9	0.6
				2	大川橋上流	1.1	1.6	1.2	1.0	0.8
	阿賀野川(2)	A,イ (2 mg/L以下)	H14.7.15	3	馬越橋	0.9	0.7	0.5	0.6	0.7
				○ 4	宮古橋	0.8	0.8	0.9	0.7	1.0
	阿賀野川(3)	A,ハ (2 mg/L以下)	S48.3.31	5	山科地先	0.8	0.7	1.5	1.3	0.9
				○ 6	新郷ダム	0.9	1.3	0.9	0.8	1.4
	只見川	A,イ (2 mg/L以下)	S49.3.26	○ 7	西谷橋	0.9	1.1	1.0	0.8	0.7
				○ 8	藤橋	1.0	1.2	1.0	0.7	0.8
	伊南川	A,イ (2 mg/L以下)	S49.3.26	○ 9	青柳橋	0.8	1.0	0.9	0.7	0.9
				○ 10	黒沢橋	0.7	0.9	1.0	0.8	0.7
	田付川	A,ロ (2 mg/L以下)	S57.6.22	○ 11	大橋	1.1	1.0	0.9	0.5	0.6
		A,イ (2 mg/L以下)	H21.3.23	○ 12	下川原橋	1.7	1.5	1.2	1.0	1.7
	宮川	A,イ (2 mg/L以下)	S57.6.22	○ 13	細工名橋	1.5	1.3	1.2	1.4	1.3
	旧宮川	B,イ (3 mg/L以下)	S57.6.22	○ 14	丈助橋	2.0	2.4	2.0	1.9	2.0
	濁川	A,イ (2 mg/L以下)	S57.6.22	○ 15	濁川橋	1.6	1.4	1.2	1.2	1.2
		A,イ (2 mg/L以下)	H21.3.23	○ 16	山崎橋	1.3	1.3	1.0	1.1	1.4
	日橋川	A,イ (2 mg/L以下)	S57.6.22	○ 18	南大橋	0.7	0.7	0.7	0.8	1.2
	湯川	A,イ (2 mg/L以下)	S57.6.22	○ 19	滝見橋	1.3	1.2	1.3	0.9	0.9
○ 20				新湯川橋	2.8	2.5	2.4	3.0	3.6	
21				阿賀野川合流前	5.1	2.8	2.4	2.9	2.2	
旧湯川	B,ロ (3 mg/L以下)	S57.6.22	○ 22	栗ノ宮橋	1.5	1.3	1.2	1.5	1.7	
阿武隈川	阿武隈川上流	A,イ (2 mg/L以下)	S46.5.25	○ 33	羽太橋	0.9	0.8	0.8	0.9	0.6
	阿武隈川中流(1)	B,イ (3 mg/L以下)	H14.7.15	34	田町大橋上流400m	1.3	1.0	1.3	0.9	0.9
				35	川ノ目橋	1.9	1.9	1.9	2.0	2.0
				36	江持橋	1.4	1.3	1.2	1.0	1.4
				○ 38	阿久津橋	1.4	1.4	1.2	1.1	1.4
	阿武隈川中流(2)	B,ロ (3 mg/L以下)	S46.5.25	40	高田橋	2.2	2.6	1.9	2.1	2.5
				41	蓬萊橋	1.5	1.7	1.2	1.4	1.7
				○ 42	大正橋	1.5	1.5	1.2	1.5	1.6
	広瀬川(小国川)	A,イ (2 mg/L以下)	H18.3.24	○ 43	館ノ腰橋上流	1.1	1.7	0.9	0.9	1.0
				○ 46	広瀬川合流前	2.0	1.8	1.8	1.7	1.6
44				地藏川原橋	1.4	1.9	1.0	0.8	1.0	
○ 45	阿武隈川合流前	1.3	1.9	1.0	1.3	1.6				

- (注) 1 連番号欄の○印は、環境基準点を示す。  
 2 類型等の「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成、「ニ」は段階的に暫定目標値を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努めることを示す。  
 3 類型等は平成24年4月1日現在のもの。

水系	水域名	類型等(基準値)	指定年月日	連番号	調査地点名	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	摺上川	A, イ (2 mg/L以下)	H18. 3. 24	51	十綱橋	1.1	1.3	1.2	1.1	1.1
				○ 52	阿武隈川合流前	1.0	1.0	0.8	0.9	0.8
	松川	A, イ (2 mg/L以下)	H18. 3. 24	○ 54	阿武隈川合流前	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
	荒川	A, イ (2 mg/L以下)	H18. 3. 24	○ 55	日ノ倉橋上流	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
				○ 56	阿武隈川合流前	0.6	<0.5	<0.5	<0.5	0.5
	五百川	A, イ (2 mg/L以下)	H18. 3. 24	66	石筵川合流後	0.9	1.3	0.7	1.2	0.8
				67	上関下橋	1.0	1.2	0.8	0.7	0.9
				○ 68	阿武隈川合流前	1.3	1.4	1.4	1.1	1.3
	逢瀬川	A, イ (2 mg/L以下) B, イ (3 mg/L以下) C, イ (5 mg/L以下)	H18. 3. 24	○ 69	馬場川合流点上流	1.3	1.3	0.8	1.2	0.9
				○ 70	幕ノ内橋上流	3.6	2.9	2.4	3.0	3.1
				○ 71	阿武隈川合流前	3.0	3.4	2.7	3.7	2.6
	大滝根川 (谷田川)	A, イ (2 mg/L以下)	H18. 3. 24	75	船引橋	1.8	1.2	1.4	1.4	1.2
				○ 76	阿武隈川合流前	1.5	1.8	1.2	1.3	1.6
				77	谷田川橋	1.5	2.1	1.2	1.9	1.6
	釈迦堂川	A, イ (2 mg/L以下) B, イ (3 mg/L以下)	H18. 3. 24	○ 81	須賀川市水道取水点	1.2	1.2	1.8	1.0	1.3
○ 82				阿武隈川合流前	1.2	1.1	1.1	0.7	1.0	
社川	A, イ (2 mg/L以下)	S46. 5. 25	83	社川橋	1.7	1.4	1.3	1.1	1.2	
			○ 84	王子橋	1.8	1.9	1.5	1.4	1.6	
今出川	B, ハ (3 mg/L以下)	H13. 3. 27	○ 85	猫啼橋	2.1	2.7	2.2	2.0	2.0	
北須川	A, イ (2 mg/L以下)	H13. 3. 27	○ 86	やなぎ橋	0.9	1.3	1.0	0.8	1.3	
那珂川	黒川	A, イ (2 mg/L以下)	S50. 3. 17	○ 91	栃木県境	1.0	1.1	1.1	1.0	0.8
久慈川	久慈川	A, ロ (2 mg/L以下)	S50. 3. 17	○ 92	松岡橋	1.5	1.5	1.1	1.0	1.2
				○ 93	高地原橋	1.2	1.4	1.2	1.1	1.1
相双地区 水域	小泉川	A, イ (2 mg/L以下) B, イ (3 mg/L以下)	S53. 4. 7	○ 96	小泉橋	1.8	1.8	1.5	1.5	1.4
				H20. 2. 26	○ 97	百間橋	1.7	3.0	1.7	1.5
	宇多川	A, イ (2 mg/L以下)	S49. 3. 26	○ 98	堀坂橋	1.1	1.3	0.8	1.1	1.0
				H19. 10. 5	○ 99	百間橋	0.9	1.4	0.9	1.0
	真野川	A, イ (2 mg/L以下)	H18. 3. 24	○ 100	落合橋	1.4	1.3	1.0	1.0	1.0
				H20. 2. 26	○ 101	真島橋	1.3	1.2	1.2	0.8
	新田川	A, イ (2 mg/L以下)	S48. 3. 31	○ 102	木戸内橋	1.0	1.3	1.2	0.8	0.6
				H19. 10. 5	○ 103	鮭川橋	1.4	1.4	1.4	1.1

- (注) 1 連番号欄の○印は、環境基準点を示す。  
2 類型等の「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成、「ニ」は段階的に暫定目標値を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努めることを示す。  
3 類型等は平成24年4月1日現在のもの。



水系	水域名	類型等(基準値)	指定年月日	連番号	調査地点名	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
相双地区 水域	浅見川	A, イ ( 2 mg/L以下)	S53. 4. 7	117	広野町 水道取水点上流	0.8	1.0	1.0	0.9	0.7
				○ 118	坊田橋	1.0	1.0	0.7	0.8	0.7
い わ き 地 区 水 域	大久川 (小久川)	A, イ ( 2 mg/L以下)	H18. 3. 24	○ 119	蔭磯橋	2.0	1.9	1.8	1.3	1.6
				120	連郷橋	1.0	0.9	1.0	1.1	1.3
	夏井川	A, ロ ( 2 mg/L以下)	S49. 3. 26	○ 122	北ノ内橋	1.4	1.2	1.2	1.2	1.1
				○ 123	久太夫橋	0.8	0.8	0.8	0.9	1.1
	好間川	A, イ ( 2 mg/L以下) B, イ ( 3 mg/L以下)	H18. 3. 24	○ 124	六十枚橋	0.7	0.9	1.0	1.0	1.4
				○ 125	岩穴つり橋	0.5	0.5	0.6	0.6	0.7
	好間川	B, イ ( 3 mg/L以下)	H18. 3. 24	○ 126	夏井川合流前	2.3	2.1	1.8	1.8	2.6
				129	霞田橋	0.8	1.0	0.9	0.9	1.0
	仁井田川	A, イ ( 2 mg/L以下)	H18. 3. 24	○ 130	松葉橋	1.0	1.2	0.9	1.0	1.2
				○ 133	愛谷川橋	1.2	1.2	1.4	1.1	1.7
	藤原川	C, ハ ( 5 mg/L以下)	S48. 3. 31	134	島橋	7.3	8.7	6.6	5.0	4.9
				○ 135	みなと大橋	2.5	3.4	3.3	4.3	3.2
	鮫川	A, イ ( 2 mg/L以下) B, イ ( 3 mg/L以下)	S49. 3. 26	○ 139	井戸沢橋	0.8	1.1	0.7	0.8	1.3
				○ 140	鮫川橋	1.0	1.2	1.0	1.1	1.4
蛭田川	C, ハ ( 5 mg/L以下)	S48. 3. 31	○ 144	小埜橋	1.6	4.7	2.3	3.1	3.4	
			○ 145	蛭田橋	3.8	4.8	3.4	8.6	3.7	

- (注) 1 連番号欄の○印は、環境基準点を示す。  
2 類型等の「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成、「ニ」は段階的に暫定目標値を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努めることを示す。  
3 類型等は平成24年4月1日現在のもの。

2 湖沼の各調査地点におけるCOD75%水質値の経年変化

(単位：mg/L)

水系	水域名	類型等(基準値)	指定年月日	連番号	調査地点名	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
湖沼	大川ダム貯水池	A,イ (3 mg/L以下)	H15.3.27	○ 146	湖心	2.5	2.8	2.2	2.3	2.2
	尾瀬沼	A,イ (3 mg/L以下)	S56.4.10	○ 147	湖心	4.7	4.5	4.1	5.6	3.9
	奥只見貯水池	A,イ (3 mg/L以下)	H18.3.24	○ 149	湖心	2.7	2.8	2.8	2.5	2.2
	田子倉貯水池	A,イ (3 mg/L以下)	S49.3.26	○ 150	湖心	2.0	2.6	2.9	2.6	2.2
	沼沢湖	A,イ (3 mg/L以下)	H20.2.26	○ 151	湖心	2.1	3.0	2.3	2.1	1.9
	猪苗代湖	A,イ (3 mg/L以下)	S49.3.26	○ 152	湖心	0.7	1.0	1.1	1.1	1.0
				153	小石ヶ浜水門	1.2	1.3	1.5	1.3	1.3
				154	天神浜	1.1	1.8	2.5	1.6	1.6
				155	安積疏水取水口	1.1	1.0	1.5	1.3	1.3
				156	高橋川河口付近	1.2	2.2	1.7	2.0	2.0
				157	浜路浜	1.0	1.1	1.2	1.1	1.3
				158	舟津港	1.1	1.1	1.2	1.1	1.3
	159	青松ヶ浜	1.0	1.1	1.2	1.2	1.4			
	檜原湖	A,ロ (3 mg/L以下)	S49.3.26	○ 160	湖心	2.2	2.7	2.7	2.4	2.3
				161	湖北部	2.6	3.0	2.9	2.5	2.5
				162	湖南部	2.7	2.8	3.0	2.6	2.4
	小野川湖	A,ロ (3 mg/L以下)	S49.3.26	○ 163	湖心	2.9	2.4	2.9	2.7	2.6
				164	湖東部	2.9	2.8	3.2	2.6	2.4
				165	湖西部	2.9	3.0	2.9	2.5	2.4
	秋元湖	A,ロ (3 mg/L以下)	S49.3.26	○ 166	湖心	3.0	3.4	3.5	3.1	2.9
				167	湖東部	3.5	3.2	3.7	3.6	3.0
				168	湖西部	3.3	3.2	3.5	3.2	2.7
	曾原湖	A,ロ (3 mg/L以下)	S49.3.26	○ 169	湖心	3.0	3.0	3.0	2.9	2.8
雄国沼	A,ロ (3 mg/L以下)	S49.3.26	○ 170	湖心	5.0	5.4	5.2	4.8	6.8	
磐梯五色沼沼群	A,ロ (3 mg/L以下)	S49.3.26	○ 171	毘沙門沼湖心	1.2	1.6	1.9	1.8	1.7	
東山ダム貯水池	A,イ (3 mg/L以下)	H13.3.27	○ 172	東山ダムサイト	3.8	3.3	3.0	3.0	3.7	
羽鳥湖	A,イ (3 mg/L以下)	S49.3.26	○ 173	湖心	2.2	2.9	2.2	2.5	2.2	
千五沢ダム貯水池	A,ニ (3 mg/L以下) 平成27年度までの暫定目標 5.0mg/L	H13.3.27	○ 174	千五沢ダムサイト	6.3	5.6	5.6	5.9	6.6	

- (注) 1 連番号欄の○印は、環境基準点を示す。  
 2 類型等の「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成、「ニ」は段階的に暫定目標値を達成しつつ、環境基準の可及速やかな達成に努めることを示す。  
 3 類型等は平成24年4月1日現在のもの。

3 海域の各調査地点におけるCOD75%水質値の経年変化

(単位: mg/L)

水系	水域名	類型等(基準値)	指定年月日	連番号	調査地点名	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
海 域	相双地区 地先海域	A, イ (2 mg/L以下)	S50. 3. 17	○ 178	釣師浜漁港沖2,000m付近	1.7	1.9	2.0	2.6	2.0
				○ 179	真野川沖約2,000m付近	1.3	2.4	1.8	2.1	1.9
	松川浦海域	A, イ (2 mg/L以下)	S49. 3. 26	○ 184	漁業権区域区1号 中央付近	1.2	1.1	0.8	0.8	0.6
				○ 185	漁業権区域区3号 中央付近	1.0	1.2	0.9	0.8	0.8
				186	浦の出入口付近	1.2	0.9	0.9	0.8	0.9
	相馬港及び 相馬地先海域	A, イ (2 mg/L以下)	H18. 3. 24	○ 187	地蔵川沖約2,500m付近	1.3	2.0	2.0	2.0	1.8
				○ 188	相馬港南防波堤屈曲部西 約200m付近	1.4	2.0	1.9	2.0	1.8
	原町市 地先海域	A, イ (2 mg/L以下)	S49. 3. 26	○ 189	原町市特別都市下水路沖 約1,000m付近	1.6	1.9	2.0	1.9	2.0
				○ 190	新田川沖約1,000m付近	1.6	2.1	1.7	1.9	1.8
				○ 191	新田川沖約5,000m付近	1.6	2.0	1.9	2.0	1.8
	いわき市 地先海域 (漁港内除く)	A, イ (2 mg/L以下)	S49. 3. 26	○ 192	中之作港沖約1,000m付近	1.5	1.7	1.5	1.6	1.9
				○ 193	豊間漁港沖約1,500m付近	1.9	1.6	1.9	1.4	1.7
				○ 194	夏井川沖約1,500m付近	1.7	1.9	1.9	1.7	1.8
	久之浜港	B, イ (3 mg/L以下)	S49. 3. 26	○ 195	A及びB防波堤の接部か ら西約150m付近	1.8	2.0	1.9	1.4	1.6
	四倉港	B, イ (3 mg/L以下)	S49. 3. 26	○ 196	埠頭先東約30m付近	1.9	1.9	2.1	1.8	1.9
	豊間漁港	B, イ (3 mg/L以下)	S49. 3. 26	○ 197	中防波堤先端から西約 30m付近(豊間地区)	1.8	2.1	1.9	1.4	1.9
				○ 198	漁港内中央付近 (沼ノ内船溜)	1.5	1.7	2.0	1.5	1.6
	江名港	B, イ (3 mg/L以下)	S49. 3. 26	○ 199	東内防波堤先端から北西 約50m付近	2.2	2.1	2.1	2.1	1.5
	中之作港	B, イ (3 mg/L以下)	S49. 3. 26	○ 200	西防波堤先端から南 約200m付近	1.6	1.7	1.8	1.4	1.6
	小名浜港	B, イ (3 mg/L以下)	S47. 3. 31	○ 201	四号埠頭先	2.1	2.2	2.4	2.5	2.1
				202	西防波堤第2の北 約400m付近	2.2	2.6	2.3	1.8	2.2
203				漁港区内	1.9	2.4	2.3	2.7	1.7	
常磐沿岸海域	A, イ (2 mg/L以下)	S48. 3. 31	○ 204	蛭田川沖南南東 約2,500m付近	1.8	2.2	1.9	1.8	1.9	
			○ 205	鮫川沖南約2,000m付近	1.7	2.2	1.6	1.8	1.8	
			206	照島の東南東約800m付近	1.9	1.9	2.0	1.4	1.9	
			207	蛭田川沖東約1,000m付近	1.8	1.9	1.9	1.8	1.9	
			208	勿来港外の漁港区内	1.8	1.9	1.8	1.9	1.8	
209	小浜港外の漁港区内	1.9	1.7	1.9	1.4	1.6				
常磐沿岸海域 (小名浜港沖)	A, イ (2 mg/L以下)	S53. 4. 7	○ 210	番所灯台から真方位245 度線上2,000m付近	1.6	1.5	1.8	1.7	1.9	
			○ 211	八崎灯台から真方位115 度線上1,500m付近	1.4	1.7	1.9	1.5	1.9	

(注) 1 連番号欄の○印は、環境基準点を示す。

2 類型等の「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成、「ニ」は段階的に暫定目標値を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努めることを示す。

3 類型等は平成24年4月1日現在のもの。

水質測定結果（全窒素・全燐）

1 湖沼の各調査地点における全窒素・全燐の経年変化

（単位：mg/L）

水域名	類型等(基準値) 指定年月日	全窒素 全燐	連番号	調査地点名	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
大川ダム 貯水池	Ⅲ, イ (全燐0.03mg/L以下) H15. 3. 27	全燐	○ 146	湖心	0.015	0.015	0.014	0.014	0.012
猪苗代湖	Ⅱ, イ (全燐0.01mg/L以下) S61. 3. 11	全燐	○ 152	湖心	<0.003	<0.003	0.003	<0.003	<0.003
			153	小石ヶ浜水門	0.004	0.003	0.005	0.003	0.004
			154	天神浜	0.003	0.012	0.011	0.006	0.010
			155	安積疏水取水口	<0.003	<0.003	0.004	0.003	0.004
			156	高橋川河口付近	0.008	0.015	0.009	0.012	0.014
			157	浜路浜	0.004	0.003	0.004	0.005	0.011
			158	舟津港	0.003	0.004	0.005	0.005	0.013
檜原湖	Ⅱ, イ (全燐0.01mg/L以下) S61. 3. 11	全燐	○ 160	湖心	0.004	0.006	0.005	0.005	0.006
			161	湖北部	0.005	0.008	0.006	0.007	0.006
			162	湖南部	0.007	0.007	0.007	0.007	0.007
小野川湖	Ⅱ, イ (全燐0.01mg/L以下) S61. 3. 11	全燐	○ 163	湖心	0.005	0.006	0.007	0.006	0.007
			164	湖東部	0.006	0.008	0.008	0.006	0.007
			165	湖西部	0.007	0.007	0.008	0.007	0.007
秋元湖	Ⅱ, イ (全燐0.01mg/L以下) S61. 3. 11	全燐	○ 166	湖心	0.005	0.005	0.007	0.005	0.005
			167	湖東部	0.005	0.007	0.007	0.006	0.006
			168	湖西部	0.005	0.006	0.007	0.005	0.006
東山ダム 貯水池	Ⅱ, ニ (全燐0.01mg/L以下 :平成27年度までの 暫定目標0.014mg/L) H13. 3. 27	全燐	○ 172	東山ダムサイト	0.016	0.016	0.013	0.013	0.017
千五沢ダム 貯水池	Ⅲ, ニ (全窒素0.4mg/L以下 :平成27年度までの 暫定目標0.96mg/L (平成22年度まで 1.0mg/L)) (全燐0.03mg/L以下 :平成27年度までの 暫定目標0.052mg/L) H13. 3. 27	全窒素	○ 174	千五沢ダムサイト	1.0	1.2	1.1	1.2	1.4
		全燐	○ 174	千五沢ダムサイト	0.069	0.075	0.066	0.077	0.076

- (注) 1 調査結果は、表層値の年間平均値。  
 2 連番号の○印は、環境基準点を示す。  
 3 類型等の「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成、「ニ」は段階的に暫定目標値を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努めることを示す。  
 4 類型等は平成24年4月1日現在のもの。

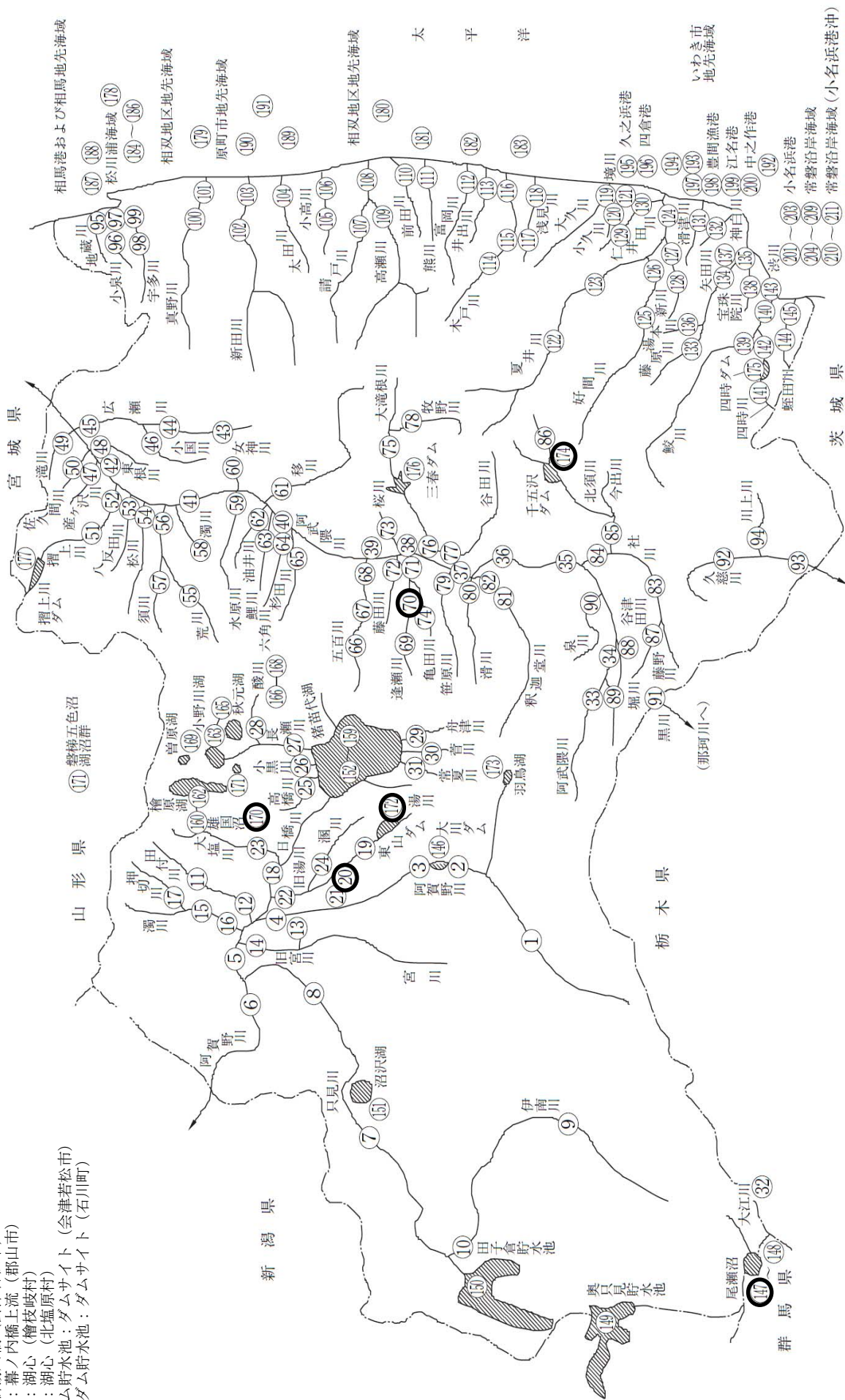
2 海域の各調査地点における全窒素・全燐の経年変化

(単位：mg/L)

水域名	類型等(基準値) 指定年月日	全窒素 全燐	連番号	調査地点名	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
松川浦 海域	Ⅱ, イ (全窒素0.3mg/L以下) (全燐 0.03mg/L以下) H9. 3. 14	全窒素	○ 184	漁業権区域区 1号中央付近	0.20	0.27	0.28	0.19	0.23
			○ 185	漁業権区域区 3号中央付近	0.24	0.32	0.30	0.21	0.23
			186	浦の出入口付近	0.23	0.28	0.21	0.18	0.25
		全燐	○ 184	漁業権区域区 1号中央付近	0.028	0.030	0.030	0.015	0.018
			○ 185	漁業権区域区 3号中央付近	0.030	0.038	0.032	0.017	0.019
			186	浦の出入口付近	0.032	0.034	0.026	0.014	0.021
小名浜港	Ⅲ, イ (全窒素0.6mg/L以下) (全燐 0.05mg/L以下) H22. 12. 14	全窒素	○ 201	四号埠頭先	0.43	0.40	0.40	0.41	0.45
			202	西防波堤第2の 北約400m付近	1.1	1.0	0.85	0.46	0.69
			203	漁港区内	0.46	0.33	0.40	0.36	0.34
		全燐	○ 201	四号埠頭先	0.028	0.028	0.029	0.027	0.030
			202	西防波堤第2の 北約400m付近	0.045	0.040	0.037	0.035	0.042
			203	漁港区内	0.050	0.035	0.042	0.033	0.032

- (注) 1 調査結果は、表層値の年間平均値。  
 2 連番号の○印は、環境基準点を示す。  
 3 類型等の「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成、「ニ」は段階的に暫定目標値を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努めることを示す。  
 4 類型等は平成24年4月1日現在のもの。

- 【平成24年度】  
 環境基準を達成しなかった水域（BOD又はCOD）
- 20 湯川：新湯川橋（会津若松市）
  - 70 逢瀬川：幕ノ内橋上流（郡山市）
  - 147 尾瀬沼：湖心（檜枝岐村）
  - 170 雄国沼：湖心（北塩原村）
  - 172 東山ダム貯水池：ダムサイト（会津若松市）
  - 174 千五沢ダム貯水池：ダムサイト（石川町）



参考

BOD又はCODの濃度順位（平成24年度）

BOD（COD）が低い地点

【 河 川 】 (単位：mg/L)

順位	河川名	測定地点名	BOD75%値	市町村
1 (1)	松川	阿武隈川合流前	< 0.5	福島市
1 (1)	荒川（上流部）	日ノ倉橋上流	< 0.5	福島市
3 (1)	荒川（下流部）	阿武隈川合流前	0.5	福島市

【 湖 沼 】 (単位：mg/L)

順位	湖沼名	測定地点名	COD75%値	市町村
1 (1)	猪苗代湖	湖心	1.0	猪苗代町 会津若松市 郡山市
2 (2)	磐梯五色沼 湖沼群	びしやもんぬま 毘沙門沼湖心	1.7	北塩原村
3 (3)	沼沢湖	湖心	1.9	金山町

【 海 域 】

(単位：mg/L)

順位	海域名	測定地点名	COD75%値	地続き市町村
1 (1)	松川浦海域	漁業権区域区1号中央付近	0.6	相馬市
2 (1)	松川浦海域	漁業権区域区3号中央付近	0.8	相馬市
3 (26)	江名港	東内防波堤先端から北西約 50m付近	1.5	いわき市

(注) 1 測定方法が他の水域と異なる水域も含め、環境基準点での測定結果について、BOD(COD) 75%値が小さいものから順位をつけたもの。

2 順位は環境基準点の中の順位で、順位欄の（ ）内は前年度の順位を示す。

BOD (COD) が高い地点

【 河 川 】 (単位：mg/L)

順位	河川名	測定地点名	BOD75%値	市町村
1 (2)	藤原川 (下流部)	島橋	4.9	いわき市
2 (1)	<small>びんだ</small> 蛭田川 (下流部)	蛭田橋	3.7	いわき市
3 (6)	湯川 (下流部)	新湯川橋	3.6	会津若松市

【 湖 沼 】 (単位：mg/L)

順位	湖沼名	測定地点名	COD75%値	市町村
1 (3)	雄国沼	湖心	6.8	北塩原村
2 (1)	<small>せんごさわ</small> 千五沢ダム貯水池	千五沢ダムサイト	6.6	石川町
3 (2)	尾瀬沼	湖心	3.9	桧枝岐村

※雄国沼及び尾瀬沼は植物などの有機物の影響（自然由来）が大きい汚濁と考えられる。

【 海 域 】 (単位：mg/L)

順位	海域名	測定地点名	COD75%値	地続き市町村
1 (11)	小名浜港	西防波堤第2の北約400m 付近	2.2	いわき市
2 (2)	小名浜港	四号埠頭先	2.1	いわき市
3 (1)	相双地区地先海域	釣師浜漁港沖約2,000m付 近	2.0	新地町
3 (8)	原町市地先海域	原町市特別都市下水路沖 約1,000m付近		南相馬市

(注) 1 環境基準点での測定結果について、BOD(COD)75%値が高いものから環境基準の適合・不適合に関係なく順位をつけたもの。

2 順位は環境基準点の中の順位で、順位欄の ( ) 内は前年度の順位を示す。



(参考) 水質汚濁に係る環境基準

(水質汚濁に係る環境基準について(抄)昭和46年12月28日環境庁告示第59号)

1 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		

備考  
 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。  
 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。  
 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。  
 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸性イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。  
 ※測定方法は省略(以下、すべて同じ。)

2 生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川

(ア) 河川(湖沼を除く。)

a

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下	別に水域類型ごとに指定する水域
A	水道2級・水産1級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下	
B	水道3級・水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100mL以下	
C	水産3級・工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上		
D	工業用水2級・農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上		
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上		

備考  
 1 基準値は、日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)  
 2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。(湖沼もこれに準ずる。)

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級および水産3級の水産生物用  
 " 2級：サケ科魚類およびアユ等貧腐水性水域の水産生物用および水産3級の水産生物用  
 " 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用  
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 " 3級：特殊の浄水操作を行うもの  
 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

b

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		該当 水域
		全亜塩	ノニルフェノール	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	別に水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	
備考1 基準値は年間平均値とする。				

(イ) 湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

a

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素要 求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素 量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級・水産1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下	別に水域類型ごとに指定する水域
A	水道2、3級・水産2級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	
B	水産3級・工業用水1級・農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L 以上		
C	工業用水2級・環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上		
備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。							

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

" 2,3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作又は前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産2級および水産3級の水産生物用

" 2級：サケ科魚類およびアユ等貧栄養湖型の水産生物用ならびに水産3級の水産生物用

" 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

" 2級：薬品注入等による高度の浄水操作又は特殊な浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

b

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下	別に水域類型ごとに指定する水域
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。）、水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下	
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下	
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域タイプの指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水について、全燐の項目の基準値は適用しない。				

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

" 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

" 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

3 水産 1種：サケ科魚類およびアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

" 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

" 3種：コイ、フナ等の水産生物用

4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

C

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	別に水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	

## イ 海域

a

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)	
A	水産1級・水浴・自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下	検出されないこと	別に水域類型ごとに指定する水域
B	水産2級・工業用水及びC以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されないこと	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—		
備考 1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。							

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産 1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

" 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

b

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全リン	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの。（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下	別に水域類型ごとに指定する水域
II	水産1種・水浴及び以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下	
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
IV	水産3種・工業用水及び生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下	
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産 1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

" 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

" 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

C

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	別に水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	

## 要監視項目に係る指針値

### 1 人の健康の保護に関するもの

(平成21年11月30日付け環水大発第091130004号 環水大土発第091130005号 環境省水・大気環境局長通知)

項 目	指 針 値	項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06mg/L以下	フェノブカルブ (BPMC)	0.03mg/L以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	イプロベンホス (IBP)	0.008mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下	クロルニトロフェン (CNP)	—
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L以下	トルエン	0.6mg/L以下
イソキサチオン	0.008mg/L以下	キシレン	0.4mg/L以下
ダイアジノン	0.005mg/L以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003mg/L以下	ニッケル	—
イソプロチオラン	0.04mg/L以下	モリブデン	0.07mg/L以下
オキシニル (有機銅)	0.04mg/L以下	アンチモン	0.02mg/L以下
クロロタロニル (TPN)	0.05mg/L以下	塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下
プロピザミド	0.008mg/L以下	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下
EPN	0.006mg/L以下	全マンガン	0.2mg/L以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008mg/L以下	ウラン	0.002mg/L以下

### 2 水生生物の保全に関するもの

(平成15年11月5日付け環水企発第031105001号 環水管発第031105001号 環境省環境管理局水環境部長通知)

項 目	水 域	類 型	指 針 値
クロロホルム	河川及び湖沼	生 物 A	0.7mg/L以下
		生 物 特 A	0.006mg/L以下
		生 物 B	3mg/L以下
		生 物 特 B	3mg/L以下
	海 域	生 物 A	0.8mg/L以下
		生 物 特 A	0.8mg/L以下
フェノール	河川及び湖沼	生 物 A	0.05mg/L以下
		生 物 特 A	0.01mg/L以下
		生 物 B	0.08mg/L以下
		生 物 特 B	0.01mg/L以下
	海 域	生 物 A	2mg/L以下
		生 物 特 A	0.2mg/L以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生 物 A	1mg/L以下
		生 物 特 A	1mg/L以下
		生 物 B	1mg/L以下
		生 物 特 B	1mg/L以下
	海 域	生 物 A	0.3mg/L以下
		生 物 特 A	0.03mg/L以下

## トリハロメタン生成能の濃度に係る水質目標値

(平成7年5月8日付け環水管第120号 環境庁水質管理課長通知)

指 定 水 域 の 水 温	水質目標値 (年平均値、単位：mg/L)
15℃以下	0.09
15℃を超え20℃以下	0.08
20℃を超え25℃以下	0.07
25℃を超え30℃以下	0.06
30℃を超え35℃以下	0.05

(注) 1 水域の水温は、当該水域の月平均値の年間最高値とします。

2 当該浄水場に高度浄水処理施設が整備され及び整備されようとしている場合にあっては、当該施設のトリハロメタン生成能の削減後の残存率で除した値を目標値とします。

平成 2 4 年度

地下水の水質測定結果

平成 2 5 年 8 月

福 島 県

この測定結果は、水質汚濁防止法第16条第1項の規定により策定された平成24年度地下水の水質測定計画に基づき、県内の地下水の水質汚濁の状況を常時監視した結果を取りまとめたもので、同法第17条の規定により公表するものです。

## 1 測定内容

### (1) 測定期間

平成24年4月～平成25年3月

### (2) 測定機関

福島県、福島市、郡山市及びいわき市

### (3) 測定地点（表－1）

#### ア 概況調査

##### (ア) ローリング方式

県内を概ね10km四方のメッシュに区分した合計113メッシュを概ね5年周期で調査を実施しており、平成24年度は27メッシュの27地点（9市7町6村）で水質測定を行いました。

##### (イ) 定点方式

テトラクロロエチレンや鉛等の有害物質を使用又は製造している工場・事業場の周辺33地点（11市6町）で水質測定を行いました。

#### イ 継続監視調査

平成元年度以降の概況調査等により環境基準を超過した地点の経年的な水質を監視するために110地区173地点（13市16町5村）の水質測定を行いました。

#### ウ 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等で、平成24年度新たに環境基準超過が判明した地点の周辺1地区26地点（1町）で、汚染範囲を確認するための調査を行いました。

#### エ その他の調査（水質測定計画外）

その他汚染の把握のため、1地区2地点（1市）で調査を行いました。

表－1 測定機関別地下水の水質測定地点数

測定機関		福島県	福島市	郡山市	いわき市	合計
概況調査	ローリング方式	20	1	2	4	27
	定点方式	20	3	5	5	33
継続監視調査		115	35	20	3	173
汚染井戸周辺地区調査		26	0	0	0	26
その他の調査		2	0	0	0	2
合計		183	39	27	12	261

(4) 測定項目

測定項目は、環境基準が定められている28項目のうち、測定地点の周辺の状況等により、測定項目を選定して実施しました。

表-2 測定項目

測定項目名
カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサン

2 測定結果の概要 (表-3)

表-3 測定結果の概要

調査の種類		環境基準超過項目	基準超過地点数 / 測定地点数	超過範囲 (mg/L)	環境基準 (mg/L以下)
概況 調査	ローリング方式	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1/ 27	12	10
	定点方式	-	0/ 33	-	-
	計 (実地点数)		1/ 60	-	-
継続監視調査	カドミウム		1/ 2	0.009	0.003
	砒素		1/ 9	0.02	0.01
	1,2-ジクロロエタン		1/ 99	0.008	0.004
	1,2-ジクロロエチレン		13/ 101	0.04~0.86	0.04
	トリクロロエチレン		5/126	0.03~1.3	0.03
	テトラクロロエチレン		15/126	0.01~0.39	0.01
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		23/ 32	11~38	10
	ふっ素		3/ 18	1.4~4.4	0.8
	塩化ビニルモノマー		5/ 36	0.003~0.300	0.002
計 (実地点数)		59/173	-	-	
汚染井戸 周辺地区調査	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		3/ 26	11~12	10
	計 (実地点数)		3/ 26	-	-
その他の調査		計 (実地点数)	0/ 2	-	-
合計 (実地点数)			63/261	-	-

(1) 概況調査

ア ローリング方式

27地点のうち、環境基準を超過したのは三春町斎藤地区の1地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が超過しました。

イ 定点方式

33地点全てにおいて環境基準を達成しました。

(2) 継続監視調査

173地点（110地区）のうち、環境基準を超過したのは59地点（41地区）でした。環境基準を超過した41地区における汚染物質の経年変化は16地区が減少傾向、12地区が横ばい、13地区が増加傾向でした。

全体的傾向としては、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素や揮発性有機化合物（VOC）が環境基準を超過している事例が多く、昨年までと同様の傾向でした。

(3) 汚染井戸周辺地区調査

新たに汚染が判明した1地区について、26地点で汚染井戸周辺地区調査を行った結果は次のとおりです（表－4）。

超過項目は硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素であり、3地点で超過しました。

表－4 汚染井戸周辺地区調査の結果

地区名	調査の経緯	測定地点数※	環境基準超過地点数	測定項目
三春町斎藤地区	概要調査（ローリング方式）で環境基準超過が判明したため実施	26	3	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

(4) その他の調査

自主調査及び被災地の地下水質モニタリング調査（注1）により判明した汚染状況の確認のため1地区2地点で調査を行いました。判断基準（注2）を超過したのは白河市大地区の2地点で判断基準超過項目はテトラクロロエチレンでした。

（注1）被災地の地下水質のモニタリング調査

東日本大震災に伴い、被災した建築物や工場等からの有害物質の漏出の影響を調べるため、環境省が緊急的に実施したもの。

（注2）判断基準：検出されないこと



### 3 調査結果に基づく行政対応

#### (1) 井戸所有者への飲用指導等

当年度に新たに環境基準超過が判明したのは、三春町斎藤地区（概況調査により判明）のみであり、井戸が飲用として使用されていたことから、地元町及び保健所と連携して飲用指導を行いました。

また、判断基準超過が判明したのは、白河市大地区（被災地の地下水質モニタリング調査により判明）の2地点でした。

#### (2) 新たな汚染地区での対応等

##### ① 三春町斎藤地区（基準超過項目：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素）

周辺に汚染源となる工場等がないこと、井戸深度が深いことから地質由来のものであると推定されたため、汚染が確認された3井戸に対して飲用指導を行いました。

なお、この井戸については、今後継続監視調査を実施します。

##### ② 白河市大地区（判断基準超過項目：テトラクロロエチレン）

被災地の地下水質モニタリング調査において、判断基準を超過するテトラクロロエチレンが検出されました。周辺に汚染源となる工場等がないことから、原因の究明には至らず、2井戸に対して飲用指導を行いました。

なお、この井戸については、今後継続監視調査を実施します。

参考 平成24年度地下水測定結果 基準超過状況

項目	概況調査										環境基準 (mg/L以下)					
	ローリング方式		定点方式		継続監視調査		汚染井戸周辺地区調査		その他の調査			合計				
	地点数	超過率 (%)	地点数	超過率 (%)	地点数	超過率 (%)	地点数	超過率 (%)	地点数	超過率 (%)		地点数	超過率 (%)			
カドミウム	27	0	0.0	2	0	0.0	2	1	50.0	-	-	-	31	1	3.2	0.003
金シアン	27	0	0.0	3	0	0.0	6	0	0.0	-	-	-	36	0	0.0	検出されないこと
鉛	27	0	0.0	4	0	0.0	2	0	0.0	-	-	-	33	0	0.0	0.01
六価クロム	27	0	0.0	3	0	0.0	5	0	0.0	-	-	-	35	0	0.0	0.05
砒素	27	0	0.0	1	0	0.0	3	1	11.1	-	-	-	37	1	2.7	0.01
総水銀	27	0	0.0	3	0	0.0	3	0	0.0	-	-	-	33	0	0.0	0.0005
アルギル水銀	3	0	0.0	-	-	-	1	0	0.0	-	-	-	4	0	0.0	検出されないこと
PCB	27	0	0.0	4	0	0.0	-	-	-	-	-	-	31	0	0.0	検出されないこと
ジクロロメタン	27	0	0.0	12	0	0.0	24	0	0.0	-	-	-	2	0	0.0	0.02
四塩化炭素	27	0	0.0	6	0	0.0	3	0	0.0	-	-	-	42	0	0.0	0.002
1,2-ジクロロエタン	27	0	0.0	19	0	0.0	99	1	1.0	-	-	-	2	0	0.0	0.004
1,1-ジクロロエチレン	27	0	0.0	23	0	0.0	100	0	0.0	-	-	-	2	0	0.0	0.1
1,2-ジクロロエチレン	27	0	0.0	23	0	0.0	101	13	12.9	-	-	-	2	0	0.0	0.04
1,1,1-トリクロロエタン	27	0	0.0	22	0	0.0	126	0	0.0	-	-	-	2	0	0.0	1
1,1,2-トリクロロエタン	27	0	0.0	19	0	0.0	98	0	0.0	-	-	-	2	0	0.0	0.006
トリクロロエチレン	27	0	0.0	25	0	0.0	126	5	4.0	-	-	-	2	0	0.0	0.03
テトラクロロエチレン	27	0	0.0	25	0	0.0	126	15	11.9	-	-	-	2	0	0.0	0.01
1,3-ジクロロプロペン	27	0	0.0	2	0	0.0	1	0	0.0	-	-	-	30	0	0.0	0.002
チウラム	27	0	0.0	1	0	0.0	-	-	-	-	-	-	28	0	0.0	0.006
シマジン	27	0	0.0	1	0	0.0	-	-	-	-	-	-	28	0	0.0	0.003
チオベンカルブ	27	0	0.0	1	0	0.0	-	-	-	-	-	-	28	0	0.0	0.02
ベンゼン	27	0	0.0	2	0	0.0	6	0	0.0	-	-	-	35	0	0.0	0.01
セレン	27	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	-	-	-	29	0	0.0	0.01
揮発性窒素及び亜硝酸性窒素	27	1	3.7	3	0	0.0	82	23	71.9	26	3	11.5	2	0	0.0	10
ふっ素	27	0	0.0	3	0	0.0	18	3	16.7	-	-	-	48	3	6.3	0.8
ほう素	27	0	0.0	-	-	-	2	0	0.0	-	-	-	29	0	0.0	1
塩化ビニルモノマー	27	0	0.0	19	0	0.0	86	5	13.9	-	-	-	82	5	6.1	0.002
1,4-ジオキサン	27	0	0.0	-	-	-	1	0	0.0	-	-	-	28	0	0.0	0.05
合計(集地点数)	27	1	3.7	33	0	0.0	173	59	34.1	26	3	11.5	2	0	0.0	24.1

平成 2 4 年度

ゴルフ場排水農薬調査結果

平成 2 5 年 8 月

福 島 県

この調査結果は、ゴルフ場における農薬による水質汚濁防止の推進を図るため、ゴルフ場排水等について調査した結果を取りまとめたものです。

## 1 調査概要

- (1) 調査期間：平成24年9月
- (2) 調査機関：福島県
- (3) 調査対象：県内のゴルフ場42か所のうちの15ゴルフ場（福島市及び郡山市を除く。）
- (4) 調査対象農薬：「福島県生活環境の保全等に関する条例」により排水基準が定められている41農薬について調査しました。

## 2 調査結果の概要

検出下限値以上で検出された農薬はありませんでした。（表－1）

また、ゴルフ場に対しては、排水中の農薬等の自主測定を求めており、29ゴルフ場から自主測定の報告を受け、そのすべてで排水基準を超過した農薬はありませんでした。

表－1 ゴルフ場排水農薬調査結果

農薬名	排水基準 (mg/L)	検体数	検出 検体数	排水 基準 超過 検体 数	農薬名	排水 基準 (mg/L)	検体数	検出 検体数	排水 基準 超過 検体 数
殺虫剤					フルトラニル	2	15	0	0
アセフェート	0.8	8	0	0	プロピコナゾール	0.5	7	0	0
イソキサチオン	0.08	15	0	0	ペンシクロン	0.4	15	0	0
イソフェンホス	0.01	7	0	0	メタラキシル	0.5	15	0	0
クロルピリホス	0.04	15	0	0	メプロニル	1	15	0	0
ダイアジノン	0.05	15	0	0					
チオシカルブ	0.8	7	0	0	除草剤				
トリクロルホン	0.3	8	0	0	アシュラム	2	15	0	0
ピリタフェンチオン	0.02	15	0	0	ジチオピル	0.08	15	0	0
フェントロチオン	0.03	15	0	0	ジテュロン	3	15	0	0
殺菌剤					シマジソン	0.03	15	0	0
アゾキシストロビン	5	15	0	0	テルブカルブ	0.2	15	0	0
イソプロチオラン	0.4	15	0	0	トリクロピル	0.06	15	0	0
イプロシオン	3	15	0	0	ナプロハミト	0.3	15	0	0
イミノクタジン	0.06	7	0	0	ピリブチカルブ	0.2	8	0	0
エトリジアゾール (エクロメゾール)	0.04	8	0	0	ハロスフロメチル	0.3	15	0	0
オキシ銅	0.4	15	0	0	ブタミホス	0.04	15	0	0
キャプタン	3	15	0	0	フラサスフロロン	0.3	15	0	0
クロタロニル	0.4	7	0	0	プロピサミト	0.08	15	0	0
クロネブ	0.5	8	0	0	ベンズリト	1	7	0	0
チウラム	0.06	15	0	0	ペンテイメタリン	0.5	15	0	0
トルクロホスメチル	0.8	15	0	0	メコプロップ	0.05	15	0	0
					メチルタムロン	0.3	7	0	0

平成 2 4 年度

ダイオキシン類調査結果

平成 2 5 年 8 月

福 島 県

この調査結果は、ダイオキシン類対策特別措置法第26条第1項に基づき、県内の大気、水質、底質及び土壌のダイオキシン類による汚染状況を常時監視した結果をとりまとめたもので、同法第27条第3項の規定により公表するものです。

また、ダイオキシン類の排出状況調査及び廃棄物最終処分場調査についても、調査結果をとりまとめたので、併せて公表するものです。

#### 1 調査の目的

本調査は、県内における大気、水質等のダイオキシン類による汚染状況を常時監視するとともに、ダイオキシン類の発生源やその周辺の汚染の状況等について調査測定を実施しました。

#### 2 調査機関

福島県、福島市、郡山市、いわき市及び国土交通省

#### 3 調査内容

実施した調査とその概要（検体数）は、次のとおりです。

区 分	調査項目	調査機関					計
		福島県	福島市	郡山市	いわき市	国交省	
(1) 環境モニタリング調査等	一般環境大気	20	—	4	8	—	32
	発生源周辺環境大気	42	—	—	—	—	42
	公共用水域(水質・底質)	36	10	12	27	4	89
	地下水	5	—	2	4	—	11
	一般環境土壌	5	—	4	4	—	13
	発生源周辺土壌	63	—	—	—	—	63
(2) 排出状況調査	煙道排ガス	15	—	1	8	—	24
	特定施設等設置事業場放流水調査	4	—	1	2	—	7
(3) 廃棄物最終処分場調査	一般廃棄物最終処分場	周縁地下水	1	—	—	—	1
		放流水	1	—	—	1	—
	産業廃棄物最終処分場放流水等	20	—	—	3	—	23
合 計		212	10	24	57	4	307

#### 4 調査結果

##### (1) 環境モニタリング調査等について

##### ア 一般環境大気調査

春期、夏期、秋期及び冬期の年4回、各地域ごとに1地点以上、計8地点を調査しました。

この結果、年平均値の範囲は0.0056～0.016pg-TEQ/m<sup>3</sup>であり、8地点すべてで大気環境基準(0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>)を達成していました(表-1)。

##### イ 発生源周辺環境大気調査

夏季及び冬季の年2回、廃棄物焼却炉などダイオキシン類の発生源を有する8事業場を選定

し、その周辺において1事業場あたり3地点、計24地点を調査しました。このうち、相馬市の2地点についてはそれぞれ夏季、冬季の調査のみ実施しました。

この結果、年平均値の範囲は0.0064~0.066pg-TEQ/m<sup>3</sup>であり、評価対象の18地点において大気環境基準(0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>)を達成していました。また、相馬市の2地点は年1回の調査のため評価対象外ですが、いずれも大気環境基準以下の数値でした。(表-2)。

#### ウ 公共用水域(水質・底質)調査

県内の代表的な水域の水質37地点、底質37地点を調査しました(河川32水域、湖沼1水域、海域4水域)。

水質の調査結果は、測定値の範囲が0.044~0.78pg-TEQ/Lであり、すべての地点で水質環境基準(1pg-TEQ/L)を達成していました(表-3-1、表-3-2)。

底質の調査結果は、測定値の範囲が0.072~9.7pg-TEQ/gであり、すべての地点で底質の環境基準(150pg-TEQ/g)を達成していました(表-3-1、表-3-2)。

#### エ 地下水調査

県内7市町村から11地点の井戸を選定し、地下水を調査しました。

この結果、測定値の範囲は0.042~0.13pg-TEQ/Lであり、すべての井戸で地下水の水質環境基準(1pg-TEQ/L)を達成していました(表-4)。

#### オ 一般環境土壌調査

県内の7市町村において公園など一般環境にある土壌、計13地点を調査しました。

この結果、測定範囲が0.0039~3.9pg-TEQ/gであり、13地点すべてで土壌環境基準(1,000pg-TEQ/g)を達成していました(表-5)。

#### カ 発生源周辺土壌調査

廃棄物焼却炉などダイオキシン類の発生源施設を有する7事業場を選定し、1事業場あたり周辺の9地点、計63地点を調査しました。

この結果、測定範囲が0.0019~48pg-TEQ/gであり、63地点すべてで土壌環境基準(1,000pg-TEQ/g)を達成していました(表-6)。

### (2) 排出状況調査について

#### ア 煙道排ガス調査

ダイオキシン類対策特別措置法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の対象となる廃棄物焼却炉等24施設について、排出ガス中のダイオキシン類を調査しました。

ダイオキシン類の調査結果は、0.0000024~1.8ng-TEQ/m<sup>3</sup>Nの範囲であり、全ての施設で排出基準値を下回っていました(表-7-1)。

#### イ 特定施設等設置事業場放流水調査

ダイオキシン類対策特別措置法の対象となる7事業場において排出水の調査を実施しました。

この結果は、0.000029~6.4pg-TEQ/Lの範囲であり、全ての施設で排出基準値を下回っていました(表-7-2)。

### (3) 廃棄物最終処分場調査について

#### ア 一般廃棄物最終処分場

(ア) 周縁地下水

1 処分場の周縁地下水の調査を実施しました。

この結果は、0.0000066pg-TEQ/Lであり、地下水の水質環境基準（1 pg-TEQ/L）を達成していました（表－8－1）。

(イ) 放流水

2 処分場の放流水の調査を実施しました。

この結果は、0.0000090pg-TEQ/L及び13pg-TEQ/Lであり、1 施設について放流水の維持管理基準値（10pg-TEQ/L）を上回っていましたが、施設設置者による再測定の結果、0.0090pg-TEQ/Lとなり、維持管理基準値を下回りました（表－8－2）。

イ 産業廃棄物最終処分場

(ア) 放流水等

2 2 処分場の放流水等の調査を実施しました。

この結果は、0～1.3pg-TEQ/Lの範囲であり、放流水の維持管理基準の適用される19 処分場について、すべての施設において基準値（10pg-TEQ/L）を下回っていました（表－9）。

なお、その他の3 処分場については、処理水を放流しないため、基準が適用されません。



表-1 一般環境大気調査

(大気環境基準値 0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

No.	地域名	市町村名	調査地点名	調査結果 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )		環境 基準 の 適否	調査機関
1	県北	福島市	信夫ヶ丘運動場	春期	0.0097	○	福島県
				夏期	0.012		
				秋期	0.013		
				冬期	0.013		
				年平均値	0.012		
2	県中	郡山市	郡山市音楽・文化交流館	春期	0.016	○	郡山市
				夏期	0.010		
				秋期	0.010		
				冬期	0.014		
				年平均値	0.013		
3	県南	白河市	福島県立旭高等学校	春期	0.014	○	福島県
				夏期	0.011		
				秋期	0.0088		
				冬期	0.015		
				年平均値	0.012		
4	会津	会津若松市	福島県立葵高等学校	春期	0.0061	○	福島県
				夏期	0.0064		
				秋期	0.011		
				冬期	0.013		
				年平均値	0.0091		
5	南会津	南会津町	福島県南会津保健福祉事務所	春期	0.0052	○	福島県
				夏期	0.0044		
				秋期	0.0065		
				冬期	0.0062		
				年平均値	0.0056		
6	相双	南相馬市	仲町児童センター	春期	0.0050	○	福島県
				夏期	0.0092		
				秋期	0.0077		
				冬期	0.0075		
				年平均値	0.0074		
7	いわき	いわき市	いわき市立平第一小学校	春期	0.0076	○	いわき市
				夏期	0.0080		
				秋期	0.0058		
				冬期	0.0093		
				年平均値	0.0077		
8	いわき	いわき市	いわき市立環境監視センター	春期	0.011	○	いわき市
				夏期	0.026		
				秋期	0.0066		
				冬期	0.022		
				年平均値	0.016		
計	7地域	7市町	8地点	—	—	—	—

※ 大気環境基準の適否は、年平均値で評価する。

<参考>

(大気環境基準値 0.6 pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

No.	地域名	市町村名	調査地点名	調査結果 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )		環境 基準の 適否※	調査機関
				冬期	0.019		
1	相 双	南相馬市	南相馬市原町区深野	冬期	0.019	[○]	南相馬市
2	相 双	南相馬市	太田生涯学習センター	冬期	0.011	[○]	南相馬市
3	相 双	南相馬市	大甕生涯学習センター	冬期	0.010	[○]	南相馬市
4	相 双	南相馬市	高平生涯学習センター	冬期	0.018	[○]	南相馬市
5	相 双	南相馬市	石神生涯学習センター	冬期	0.019	[○]	南相馬市
6	相 双	南相馬市	鹿島西部コミュニティセンター	冬期	0.012	[○]	南相馬市
計	—	—	6地点	—	—	—	—

※ 南相馬市ではダイオキシン類による環境汚染の現状を把握するため、年1回の測定を実施。大気環境基準の評価は年平均値で評価をすることとなっているため、参考評価として、[ ]の記載とする。

表-2 発生源周辺環境大気調査

(大気環境基準値 0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

No.	調査地点	調査結果 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )			環境基準 の適否※	調査機関
		夏期	冬期	年平均値		
1	福島市岡部	0.0060	0.013	0.0095	○	福島県
	福島市渡利	0.0081	0.0096	0.0089	○	福島県
	福島市東浜町	0.0088	0.013	0.011	○	福島県
2	三春町大字富沢	0.0081	0.015	0.012	○	福島県
	三春町大字富沢	0.0082	0.011	0.0096	○	福島県
	三春町大字富沢	0.011	0.010	0.011	○	福島県
3	白河市双石	0.016	0.015	0.016	○	福島県
	白河市双石	0.021	0.014	0.018	○	福島県
	白河市双石	0.018	0.014	0.016	○	福島県
4	喜多方市豊川町米室	0.014	0.055	0.035	○	福島県
	喜多方市	0.018	0.053	0.036	○	福島県
	喜多方市豊川町米室	0.022	0.11	0.066	○	福島県
5	南会津町山口	0.072	0.0080	0.040	○	福島県
	南会津町山口	0.019	0.011	0.015	○	福島県
	南会津町山口	0.013	0.014	0.014	○	福島県
6	南相馬市原町区旭町	0.0079	0.0070	0.0075	○	福島県
	南相馬市原町区日の出町	0.0066	0.0061	0.0064	○	福島県
	南相馬市原町区日の出町	0.0069	0.0087	0.0078	○	福島県
7	相馬市石上	0.0061	—	—	[○]	福島県
	相馬市石上	0.0085	—	—	[○]	福島県
	相馬市新沼	0.0080	—	—	[○]	福島県
8	相馬市光陽	—	0.0097	—	[○]	福島県
	相馬市光陽	—	0.016	—	[○]	福島県
	相馬市光陽	—	0.0076	—	[○]	福島県

※ 大気環境基準の適否は、年平均値で評価する。  
年1回の測定地点は、参考評価として、[ ]の記載とする。

表-3-1 公共用水域（河川）

（水質環境基準値：1 pg-TEQ/L、底質環境基準値：150pg-TEQ/g）

No.	水域名	測定地点名	水質 (pg-TEQ/L)	環境基準 の適否 (水質)	底質(pg-TEQ/g)	環境基準 の適否 (底質)	調査機関
1	五百川	阿武隈川合流前	0.34	○	0.21	○	福島県
2	東根川	阿武隈川合流前	0.78	○	1.7	○	福島県
3	摺上川	幸橋上流	0.045	○	0.13	○	福島市
4	八反田川	阿武隈川合流前	0.15	○	0.14	○	福島市
5	松川	松川橋上流	0.045	○	0.14	○	福島市
6	大森川	濁川合流前	0.081	○	0.15	○	福島市
7	濁川	大森川合流前	0.11	○	0.35	○	福島市
8	釈迦堂川	須賀川市水道取水地点	0.25	○	0.34	○	福島県
9	社川	王子橋	0.34	○	0.12	○	福島県
10	今出川	猫啼橋	0.24	○	0.16	○	福島県
11	夏井川	北ノ内橋	0.21	○	0.090	○	福島県
12	夏井川	六十枚橋（1回目）	0.26	○	0.088	○	いわき市
		六十枚橋（2回目）	0.050		—	—	
		年平均値	0.16		—	—	
13	夏井川	山下谷橋（1回目）	0.14	○	0.072	○	いわき市
		山下谷橋（2回目）	0.06		0.084	○	
		年平均値	0.10		—	—	
14	逢瀬川	阿武隈川合流前（1回目）	0.30	○	—	—	郡山市
		阿武隈川合流前（2回目）	0.33		0.22	○	
		阿武隈川合流前（3回目）	0.19		—	—	
		阿武隈川合流前（4回目）	0.19		0.19	○	
		年平均値	0.25		—	—	
15	大滝根川	阿武隈川合流前（1回目）	0.068	○	—	—	郡山市
		阿武隈川合流前（2回目）	0.096		0.33	○	
		阿武隈川合流前（3回目）	0.063		—	—	
		阿武隈川合流前（4回目）	0.046		0.20	○	
		年平均値	0.068		—	—	
16	阿武隈川	羽太橋	0.082	○	0.083	○	福島県
17	阿武隈川	伏黒	0.19	○	0.23	○	国土交通省
18	阿賀野川	新郷ダム	0.093	○	1.50	○	福島県
19	阿賀野川	田島橋	0.083	○	0.11	○	福島県
20	黒川	栃木県境	0.086	○	0.085	○	福島県
21	久慈川	高地原橋	0.18	○	0.10	○	福島県
22	只見川	藤橋	0.076	○	1.7	○	福島県
23	旧宮川	丈助橋	0.32	○	0.32	○	福島県
24	旧湯川	粟ノ宮橋	0.54	○	0.26	○	福島県

No.	水域名	測定地点名	水質 (pg- TEQ/L)	環境基準 の適否 (水質)	底質(pg- TEQ/g)	環境基準 の適否 (底質)	調査機関
25	真野川	真島橋	0.12	○	9.7	○	福島県
26	新田川	鮭川橋	0.087	○	0.68	○	福島県
27	荒川	信夫橋	0.070	○	0.22	○	国土交通省
28	大久川	蔭磯橋 (1回目)	0.43	○	0.84	○	いわき市
		蔭磯橋 (2回目)	0.087		—	—	
		年平均値	0.26		—	—	
29	鮫川	鮫川橋 (1回目)	0.37	○	0.16	○	いわき市
		鮫川橋 (2回目)	0.13		—	—	
		年平均値	0.25		—	—	
30	藤原川	みなと大橋 (1回目)	0.35	○	1.5	○	いわき市
		みなと大橋 (2回目)	0.15		—	—	
		年平均値	0.25		—	—	
31	蛭田川	蛭田橋 (1回目)	0.34	○	3.5	○	いわき市
		蛭田橋 (2回目)	0.21		—	—	
		年平均値	0.28		—	—	
32	釜戸川	紅葉橋	0.078	○	0.40	○	いわき市

※ 水質について複数回測定している環境基準の適否は、年平均値で評価する。

表-3-2 公共用水域 (湖沼・海域)

(水質環境基準値：1 pg-TEQ/L、底質環境基準値：150 pg-TEQ/g)

No.	水域名	測定地点名	水質(pg- TEQ/L)	環境基準 の適否 (水質)	底質(pg- TEQ/g)	環境基準 の適否 (底質)	調査機関
1	千五沢ダム 貯水池	千五沢ダムサイト	0.16	○	6.5	○	福島県
2	相馬港及び 相馬地先海域	地蔵川沖約2,500m付近	0.036	○	0.25	○	福島県
3	小名浜港	4号埠頭先	0.062	○	0.28	○	いわき市
4	いわき市地 先海域	夏井川沖約1,500m付近	0.044	○	0.18	○	いわき市
5	鮫川沖	鮫川沖約2,000m付近	0.056	○	0.47	○	いわき市

表－４ 地下水調査

(水質環境基準値 1pg-TEQ/L)

No.	地域名	市町村名	調査地点	調査結果 (pg-TEQ/L)	環境基準 の適否	調査機関
1	県北	伊達市	霊山町下小国	0.075	○	福島県
2	県中	田村市	船引町門沢	0.055	○	福島県
3	県中	郡山市	田村町岩作地区 (メッシュ60)	0.047	○	郡山市
4	県中	郡山市	湖南町赤津地区 (メッシュ85)	0.042	○	郡山市
5	県南	泉崎村	大字泉崎	0.068	○	福島県
6	会津	柳津町	大字柳津	0.060	○	福島県
7	南会津	南会津町	糸沢	0.13	○	福島県
8	いわき	いわき市	泉町二丁目	0.087	○	いわき市
9	いわき	いわき市	小名浜本町	0.044	○	いわき市
10	いわき	いわき市	小川町上小川字中戸渡	0.043	○	いわき市
11	いわき	いわき市	小川町柴原字永久保	0.043	○	いわき市

表－５ 一般環境土壌調査

(土壌環境基準値 1,000pg-TEQ/g)

No.	地域名	市町村名	調査地点	調査結果 (pg-TEQ/g)	環境基準 の適否	調査機関
1	県北	伊達市	保原町	0.029	○	福島県
2	県中	田村市	船引町船引	0.0080	○	福島県
3	県中	郡山市	亀田	0.0039	○	郡山市
4	県中	郡山市	大槻町	0.0055	○	郡山市
5	県中	郡山市	富田町	0.075	○	郡山市
6	県中	郡山市	昭和	3.4	○	郡山市
7	県南	西郷村	真船	3.9	○	福島県
8	会津	喜多方市	熊倉町熊倉	0.49	○	福島県
9	南会津	下郷町	大字沢田	0.032	○	福島県
10	いわき	いわき市	平中神谷北鳥沼地内	0.050	○	いわき市
11	いわき	いわき市	泉町下川前ノ原地内	0.0039	○	いわき市
12	いわき	いわき市	常磐湯本町栄田地内	0.31	○	いわき市
13	いわき	いわき市	好間町下好間沼田地内	0.79	○	いわき市

表－6 発生源周辺環境土壌調査

(土壌環境基準値 1000pg-TEQ/g)

No.	調査地点	調査結果	環境基準 の適否	調査機関
1	福島市東浜町	30	○	福島県
	福島市渡利	0.072	○	福島県
	福島市東浜町	0.016	○	福島県
	福島市腰浜町	0.071	○	福島県
	福島市渡利	1.3	○	福島県
	福島市東浜町	0.0019	○	福島県
	福島市山口	0.97	○	福島県
	福島市岡部	12	○	福島県
	福島市東浜町	3.4	○	福島県
2	三春町大字富沢	0.038	○	福島県
	三春町大字富沢	0.0052	○	福島県
	三春町大字富沢	0.017	○	福島県
	三春町大字実沢	0.020	○	福島県
	三春町大字富沢	1.3	○	福島県
	三春町大字富沢	2.0	○	福島県
	三春町大字富沢	0.43	○	福島県
	三春町大字富沢	0.061	○	福島県
	三春町大字富沢	0.12	○	福島県
3	白河市双石	1.3	○	福島県
	白河市双石	0.090	○	福島県
	白河市双石	10	○	福島県
	白河市双石	5.9	○	福島県
	白河市双石	48	○	福島県
	白河市双石	0.38	○	福島県
	白河市大	1.7	○	福島県
	白河市双石	0.81	○	福島県
	白河市双石	6.2	○	福島県

No.	調査地点	調査結果	環境基準 の適否	調査機関
4	喜多方市豊川町米室	1.7	○	福島県
	喜多方市	13	○	福島県
	喜多方市	0.0049	○	福島県
	喜多方市関柴町上高額	15	○	福島県
	喜多方市	3.1	○	福島県
	喜多方市高吉	0.35	○	福島県
	喜多方市	0.92	○	福島県
	喜多方市豊川町米室	0.28	○	福島県
	喜多方市高吉	0.073	○	福島県
5	南会津町山口	47	○	福島県
	南会津町山口	0.22	○	福島県
	南会津町山口	0.62	○	福島県
	南会津町山口	0.69	○	福島県
	南会津町山口	0.19	○	福島県
	南会津町山口	0.47	○	福島県
	南会津町山口	5.5	○	福島県
	南会津町山口	27	○	福島県
	南会津町山口	7.7	○	福島県
6	南相馬市原町区日の出町	0.17	○	福島県
	南相馬市原町区日の出町	0.31	○	福島県
	南相馬市原町区日の出町	2.4	○	福島県
	南相馬市原町区日の出町	7.2	○	福島県
	南相馬市原町区高見町	0.026	○	福島県
	南相馬市原町区日の出町	0.097	○	福島県
	南相馬市原町区桜井町	0.034	○	福島県
	南相馬市原町区旭町	0.042	○	福島県
	南相馬市原町区青葉町	0.11	○	福島県
7	相馬市新沼	17	○	福島県
	相馬市小泉	6.9	○	福島県
	相馬市小泉	46	○	福島県
	相馬市小泉	0.80	○	福島県
	相馬市新沼	5.6	○	福島県
	相馬市小泉	9.5	○	福島県
	相馬市石上	3.7	○	福島県
	相馬市石上	0.098	○	福島県
	相馬市小泉	0.097	○	福島県



表-7-1 煙道排ガス調査

No.	事業場名称	施設の名称	施設の種類※1	所在地	調査結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	適用される 基準値 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N) ※2	適否	調査機関
1	福島市あぶくま クリーンセンター	2号炉	5 廃棄物焼却炉	福島市	0.00014	1	○	福島県
2	阿部建材工業(株)音 坊処分場	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	福島市	1.1	10	○	福島県
3	安達地方広域行政 組合もとみやク リーンセンター	1号炉	5 廃棄物焼却炉	本宮市	0.0012	5	○	福島県
4	郡山市富久山ク リーンセンター	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	郡山市	0.016	1	○	郡山市
5	日本化学工業(株)福 島第二工場	ダU-1	5 廃棄物焼却炉	三春町	0.0092	1	○	福島県
6	D I C インテリア (株)福島工場	1号炉	5 廃棄物焼却炉	平田村	0.44	10	○	福島県
7	田村広域行政組合 田村西部環境セン ター	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	三春町	0.00066	5	○	福島県
		溶融炉				5	○	福島県
8	(株)ユニ・チャー ムプロダクツ福島	B-3焼却ボイ ラー	5 廃棄物焼却炉	棚倉町	0.15	10	○	福島県
9	(株)大紀アルミニ ウム工業白河工場	(1-1)30t元 湯炉 他	4 アルミニウム 溶解炉	白河市	0.41	5	○	福島県
10	昭和電工(株)ショ ウテック事業部 喜多方事業所	2 2MF-1	4 アルミニウム 合金製造溶解炉	喜多方市	0.0027	5	○	福島県
11	日曹金属化学(株) 会津工場	KW-1	5 廃棄物焼却炉	磐梯町	0.0083	1	○	福島県
12	三神精工(株)喜多 方工場	乾燥炉	4 アルミニウム 合金製造乾燥炉	喜多方市	0.15	5	○	福島県
13	西部環境衛生組合 環境センター	2号炉	5 廃棄物焼却炉	南会津町	1.8	10	○	福島県
14	丸三製紙(株)	マルサン焼 却炉	5 廃棄物焼却炉	南相馬市	0.0029	5	○	福島県
15	(株)ADEKA 相馬工場	液中燃焼式	5 廃棄物焼却炉	相馬市	0.0000024	10	○	福島県
16	富士フィルムファ インケミカルズ(株) 広野工場	廃液焼却炉	5 廃棄物焼却炉	広野町	0.00016	1	○	福島県
17	小名浜製錬(株)小名 浜製錬所	廃棄物焼却 炉	5 廃棄物焼却炉	いわき市	0.023	1	○	いわき市
18	(株)ケミクレア小名 浜工場	廃棄物焼却 炉	5 廃棄物焼却炉	いわき市	0.0012	5	○	いわき市
19	(株)クレハ環境	7号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	いわき市	0.0020	1	○	いわき市
20	(株)クレハ環境	8号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	いわき市	0.0058	1	○	いわき市
21	第一三共プロ ファーマ(株)	1号廃液焼却 炉	5 廃棄物焼却炉	いわき市	0.26	1	○	いわき市
22	いわき大王製紙(株)	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	いわき市	0.00025	5	○	いわき市
23	トラスト企画(株)	産業廃棄物 焼却炉	5 廃棄物焼却炉	いわき市	1.8	5	○	いわき市
24	荒川化学工業(株)	廃液焼却炉	5 廃棄物焼却炉	いわき市	0.000083	10	○	いわき市

※1 ダイオキシン類特別措置法施行令別表第2に定める特定施設

※2 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく大気排出基準、又は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく維持管理基準

表－7－2 特定施設等設置事業場放流水調査

No.	事業場名称	所在地	調査結果 (pg-TEQ/L)	適用される 基準値 (pg-TEQ/L) ※	適否	調査機関	備考
1	福島市あらかわクリーンセンター	福島市	1.8	10	○	福島県	
2	郡山市富久山クリーンセンター	郡山市	0.0046	10	○	郡山市	
3	日本化学工業(株)福島第二工場	三春町	6.4	10	○	福島県	
4	日曹金属化学(株)会津工場	磐梯町	0.031	10	○	福島県	
5	(株)ADEKA相馬工場	相馬市	0.000029	10	○	福島県	
6	小名浜製錬(株)小名浜製錬所	いわき市	1.3	10	○	いわき市	
7	(株)ケミクレア小名浜工場	いわき市	0.019	10	○	いわき市	

※ 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく水質排出基準

表-8-1 一般廃棄物最終処分場（周縁地下水）

No.	設置者（施設名）	所在地	検体	調査結果 (pg-TEQ/L)	環境 基準値 (pg-TEQ/L) ※	適否	調査機関
1	株ウイズウェイストジャパン (小野ウェイストパーク)	小野町	周縁地下水	0.0000066	1	○	福島県

※ 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく水質環境基準

表-8-2 一般廃棄物最終処分場（放流水）

No.	設置者（施設名）	所在地	検体	調査結果 (pg-TEQ/L)	適用される 基準値 (pg-TEQ/L) ※1	適否	調査機関
1	株ウイズウェイストジャパン (小野ウェイストパーク)	小野町	放流水	0.0000090	10	○	福島県
2	いわき市 (クリンピーの丘)	いわき市	放流水	13	10	×	いわき市

※1 「ダイオキシン類対策特別措置法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく維持管理基準

※2 クリンピーの森の放流水について、平成25年2月9日に行なった設置者による再測定の結果、0.0090 pg-TEQ/Lとなり、維持管理基準値（10 pg-TEQ/L以下）を下回りました。

表－9 産業廃棄物最終処分場（放流水等）

No.	設置者（施設名）	所在地	種類	検体	調査結果 (pg-TEQ/L)	適用される 基準値 (pg-TEQ/L) ※	適否	調査機関
1	日東環境整備(株) 天沼管理型処分場	福島市	管理型	放流水	0.00010	10	○	福島県
2	(株)商報舎（第1、第2）	二本松市	管理型	放流水	0	10	○	福島県
3	(株)商報舎（第3）	二本松市	管理型	放流水	0.000040	10	○	福島県
4	(株)クリーンテック	福島市	管理型	放流水	0.000047	10	○	福島県
5	福島製鋼(株) 立子山処分場	福島市	管理型	放流水	0.000029	10	○	福島県
6	福島製鋼(株) 金沢処分場	福島市	管理型	放流水	0.000041	10	○	福島県
7	(株)東北エコークリーン	小野町	管理型	放流水	0.098	10	○	福島県
8	(株)公害技術研究所	中島村	管理型	浸出液	0.0089	10	○	福島県
9	東北ポール(株)	白河市	管理型	放流水	0.000035	10	○	福島県
10	(株)あいづダストセンター 新処分場	柳津町	管理型	処理水	1.0	-	-	福島県
11	(株)あいづダストセンター 旧処分場	柳津町	管理型	処理水	0.21	-	-	福島県
12	宝川産業(株)	会津坂下町	管理型	放流水	0.060	10	○	福島県
13	昭和電工(株)東長原工場 (グラウンド揚水ピット) 昭和電工(株)東長原工場 (集水ピット②)	会津若松市	管理型	浸出液	0.000083	10	○	福島県
					0.00035	10	○	福島県
14	丸三製紙(株)	南相馬市	管理型	放流水	0.000018	10	○	福島県
15	(株)三宝（第1、第2）	飯舘村	管理型	処理水	0.040	-	-	福島県
16	三和化学工業(株)	南相馬市	管理型	放流水	1.3	10	○	福島県
17	相馬市管理型最終処分場 (A地区、B地区)	相馬市	管理型	放流水	0.000056	10	○	福島県
18	東北電力(株)原町火力発電所 (大迫)	南相馬市	管理型	放流水	0	10	○	福島県
19	東北電力(株)原町火力発電所 (割田)	南相馬市	管理型	放流水	0.0000090	10	○	福島県
20	ひめゆり総業(株)	いわき市	管理型	放流水	0.000059	10	○	いわき市
21	三山クリーン(株)	いわき市	管理型	放流水	0.77	10	○	いわき市
22	(株)クレハ	いわき市	管理型	放流水	0.00006	10	○	いわき市

※ 「ダイオキシン類対策特別措置法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」又は「福島県産業廃棄物処理指導要綱」に基づく維持管理基準

平成 2 4 年度

ダイオキシン類自主測定結果

平成 2 5 年 8 月

福 島 県

この調査結果は、ダイオキシン類対策特別措置法第28条に基づき、特定施設の設置者が平成24年度に実施した排出ガスや排出水等のダイオキシン類の濃度の自主測定結果（中核市分を除く。）をとりまとめ、同法第28条第4項の規定により公表するものです。

## 1 自主測定結果

### (1) 排出ガス

休止・未稼働等の施設を除く報告対象の127施設すべての施設の設置者から報告があり、すべての施設で排出基準に適合していました。

表－1 排出ガスの実施状況

報告対象施設数	報告施設数	未報告施設数	基準超過施設数
127 (100%)	127 (100%)	0 (0%)	0

### (2) 排出水

休止・未稼働等の施設を除く報告対象の7事業場すべての事業場から報告がありましたが、報告のあったすべての事業場で、排出基準に適合していました。

表－2 排出水の実施状況

報告対象工場・事業場数	報告工場・事業場数	未報告工場・事業場数	基準超過工場・事業場数
7 (100%)	7 (100%)	0 (0%)	0

### (3) ばいじん及び燃え殻等

ばいじんについては、報告対象の43施設すべての施設の設置者から報告があり、すべての施設で処理基準に適合していました。

また、燃え殻等については、90施設すべての施設の設置者から報告があり、すべての施設で処理基準に適合していました。

表－3 ばいじん及び燃え殻等の自主測定の実施状況

測定媒体	報告対象施設数	報告施設数	未報告施設数	処理基準超過施設数
ばいじん	43 (100%)	43 (100%)	0 (0%)	0
燃え殻等	90 (100%)	90 (100%)	0 (0%)	0

【 参 考 資 料 】

特定施設の種類と排出基準値

1 排出ガスに係る特定施設及び排出基準値

(単位：ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)

番号	特定施設の種類	排出基準値		
		新設施設 <sup>注)</sup>	既設施設	
1	焼結鉱（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉であって、原料の処理能力が1時間当たり1トン以上のもの	0.1	1	
2	製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）であって、変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のもの	0.5	5	
3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉であって、原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの	1	10	
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉であって、焙焼炉及び乾燥炉にあつては原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの、溶解炉にあつては容量が1トン以上のもの	1	5	
5	廃棄物焼却炉であつて、火床面積（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計）が0.5平方メートル以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計）が1時間当たり50キログラム以上のもの	焼却能力 4t/H以上	0.1	1
		2～4t/H未満	1	5
		2t/H未満	5	10

注) 既に大気汚染防止法において新設施設の指定物質抑制基準が適用されていた廃棄物焼却炉(能力200kg/H以上又は火格子面積2㎡以上)及び製鋼の用に供する電気炉については、新設施設の基準が適用になります。

2 排水に係る特定施設及び排出基準値

(単位：pg-TEQ/L)

番号	特定施設の種類	排出基準値
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	10
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生ガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
10	2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設	

番号	特定施設の種類	排出基準値
11	8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジインドロ [3・2-b:3'・2'-m] トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設	10
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
15	別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設	
17	フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成6年政令第308号）別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
18	下水道終末処理施設（1から17まで及び19に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）	
19	1から17までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（1から17までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの）に限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）	

※表中の「別表」とあるのは、ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表を示す。

### 3 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準※1（単位：ng-TEQ/g）

種類	新設施設の処理基準	既設施設※2の処理基準
大気基準適用施設である廃棄物焼却炉から排出されるばいじん及び燃え殻	3	3

※1 処理基準； 埋立処分等を行う際に適用される基準。ばいじん及び燃え殻に含有されるダイオキシン類の基準ではありません。

※2 既設施設； 平成12年1月14日以前にすでに設置され、又は工事に着手していた施設。  
なお、既設施設のうち、次に掲げる方法により処理した場合は処理基準が適用されない。

ア) 重金属が溶出しないようにセメント固化する場合

イ) 重金属が溶出しないように薬剤処理する場合

ウ) 酸抽出し、当該抽出液を重金属が溶出しないように処理する場合



県北地方振興局管内

平成24年度 排出ガスダイオキシン類自主測定結果

【廃棄物焼却炉】

No.	地域	事業場所在地 (市町村名)	事業場名称	対象施設名称	特定施設の種別	廃棄物焼却 炉の規模 (kg/h)	排出ガスの 測定結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	適用される 排出基準	基準 合状況	ばいじんの 測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される 基準値 (ng-TEQ/g)	基準 合状況	焼却灰等の 測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される 基準値 (ng-TEQ/g)	基準 合状況	備考
1	県北	福島市	福島市あぶくまクリリー ンセンター	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	5000	0.012	1	○	1.3	3	○	0.00098	3	○	
2	県北	福島市	福島市あぶくまクリリー ンセンター	2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	5000	0.00021	1	○	0.45	3	○	0	3	○	
3	県北	福島市	福島市あぶくまクリリー ンセンター	小動物火葬炉	5 廃棄物焼却炉	40	0.081	5	○	0	3	○	0.00025	3	○	
4	県北	福島市	福島市あらかわクリリー ンセンター	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	4583	0.0016	0.1	○							
5	県北	福島市	福島市あらかわクリリー ンセンター	2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	4583	0.0011	0.1	○							
6	県北	福島市	福島市あらかわクリリー ンセンター	1号灰溶融炉	5 廃棄物焼却炉	833	-	5	-	0.0012	-	-	0	-	-	
7	県北	福島市	福島市あらかわクリリー ンセンター	2号灰溶融炉	5 廃棄物焼却炉	833	-	5	-							
8	県北	二本松市	テクノメタル(株)	ア-7-8 2	5 廃棄物焼却炉	3700	0.000049	5	○	0.00000014	3	○	0.00000035	3	○	
9	県北	伊達市	伊達地方衛生処理組合 み焼却施設	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	3125	0.92	5	○							
10	県北	伊達市	伊達地方衛生処理組合 み焼却施設	2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	3125	0.97	5	○	0.43	-	-	0.029	3	○	
11	県北	伊達市	伊達地方衛生処理組合 み焼却施設	3号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	3125	1.2	5	○							
12	県北	福島市	日連クリ-ン立子山処理 場	立子山処理場焼却炉	5 廃棄物焼却炉	2500	0.97	5	○	2.4	3	○	0.38	3	○	
13	県北	本宮市	安達地方広域行政組合 もとみやクリ-ンセン ター	1号炉	5 廃棄物焼却炉	1667	0.00025	5	○	0.38	-	-	0.0036	3	○	
14	県北	本宮市	安達地方広域行政組合 もとみやクリ-ンセン ター	2号炉	5 廃棄物焼却炉	1667	0.0011	5	○							
15	県北	本宮市	安達地方広域行政組合 もとみやクリ-ンセン ター	灰溶融炉	5 廃棄物焼却炉	400	廃止	5	-	廃止	-	-	廃止	3	-	
16	県北	福島市	阿部郷村工業株式会社 工場	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1587	0.39	10	○	0.46	3	○	0.10	3	○	
17	県北	福島市	柳東園東ダブル・ジー ・ヤマギシ福島営業所	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1036	稼働なし	10	-	稼働なし	3	-	稼働なし	3	-	
18	県北	二本松市	安達地方広域行政組合 あだたら環境共生セン ター	炭化炉	5 廃棄物焼却炉	636	0.0012	5	○	0.00038	3	○	0.0000042	3	○	
19	県北	二本松市	柳七洋工業株式会社 工場	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	600	廃止	10	-	廃止	3	-	廃止	3	-	
20	県北	福島市	八巻重機工業株式会社 工場	1号炭化炉	5 廃棄物焼却炉	417	稼働なし	10	-	稼働なし	3	-	稼働なし	3	-	
21	県北	福島市	南カンカ	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	195	稼働なし	10	-	稼働なし	3	-	稼働なし	3	-	
22	県北	福島市	福島県農業総合センター 研究場	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	100	0.072	10	○	該当なし	-	-	0	3	○	

No.	地域	事業場所在地 (市町村名)	事業場名称	対象施設名称	特定施設の種別	廃棄物焼却 炉の規模 (kg/h)	排出ガスの 測定結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	適用される 排出基準	基準適 合状況	1Fのじん 測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される 基準値 (ng-TEQ/t)	基準適 合状況	焼却炉等の 測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される 基準値 (ng-TEQ/g)	基準適 合状況	備考
23	県北	東和町	南東和牧場	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	100	0.070	10	○	該当なし	-	-	0	3	○	
24	県北	福島市	県北地区大井留所		5 廃棄物焼却炉	75	0	10	○	該当なし	-	-	0	3	○	
25	県北	福島市	トーアエーヨー株福島工場	実験動物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	64	0.0046	10	○	該当なし	-	-	0	3	○	
26	県北	福島市	森永乳業株福島工場	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	40	稼働なし	10	-	稼働なし	-	-	稼働なし	3	-	
27	県北	福島市	森永乳業株福島工場	2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	40	稼働なし	10	-	稼働なし	-	-	稼働なし	3	-	
28	県北	福島市	福島県立医科大学	動物炉	5 廃棄物焼却炉	150	0.035	5	○	0.061	3	○	0	3	○	

県中地方振興局管内

平成24年度 排出ガスダイオキシン類自主測定結果

【廃棄物焼却炉】

No.	地域	事業場所在地 (市町村名)	事業場名称	対象施設名称	特定施設の種類	廃棄物焼却 炉の規模		排出ガスの 測定結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	適用される排 出基準	基準適 合状況	ばいじんの 測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される 基準値 (ng-TEQ/g)	焼却灰等の 測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される 基準値 (ng-TEQ/g)	基準適 合状況	備考
						焼却能力 (t g/h)	焼却能力 (kg/h)									
1	県中	須賀川市	須賀川地方保健環境組 合	1号炉	5 廃棄物焼却炉	3125	3125	0.083	5	○	0.80	—	0.015	3	○	ばいじん：薬剤処理
2	県中	須賀川市	須賀川地方保健環境組 合	2号炉	5 廃棄物焼却炉	3125	3125	0.18	5	○	2.5	—	0.016	3	○	ばいじん：薬剤処理
3	県中	須賀川市	須賀川地方衛生セ ンター	1し尿処理施設	5 廃棄物焼却炉	786	786	0.082	10	○	0.0023	3	0.00000026	3	○	
4	県中	三春町	日本化学工業㈱福島第 二工場	ダウ-1	5 廃棄物焼却炉	2446	2446	0.00000027	1	○	—	—	—	—	—	液中燃焼方式のため、ばいじん等は発生しな い。
5	県中	石川町	石川地方生活環境施設 組合石川地方ごみ焼却 場	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1875	1875	0.016	10	○	0.61	—	0.013	3	○	焼却灰、ばいじんはNo.5、6を混合して測 定。ばいじん：薬剤処理
6	県中	石川町	石川地方生活環境施設 組合石川地方ごみ焼却 場	2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1875	1875	0.062	10	○	—	—	—	—	—	
7	県中	田村市	田村広域行政組合 田 村東部環境センター	1号炉	5 廃棄物焼却炉	1875	1875	1.5	10	○	6.9	—	0.0073	3	○	ばいじん：薬液処理
8	県中	田村市	田村広域行政組合 田 村東部環境センター	2号炉	5 廃棄物焼却炉	1875	1875	2.3	10	○	3.5	—	0.042	3	○	ばいじん：薬液処理
9	県中	三春町	田村広域行政組合 田 村西部環境センター	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1667	1667	0.0080	5	○	1.2	3	0.00001	3	○	集合塵灰(No.9、10) No.9、10稼働時測定 排ガス、ばいじん共通。ばいじん：薬液処理
10	県中	三春町	田村広域行政組合 田 村西部環境センター	浴槽炉	5 廃棄物焼却炉	492	492	—	—	—	—	—	—	—	—	
11	県中	石川町	石川地方生活環境施設 組合石川地方し尿処理 場	円形焼却炉	5 廃棄物焼却炉	786	786	0.025	10	○	0.0038	3	0(<0.0016)	3	○	
12	県中	須賀川市	㈱トー・カニエゾフ・ア ラビ	No.1焼却炉	5 廃棄物焼却炉	615	615	稼働なし	10	—	稼働なし	3	稼働なし	3	—	
13	県中	石川町	(有)サンエー	名称なし	5 廃棄物焼却炉	600	600	—	10	—	1.4	3	0.57	3	○	廃止のため、排ガス測定できず。
14	県中	田村市	田村広域行政組合 田 村地方衛生処理セン ター	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	300	300	0.000013	10	○	該当なし	—	0.0000096	3	○	
15	県中	田村市	田村広域行政組合 田 村地方衛生処理セン ター	2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	376	376	0.23	10	○	該当なし	—	0.000011	3	○	
16	県中	須賀川市	西間木建材㈱	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	183	183	稼働なし	10	—	稼働なし	3	稼働なし	3	—	
17	県中	平田村	DIC(株)㈱福島工場	1号炉	5 廃棄物焼却炉	113	113	0.52	10	○	1.7	3	0.00067	3	○	
18	県中	小野町	日本企業工業㈱中央研 究所付 福島薬研牧場	動物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	100	100	0.0000025	10	○	0.000011	3	0.00000048	3	○	
19	県中	玉川村	㈱エキワ玉川農場	2号炉	5 廃棄物焼却炉	98	98	0.69	5	○	0(<0.03)	3	0(<0.03)	3	○	
20	県中	田村市	㈱春山建設社	1号	5 廃棄物焼却炉	69.3	69.3	0.011	5	○	0.0011	3	0	3	○	
21	県中	玉川村	福島空港ビル㈱	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	28.6	28.6	0.60	10	○	0.0056	3	0.045	3	○	現在休止中で測定のため稼働
22	県中	田村市	㈱アリーデー都路牧場	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	121	121	稼働なし	10	—	稼働なし	—	稼働なし	3	—	

【廃棄物焼却炉以外の施設】

No	地域	事業場所在地 (市町村名)	事業場名称	対象施設名称	特定施設の種別	特定施設の規模	排出ガスの測定結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	適用される排出基準	基準適合状況	備考
1	県中	須賀川市	(株)加藤工業所福島工場	溶解炉	4.7kV・30tA溶解炉	2t/h	0.35	5	○	3炉集合煙突
2	県中	須賀川市	(株)加藤工業所福島工場	溶解炉	4.7kV・30tA溶解炉	1t/h		1		
3	県中	須賀川市	(株)加藤工業所福島工場	溶解炉	4.7kV・30tA溶解炉	1t/h				

県南地方振興局管内

平成24年度 排出ガスダイオキシン類自主測定結果

【廃棄物焼却炉】

No.	地域	事業場所在地 (市町村名)	事業場名称	対象施設名称	特定施設の種類	廃棄物焼却炉の 規模 焼却能力 (kg/h)	排出ガスの 測定結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> )	適用される 排出基準	基準適 合状況	ばいじんの 測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される 基準値 (ng-TEQ/g)	基準適 合状況	焼却区等の 測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される 基準値 (ng-TEQ/g)	基準適 合状況	備考
1	県南	白河市	西白河地方衛生処理一部事務組合	西白河地方クリンセンター1号炉	5 廃棄物焼却炉	3750	0.0079	5	○	3.5	-	-	0.0012	3	○	薬剤処理
2	県南	白河市	西白河地方衛生処理一部事務組合	西白河地方クリンセンター2号炉	5 廃棄物焼却炉	3750	0.0057	5	○	2.3	-	-	0.0028	3	○	薬剤処理
3	県南	白河市	西白河地方衛生処理一部事務組合	白河地方清浄センター し尿汚泥焼却炉	5 廃棄物焼却炉	300	0.0022	10	○	0.016	3	○	0.00054	3	○	しき焼却炉
4	県南	泉崎村	㈱コロパ・ウェイスト	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	3125	0.050 0.014	5 5	○ ○	0.031	3	○	0.036	3	○	
5	県南	埴町	東白衛生組合	ごみ焼却施設1号炉	5 廃棄物焼却炉	1563	0.0025	10	○	0.64	-	-	0.0080	3	○	
6	県南	埴町	東白衛生組合	ごみ焼却施設2号炉	5 廃棄物焼却炉	1563	0.042	10	○		-	-				
7	県南	埴町	東白衛生組合	東白クリンセンター し尿処理施設汚泥焼却炉	5 廃棄物焼却炉	930	0	10	○	該当なし	-	-	0	3	○	
8	県南	泉崎村	㈱DNPテクノバック	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1000	0.00069	10	○	0.074	3	○	0.0000022	3	○	
9	県南	榑倉町	ユニ・チャームプロダクツ ㈱福島工場	B-3 焼却ボイラー	5 廃棄物焼却炉	750	0.000036	5	○	0.13	3	○	0.0000010	3	○	
10	県南	白河市	住友ゴム工業㈱白河工場	焼タイヤボイラー	5 廃棄物焼却炉	750	0.000005	10	○	0.0000049	3	○	0.00000021	3	○	一廃、産廃兼用焼却炉
11	県南	白河市	かねがね福島工場	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	120	稼働なし	10	-	稼働なし	3	-	稼働なし	3	-	平成23年度から休止状態のため
12	県南	榑倉町	㈱平成クリンサービス	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	190	1.3	10	○	0.000013	3	○	0.000013	3	○	
13	県南	白河市	フランスベントドファニ チャー㈱東北工場	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	179	0.56	10	○	該当なし	-	-	0.026	3	○	
14	県南	西郷村	独立行政法人資源改良センター	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	150	0.16	10	○	該当なし	-	-	0.000039	3	○	
15	県南	埴町	㈱常農工務店	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	82	0.36	10	○	0.0014	3	○	0.0041	3	○	
16	県南	西郷村	東洋羽毛工業㈱白河工場	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	26	0.084	10	○	0.20	3	○	0.0060	3	○	
17	県南	白河市	㈱火紀アルミニウム工業所 白河工場	(14-1)アルミ灰焼却炉	5 廃棄物焼却炉	90	1.9	5	○	該当なし	3	-	0.011	3	○	焼成炉
18	県南	白河市	(株)ムサシノステーション 工業福島工場	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	172	稼働なし	5	-	稼働なし	3	-	稼働なし	3	-	平成23年度から休止状態のため

【廃棄物焼却炉以外の施設】

NO	地域	事業場所在地 (市町村名)	事業場名称	対象施設名称	特定施設の種別	特定施設の規模	排出ガスの 測定結果 ( $\text{mg-TEQ}/\text{m}^3$ )	適用される 排出基準	基準適 合状況	備考
1	県南	白河市	株大紀アルミニウム工業所 白河工場	(1-1)30 <sup>ト</sup> 元素溶炉	4 7 <sup>ト</sup> バニツロ <sup>ト</sup> 溶解炉	30 t	0.44	5	○	燃焼系 集合煙突 (No.1,2,9) (同時稼働時の 測定)
							0.11	5	○	2号溶解炉黒煙系集合煙突 (No.1,2,9) (同時稼働時の測定)
2	県南	白河市	株大紀アルミニウム工業所 白河工場	(1-2)40 <sup>ト</sup> 溶解炉	4 7 <sup>ト</sup> バニツロ <sup>ト</sup> 溶解炉	40 t	0.44	5	○	燃焼系 集合煙突 (No.1,2,10) (同時稼働時の 測定)
							0.81	5	○	1号溶解炉黒煙系 集合煙突 (No.2稼働時の測定)
3	県南	白河市	株大紀アルミニウム工業所 白河工場	(1-3)40 <sup>ト</sup> 保持炉	4 7 <sup>ト</sup> バニツロ <sup>ト</sup> 溶解炉	40 t	0.42	5	○	塩素系
4	県南	白河市	株大紀アルミニウム工業所 白河工場	(1-6)No.14 <sup>ト</sup> 回転 炉	4 7 <sup>ト</sup> バニツロ <sup>ト</sup> 溶解炉	4 t	0.11	5	○	1号回転炉
5	県南	白河市	株大紀アルミニウム工業所 白河工場	(2-3)15 <sup>ト</sup> 溶解炉	4 7 <sup>ト</sup> バニツロ <sup>ト</sup> 溶解炉	15 t	稼働なし	5	-	024.4.1廃止
6	県南	白河市	株大紀アルミニウム工業所 白河工場	(7-1)ダライ粉乾燥 炉	4 7 <sup>ト</sup> バニツロ <sup>ト</sup> 乾燥炉	2.5 t	0.0049	5	○	
7	県南	白河市	株大紀アルミニウム工業所 白河工場	(12)デラックカー設備	4 7 <sup>ト</sup> バニツロ <sup>ト</sup> 焙焼炉	3.5 t	0.11	5	○	2号溶解炉黒煙系集合煙突 (No.1,8,10) (同時稼働時の測定)
8	県南	白河市	株大紀アルミニウム工業所 白河工場	(13-1)No.24 <sup>ト</sup> 回転 炉	4 7 <sup>ト</sup> バニツロ <sup>ト</sup> 溶解炉	4 t	0.0060	5	○	2号回転炉
							0.44	1	○	燃焼系集合煙突 (No.1,2,10) (同時稼 働時の測定)
9	県南	白河市	株大紀アルミニウム工業所 白河工場	(2-5)4 <sup>ト</sup> 溶解炉	4 7 <sup>ト</sup> バニツロ <sup>ト</sup> 溶解炉	4 t	0.11	1	○	2号溶解炉黒煙系集合煙突 (No.1,8,10) (同時稼働時の測定)

会津地方振興局管内

平成24年度 排出ガスダイオキシン類自主測定結果

【廃棄物焼却炉】

No.	地域	事業場 所在地 (市町 村名)	事業場名称	対象施設名 称	特定施設の種類	廃棄物焼却 炉の規模 焼却能力 (t・g/h)	排出ガスの 測定結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> )	適用される 排出基準	基準適 合状況	ばいじんの 測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される 基準値 (ng-TEQ/g)	基準適 合状況	焼却炉等の 測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される 基準値 (ng-TEQ/g)	基準適 合状況	備考
1	会津	磐梯町	日曹金属化学株会津 工場	KW-1	5 廃棄物焼却炉	4167	0.046	1	○	0.16	3	○	0.013	3	○	KW-1(排ガス、ばいじん)はKW-2と同時測定)
2	会津	磐梯町	日曹金属化学株会津 工場	KW-2	5 廃棄物焼却炉	2500		5	○		3	○	0.0026	3	○	
3	会津	磐梯町	日曹金属化学株会津 工場	K-3	5 廃棄物焼却炉	2167		1	-		3	-		3	-	休止中
4	会津	磐梯町	日曹金属化学株会津 工場	第2専焼炉	5 廃棄物焼却炉	2083		5	○	0.23	3	○	0.0023	3	○	第二専焼炉
5	会津	会津若 松市	会津若松地方広域市 町村圏整備組合	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	3125	0.29	5	○	2.0	-	-	0.00062	3	○	ばいじん：セメント・キレート処理
6	会津	会津若 松市	会津若松地方広域市 町村圏整備組合	2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	3125	0.12	5	○	2.7	-	-	0.0017	3	○	ばいじん：セメント・キレート処理
7	会津	会津若 松市	会津若松地方広域市 町村圏整備組合	3号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	3125	0.15	5	○	2.6	-	-	0.0064	3	○	ばいじん：セメント・キレート処理
8	会津	喜多方 市	喜多方地方広域市町村 圏整備センター山 部工場	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	2813	0.26	5	○	1.7	-	-	0.012	3	○	1号、ばいじん(1号・2号分)：セメント・キレ ート処理 2号、燃え殻(1号・2号分)
9	会津	喜多方 市	喜多方地方広域市町村 圏整備センター山 部工場	2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	2813	0.44	5	○		-	-		-	-	
10	会津	喜多方 市	喜多方地方広域市町村 圏整備センター塩 川工場	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	928	0.083	10	○	該当なし	-	-	0.000037	3	○	
11	会津	猪苗代 町	渡部産業株サンワ処 理センター	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	2437		5	-		3	-		3	-	休止中
12	会津	柳津町	熊ひづつファクトリー ターボ・基産薬廃棄物 中間処理場	F-101	5 廃棄物焼却炉	1750	1.9	5	○	0.32	3	○		-	-	
13	会津	柳津町	熊ひづつファクトリー ターボ・基産薬廃棄 物中間処理場	F- 201.202.203	5 廃棄物焼却炉	1670	4.1	5	○	1.0	3	○	0.026	3	○	
14	会津	湯川村	前日本美術産業湯川 工場	(空白)	5 廃棄物焼却炉	225	0.063	10	○	0.0012	3	○	0	3	○	
15	会津	会津若 松市	会津若松市役所環境 保全課	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	50	0.026	10	○	該当なし	-	-	0.000000072	3	○	
16	会津	会津若 松市	会津若松市役所環境 保全課	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	50	<0.08	10	○	該当なし	-	-	0.020	3	○	

【廃棄物焼却炉以外の施設】

NO	地域	事業場所在地(市町村名)	事業場名称	対象施設名称	特定施設の種類の	特定施設の規模	排出ガスの測定結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	適用される排出基準	基準適合状況	備考
1	会津	磐梯町	曹鉄メタル株式会社	1号キルン	3 重鉛回収焙焼炉	8.3 t/h (1号キルン)	0.089	10	○	
2	会津	磐梯町	曹鉄メタル株式会社	2号キルン	3 重鉛回収焙焼炉	4.5 t/h (2号キルン)	0.49	10	○	
3	会津	喜多方市	昭和電工株式会社喜多方事業所	1001号	4 70 <sup>°</sup> ニオン溶解炉	12 t (1001号)	稼働なし	5	-	休止中
4	会津	喜多方市	昭和電工株式会社喜多方事業所	1002号	4 70 <sup>°</sup> ニオン溶解炉	10 t (1002号)	0.0047	5	○	
5	会津	喜多方市	昭和電工株式会社喜多方事業所	1501号	4 70 <sup>°</sup> ニオン溶解炉	15 t (1501)	0.0032	5	○	
6	会津	喜多方市	昭和電工株式会社喜多方事業所	1502号	4 70 <sup>°</sup> ニオン溶解炉	15 t (1502)	稼働なし	5	-	休止中
7	会津	喜多方市	昭和電工株式会社喜多方事業所	10TH-1	4 70 <sup>°</sup> ニオン溶解炉	10 t (10TH-1)	0.031	5	○	
8	会津	喜多方市	昭和電工株式会社喜多方事業所	10TH-2	4 70 <sup>°</sup> ニオン溶解炉	10 t (10TH-2)	0.025	5	○	
9	会津	喜多方市	昭和電工株式会社喜多方事業所	22MF1	4 70 <sup>°</sup> ニオン溶解炉	22 t (22MF1)	0.0073	5	○	22MF1 (溶解炉) と 20HF1 (炭持炉) 同時測定
10	会津	喜多方市	昭和電工株式会社喜多方事業所	20HF1	4 70 <sup>°</sup> ニオン溶解炉	20 t (20HF1)		5	○	
11	会津	喜多方市	昭和電工株式会社喜多方事業所	21-15t0F	4 70 <sup>°</sup> ニオン溶解炉	15 t (21-15t0F)	0.063	1	○	
12	会津	喜多方市	昭和電工株式会社喜多方事業所	22-15t0F	4 70 <sup>°</sup> ニオン溶解炉	15 t (22-15t0F)	0.13	1	○	
13	会津	喜多方市	三神精工株式会社喜多方工場	A炉	4 70 <sup>°</sup> ニオン溶解炉	5 t (A)		5	○	
14	会津	喜多方市	三神精工株式会社喜多方工場	B炉	4 70 <sup>°</sup> ニオン溶解炉	5 t (B)		5	○	
15	会津	喜多方市	三神精工株式会社喜多方工場	C炉	4 70 <sup>°</sup> ニオン溶解炉	6 t (C)	0.30	5	○	A炉、B炉、C炉、E炉及C炉同時測定
16	会津	喜多方市	三神精工株式会社喜多方工場	E炉	4 70 <sup>°</sup> ニオン溶解炉	1 t (E)		5	○	
17	会津	喜多方市	三神精工株式会社喜多方工場	F炉	4 70 <sup>°</sup> ニオン溶解炉	1 t (F)		5	○	
18	会津	喜多方市	三神精工株式会社喜多方工場	乾燥炉	4 70 <sup>°</sup> ニオン乾燥炉	1 t/h	0.19	5	○	



南会津地方振興局管内

平成24年度 排出ガスダイオキシン類自主測定結果

【廃棄物焼却炉】

No.	地域	事業場所在地 (市町村名)	事業場名称	対象施設名称	特定施設の種別	廃棄物焼却炉の規模		排出ガスの 測定結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	適用される 排出基準	基準適 合状況	ばいじんの 測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される 基準値 (ng-TEQ/g)	基準適 合状況	焼却灰等の 測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される 基準値 (ng-TEQ/g)	基準適 合状況	備考
						焼却能力 (t/g/h)	焼却能力 (kg/h)										
1	南会津	南会津町	南会津地方環境衛生組合西部クリーンセンター	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1563	1563	1.6	10	○	5.2	-	-	0.010	3	○	
2	南会津	南会津町	南会津地方環境衛生組合西部クリーンセンター	2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1563	1563	1.2	10	○	7.5	-	-	0.0090	3	○	
3	南会津	下郷町	田島下郷町衛生組合 東部クリーンセンター	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1250	1250	0.092	10	○	1.1	-	-	0.0067	3	○	薬剤処理の実施によりばいじん基準適用せず
4	南会津	下郷町	田島下郷町衛生組合 東部クリーンセンター	2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1250	1250	0.16	10	○	1.6	-	-	0.084	3	○	薬剤処理の実施によりばいじん基準適用せず
5	南会津	榑枝岐村	榑枝岐村クリーンセンター	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1000	1000	3.0	10	○	16	-	-	0.020	3	○	
6	南会津	南会津町	南会津地方環境衛生組合西部衛生センター	し尿残さ焼却炉	5 廃棄物焼却炉	430	430	0.26	10	○	該当なし	-	-	0.038	3	○	
7	南会津	下郷町	田島下郷町衛生組合 衛生センター	汚泥焼却炉	5 廃棄物焼却炉	380	380	0.072	10	○	該当なし	-	-	0	3	○	
8	南会津	南会津町	榑アナキ	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	90	90	0.22	10	○	0.00083	3	○	0.0012	3	○	

平成24年度 排出ガスダイオキシン類自主測定結果

相双地方振興局管内

【廃棄物焼却炉】

No	地域	事業場所在地 (市町村名)	事業場名称	対象施設名称	特定施設の種別	廃棄物焼却炉の規模 (焼却能力 (k.g/h))	排出ガスの 測定結果 (ug-TEQ/m <sup>3</sup> )	適用される 排出基準	基準値 合状況	ばいじんの 測定結果 (ug-TEQ/g)	適用される 基準値	基準値 合状況	焼却灰等の 測定結果 (ug-TEQ/g)	適用される 基準値 (ug-TEQ/g)	基準値 合状況	備考
1	相双	南相馬市	丸三製紙機	マルサン焼却炉	5 廃棄物焼却炉	3000	0.0066	5	○	0.0037	3	○	0.00041	3	○	
2	相双	相馬市	双葉地方広域市町内圏組合 南卸衛 生センター	1号焼却炉 2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉 5 廃棄物焼却炉	2778 2778	0.12 0.098	5	○	4.2	-	-	0.16	3	○	・飛灰、焼却灰は、2種の混合。 ・飛灰は、薬剤処理後のもの。
4	相双	相馬市	相馬市圏衛生組合 コミ焼却場	1号焼却炉 2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉 5 廃棄物焼却炉	2500 2500	0.067 0.063	5	○	0.46	3	○	0.014	3	○	・飛灰、焼却灰は、2種の混合。 ・飛灰は、薬剤処理前のもの。 ・H24.9/10以降休止中。
6	相双	浪江町	双葉地方広域市町内圏組合 北卸衛 生センター	1号炉 2号炉	5 廃棄物焼却炉 5 廃棄物焼却炉	2500 2500	稼働なし 稼働なし	5	-	稼働なし	-	-	稼働なし	3	-	・ばいじんについては薬剤処理を行う。 ・施設が特定困難区域に所在するため、H24年度の 稼働実績無し。
8	相双	南相馬市	南相馬市 クリーン原町センター	1号炉	5 廃棄物焼却炉	2188	0.027	5	○	1.2	3	○	0.0021	3	○	・飛灰は、薬剤処理前のもの。
9	相双	南相馬市	富士フイルムフロンティアケミカルズ(株) 広野工場	2号炉	5 廃棄物焼却炉	2188	0.054 0.053	5	○	0.74	3	○	0.030	3	○	
10	相双	相馬市	相馬市 クリーン原町センター	雑沓焼却炉	5 廃棄物焼却炉	20	0.011	10	○	該当なし	-	-	0.16	3	○	
11	相双	広野町	富士フイルムフロンティアケミカルズ(株) 広野工場	廃液焼却炉	5 廃棄物焼却炉	2540	0.00031	1	○	該当なし	-	-	該当なし	-	-	
12	相双	南相馬市	大内新薬化学工業南原町工場	産廃物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1500	稼働なし	5	-	稼働なし	-	-	稼働なし	-	-	H24年度を通じて休止状態のため、稼働実績無し。
13	相双	相馬市	株式会社相馬工場	産廃物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1500	0.000023	10	○	該当なし	-	-	該当なし	-	-	
14	相双	南相馬市	橋まるさセンター	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1200	0.26	10	○	0.69	3	○	0.0651	3	○	
15	相双	大熊町	東京電力熊鷹島第一原子力発電所	海生物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1000	稼働なし	10	-	稼働なし	-	-	稼働なし	3	-	・電気事業法外施設 ・其日本大震災の影響で施設が破損したため、H24年度 の稼働実績無し。
16	相双	相馬市	相馬市圏衛生組合 光陽クリンセ ンター	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	896	0.0021	5	○	0.14	3	○	新設	3	-	・飛灰、焼却灰は、2種の混合。 ・飛灰は、薬剤処理前のもの。 ・焼却灰の測定結果は未報告。
17	相双	相馬市	相馬市圏衛生組合 光陽クリンセ ンター	2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	896	0.00049	5	○	0.14	3	○	新設	3	-	
18	相双	大熊町	双葉地方広域市町内圏組合 汚泥リ サイクルセンター	共同汚泥炭化処理施設	5 廃棄物焼却炉	834	稼働なし	5	-	稼働なし	-	-	稼働なし	3	-	施設が特定困難区域に所在するため、H24年度の稼働 実績無し。
19	相双	富岡町	双葉地方広域市町内圏組合 双葉薬 産センター	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	417	稼働なし	10	-	稼働なし	-	-	稼働なし	3	-	H24年度を通じて休止状態のため、稼働実績無し。
20	相双	飯館村	飯館村一般廃棄物最終処分場焼却設 備	4号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	375	稼働なし	10	-	稼働なし	-	-	稼働なし	3	-	H21.10/9から休止しており、H24年度の稼働実績無し。
21	相双	南相馬市	浄化センター	NO1 焼却設備	5 廃棄物焼却炉	660	0.069	10	○	該当なし	-	-	0.0019	3	○	
22	相双	大熊町	南佐津運輸	産廃物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	350	稼働なし	10	-	稼働なし	-	-	稼働なし	3	-	施設が特定困難区域に所在するため、H24年度の稼働 実績無し。
23	相双	大熊町	双葉運輸機	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	220	稼働なし	10	-	稼働なし	-	-	稼働なし	3	-	施設が特定困難区域に所在するため、H24年度の稼働 実績無し。
24	相双	浪江町	日化ボート(株)	No.1	5 廃棄物焼却炉	195	稼働なし	5	-	稼働なし	-	-	稼働なし	3	-	H24年度を通じて休止状態のため、稼働実績無し。
25	相双	南相馬市	開場建設機	No.1廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	190	稼働なし	10	-	稼働なし	-	-	稼働なし	3	-	H24年度を通じて休止状態のため、稼働実績無し。

No	地域	事業場所在地 (市町村名)	事業場名称	対象施設名称	特定施設の種類	廃棄物焼却 炉の規模 (kg/h)	排出ガスの 測定結果 (mg-TEQ/m <sup>3</sup> )	適用される 排出基準	基準 適合状況	ばいじんの 測定結果 (mg-TEQ/g)	適用される 基準 (mg-TEQ/g)	基準 適合状況	焼却灰等の 測定結果 (mg-TEQ/g)	適用される 基準 (mg-TEQ/g)	基準 適合状況	備考
26	相双	川内村	丸丸東	1号	5 廃棄物焼却炉	143	稼働なし	5	-	稼働なし	-	-	稼働なし	3	-	H24年度を通じて休止状態のため、稼働実績無し。
27	相双	大雁町	積沢内建設	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	104	稼働なし	10	-	稼働なし	3	-	稼働なし	3	-	施設が埼玉県難区域内に所在するため、H2年度の稼働実績無し。
28	相双	浜江町	シムムニ浜江事業所	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	92	稼働なし	10	-	稼働なし	-	-	稼働なし	3	-	H24年度を通じて休止状態のため、稼働実績無し。
29	相双	橋本町	株式会社	2号炉	5 廃棄物焼却炉	91	稼働なし	5	-	稼働なし	3	-	稼働なし	3	-	H24年度を通じて休止状態のため、稼働実績無し。
30	相双	相馬市	三昌化学工業株式会社相馬工場	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	75	0.080	5	○	0.065	3	○	0.00032	3	○	
31	相双	浜江町	北仲産業株式会社浜江工場	釜	5 廃棄物焼却炉	65	稼働なし	10	-	稼働なし	3	-	稼働なし	3	-	H24年度を通じて休止状態のため、稼働実績無し。
32	相双	相馬市	福島県相双家畜保健衛生所	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	50	0.37	10	○	該当なし	-	-	<0.02	3	○	
33	相双	橋本町	福島医療機器株式会社	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	50	稼働なし	10	-	稼働なし	3	-	稼働なし	3	-	H24年度を通じて休止状態のため、稼働実績無し。
34	相双	広野町	三豊福島工場	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	27	稼働なし	10	-	稼働なし	-	-	稼働なし	3	-	H22.11から休止しており、H2年度の稼働実績無し。
35	相双	相馬市	成田食品工業株式会社	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	10	1.4	10	○	0.027	3	○	0.061	3	○	
36	相双	相馬市	福島省 仮設焼却炉	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	6250	0.0050	0.1	○	0.047	-	-	0.013	3	○	
37	相双	相馬市	福島省 仮設焼却炉	2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	6250	0.0032	0.1	○	0.038	-	-	0.038	3	○	ばいじんは、飛灰処理物で、セメント、薬液処理後のもの。
38	相双	相馬市	福島省 仮設焼却炉	3号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	11250	0.028	0.1	○	0.10	-	-	0.066	3	○	

平成24年度 排水水ダイオキシン類測定結果（中核市を除く）

No.	地域	事業場所在地 (市町村名)	事業場名称	特定施設の種類・数		放流水の 測定結果 pg-TEQ/l	適用される 排出基準値 (pg-TEQ/l)	基準適 合状況	備 考	
1	県北	福島市	福島市あぶくまクリーンセンター	15	灰の貯留施設	1	0.18	10	○	通常時、汚水は循環利用。
2	県北	福島市	福島市あらかわクリーンセンター	15	灰の貯留施設	5	該当なし	-	-	H21.3.31ダイオキシン類を含む汚水を循環使用するシステムへ改造
3	県北	福島市	株式会社ダブル・ジー・ヤマギシ福島営業所	15	灰の貯留施設	1	該当なし	-	-	汚水排出なし
4	県北	二本松市	株式会社七洋工業萩坂研究所	15	灰の貯留施設	1	廃止	-	-	H24.7.10廃止
5	県北	伊達市	伊達地方衛生処理組合ごみ焼却施設	15	灰の貯留施設	1	該当なし	-	-	汚水排出なし
6	県北	本宮市	安達地方広域行政組合 ともみクリーンセンター	15	灰の貯留施設	1	該当なし	-	-	汚水排出なし
7	県北	伊達市	クリーン東陽株式会社	15-イ	廃ガス洗浄施設	2	廃止	-	-	
8	県中	須賀川市	須賀川地方保健環境組合（ごみ処理施設）	15	灰の貯留施設	1	該当なし	-	-	排水なし
9	県中	石川町	石川地方生活環境施設組合石川地方ごみ焼却炉	15	灰の貯留施設	1	該当なし	-	-	排水なし
10	県中	三春町	日本化学工業株式会社福島第二工場	15-イ	廃ガス洗浄施設	1	0.2	10	○	
11	県中	田村市	田村広域行政組合 田村東部環境センター	15	灰の貯留施設	1	該当なし	-	-	排水なし
12	県中	田村市	田村広域行政組合 田村西部環境センター	15	灰の貯留施設	1	該当なし	-	-	排水なし
13	県南	白河市	白河地方広域市町村圏整備組合	15	灰の貯留施設	1	該当なし	-	-	測定義務なし理由：汚水再利用
14	県南	塙町	東白衛生組合	15	灰の貯留施設	1	該当なし	-	-	測定義務なし理由：汚水再利用
15	県南	白河市	株式会社アルミニウム工業所白河工場	12-イ	廃ガス洗浄施設 (7#ニム溶解炉)	1	該当なし	-	-	測定義務なし理由：循環使用
16	県南	白河市	住友ゴム工業株式会社白河工場	15	灰の貯留施設	1	0.000042	10	○	
17	県南	泉崎村	株式会社DNPテクノパック株式会社	15	灰の貯留施設	1	該当なし	-	-	測定義務なし理由：汚水再利用
18	県南	泉崎村	株式会社コロバ・ウエイスト	15	灰の貯留施設	1	廃止	-	-	測定義務なし理由：汚水再利用
19	会津	会津若松市	会津若松地方広域市町村圏整備組合	15	灰の貯留施設	1	該当なし	-	-	測定義務なし理由：汚水再利用
20	会津	喜多方市	三神精工株式会社喜多方工場	12-ロ	湿式集塵施設	1	該当なし	-	-	測定義務なし理由：循環利用
21	会津	磐梯町	日曹金属化学株式会社会津工場	15	灰の貯留施設	1	0.045	10	○	
				15-イ	廃ガス洗浄施設	5				
				15-ロ	湿式集塵施設	4				
				19	水の処理施設	1				
22	会津	柳津町	株式会社あいづダストセンター鶴ヶ峯産業廃棄物中間処理場	15	灰の貯留施設	1	該当なし	-	-	測定義務なし理由：循環利用
				15-イ	廃ガス洗浄施設	3				
				15-ロ	湿式集塵施設	1				
23	会津	金山町	東北電力株式会社上田発電所	15	灰の貯留施設	1	該当なし	-	-	汚水等の排出なし
23	会津	磐梯町	曹鉄メタル株式会社	13-ロ	廃ガス洗浄施設	2	該当なし	-	-	測定義務なし理由：汚水を隣接別会社（日曹金属化学㈱）で処理
				13-ハ	湿式集塵施設	2				
24	南会津	下郷町	南会津地方環境衛生組合 東部クリーンセンター	15	灰の貯留施設	1	該当なし	-	-	汚水等の排出なし
25	南会津	檜枝岐村	檜枝岐村クリーンセンター	15	灰の貯留施設	1	該当なし	-	-	測定義務なし理由：循環利用
				15-イ	廃ガス洗浄施設	1				
26	南会津	南会津町	南会津地方環境衛生組合 西部クリーンセンター	15	灰の貯留施設	1	該当なし	-	-	測定義務なし理由：循環利用
27	相双	南相馬市	大内新興化学工業株式会社原町工場	15-ロ	湿式集じん施設	1	稼働なし	10	-	H24年度を通じて休止状態のため、稼働実績無し。
28	相双	広野町	富士フィルムファインケミカルズ株式会社広野工場	15-イ	廃ガス洗浄施設	1	0.000062	10	○	
				15-ロ	湿式集じん施設	1				
29	相双	相馬市	株式会社ADEXA相馬工場	15-イ	廃ガス洗浄施設	1	0.00045	10	○	
				15-ロ	湿式集じん施設	1				
30	相双	大熊町	東京電力株式会社福島第一原子力発電所	15-イ	廃ガス洗浄施設	1	稼働なし	10	-	・電気事業法対象施設 ・東日本大震災の影響で施設が破損したため、H24年度の稼働実績無し。
31	相双	南相馬市	南相馬市クリーン原町センター	15	灰貯留施設	2	該当なし	-	-	測定義務なし理由：汚水は灰出コンベアに送水し、系外へ排出しないため。
32	相双	相馬市	相馬市衛生組合ごみ焼却場	15-イ	廃ガス洗浄施設	2	該当なし	-	-	測定義務なし理由：汚水を循環利用しており、系外へ排出しないため。
33	相双	南相馬市	三和化学工業株式会社	10-イ	ろ過施設	1	0.68	10	○	H23.3.11から施設を休止していたが、H23.12頃から施設稼働を再開した。 (H24.2.21測定結果：0.92pg-TEQ/l)
				10-ロ	廃ガス洗浄施設	2				

平成24年度

外因性内分泌かく乱化学物質  
(環境ホルモン) 等調査結果

平成25年8月

福 島 県

この調査結果は、平成24年度における県内の外因性内分泌かく乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）及び化学物質について調査した結果を取りまとめたものです。

### 1 調査の目的

人などの内分泌作用をかく乱するおそれがある外因性内分泌かく乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）について、県内の廃棄物最終処分場からの排出実態を把握等するために実施しました。

また、化学物質対策を進めるための基礎資料を得ることを目的として、化学物質排出実態調査を実施しました。

### 2 調査機関

福島県

### 3 調査内容

#### (1) 外因性内分泌かく乱化学物質調査

調査は、廃棄物最終処分場の放流水等について、過去の調査で検出頻度・濃度が高かった物質を調査しました（調査対象物質：表-1）。

#### (2) 化学物質排出実態調査

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）」（以下「PRTR法」という。）の届出結果から排出量の多い化学物質を選定し、その排出量が多い事業所からの放流水、放流先の公共用水域及び周辺環境大気について調査しました（調査対象化学物質：表-2）。

表-1 調査対象物質

No	SPEED '98No	物質名	一般廃棄物 最終処分場	産業廃棄物 最終処分場
1	5	ペンタクロロフェノール (PRTR法)	○	
2	12	ヘキサクロロシクロヘキサン α-ヘキサクロロシクロヘキサン β-ヘキサクロロシクロヘキサン	○ ○	
3	36	アルキルフェノール類 4-t-ブチルフェノール 4-n-ヘキシルフェノール 4-n-ヘキシルフェノール 4-ヘプチルフェノール 4-t-オクチルフェノール (PRTR法) 4-n-オクチルフェノール (PRTR法) ノニルフェノール (PRTR法)	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
4	37	ビスフェノールA (PRTR法)	○	
5	43	ベンゾ(a)ピレン	○	
6	46	ベンゾフェノン	○	
計			13	

表－２ 化学物質排出実態調査（調査対象化学物質）

No	P R T R 法 政令番号	化 学 物 質 名	主 な 用 途	調 査 対 象	
				周 辺 環 境 大 気	水 質
1	150 (旧113)	1,4-ジオキサン	溶剤、分散剤		○
2	232 (旧172)	N,N-ジメチルホルムアミド	溶剤、試薬、ガス吸収剤	○	○
3	245 (旧181)	チオ尿素	医薬原料、農薬、樹脂加工		○

#### 4 調査方法

調査は、次の方法に準拠して実施しました。

##### (1) 外因性内分泌かく乱化学物質調査

平成16年度環境測定分析統一精度管理調査の推奨方法及び外因性内分泌攪乱化学物質調査暫定マニュアル(水質、底質、水生生物)(平成10年環境庁水質管理課)

##### (2) 化学物質排出実態調査

###### ア 周辺環境大気

平成8年度化学物質分析法開発調査報告書(平成9年6月 環境庁環境保健部環境安全課)による方法

###### イ 水質(放流水、公共用水域)

平成9年度化学物質分析法開発調査報告書(平成10年7月 環境庁環境保健部環境安全課)及び要調査項目等調査マニュアル(平成12年12月環境庁水質保全局水質管理課)による方法

国際化学物質簡潔評価文書No. 49 (世界保健機関国際化学物質安全性計画)による方法

#### 5 調査結果等

##### (1) 外因性内分泌かく乱化学物質調査

###### ア 調査対象

一般廃棄物最終処分場3施設の放流水を調査しました。

###### イ 調査時期

平成24年8月

###### ウ 調査結果

4-tert-オクチルフェノール等3物質が検出されました。なお、これらの物質について排出基準等は設定されていませんが、過去5年間に調査を行った物質については、概ね過去の調査結果の範囲内でした(表-3及び表-4)。

表－3 廃棄物最終処分場に係る環境ホルモン調査結果

化学物質名	一般廃棄物最終処分場		過去5年間の調査において検出された物質における濃度の範囲 ( $\mu\text{g/L}$ )
	調査結果 ( $\mu\text{g/L}$ )	検出 件数	
ペンタクロロフェノール	ND	0件	ND～0.49
ヘキサクロロシクロヘキサン			
$\alpha$ -ヘキサクロロシクロヘキサン	ND	0件	ND～0.33
$\beta$ -ヘキサクロロシクロヘキサン	ND	0件	ND～0.21
アルキルフェノール類	—	—	—
4-t-ブチルフェノール	ND	0件	ND～140
4-n-ペンチルフェノール	ND	0件	ND
4-n-ヘキシルフェノール	ND	0件	ND
4-ヘプチルフェノール	ND	0件	ND
4-t-オクチルフェノール	ND～0.01	1件	ND～4.8
4-n-オクチルフェノール	ND	0件	ND
ノニルフェノール	ND～0.1	1件	ND～7.4
ビスフェノールA	ND～0.13	1件	ND～6,600
ベンゾ(a)ピレン	ND	0件	ND
ベンゾフェノン	ND	0件	ND～1.3



表－４ 一般廃棄物最終処分場に係る環境ホルモン調査結果

地方振興局			県 南	会 津	相 双
設置市町村等			矢祭町	会津若松地方広域 市町村圏整備組合	飯館村
施設名称			東山不燃物投棄場	沼平第2処分場	クリアセンター
採取日			平成24年8月7日	平成24年8月7日	平成24年8月7日
No.	項 目	単位	放流水	放流水	放流水
1	ペンタクロロフェノール	μg/L	ND(< 0.01)	ND(< 0.01)	ND(< 0.01)
2	α-ヘキサクロロシクロヘキサン	μg/L	ND(< 0.025)	ND(< 0.025)	ND(< 0.025)
	β-ヘキサクロロシクロヘキサン	μg/L	ND(< 0.025)	ND(< 0.025)	ND(< 0.025)
3	アルキルフェノール類	μg/L			
	4-t-ブチルフェノール	μg/L	ND(< 0.01)	ND(< 0.01)	ND(< 0.01)
	4-n-ペンチルフェノール	μg/L	ND(< 0.01)	ND(< 0.01)	ND(< 0.01)
	4-n-ヘキシルフェノール	μg/L	ND(< 0.01)	ND(< 0.01)	ND(< 0.01)
	4-ヘプチルフェノール	μg/L	ND(< 0.01)	ND(< 0.01)	ND(< 0.01)
	4-t-オクチルフェノール	μg/L	0.01	ND(< 0.01)	ND(< 0.01)
	4-n-オクチルフェノール	μg/L	ND(< 0.01)	ND(< 0.01)	ND(< 0.01)
	ノニルフェノール	μg/L	0.1	ND(< 0.1)	ND(< 0.1)
4	ビスフェノールA	μg/L	0.13	ND(< 0.01)	ND(< 0.01)
5	ベンゾ(a)ピレン	μg/L	ND(< 0.01)	ND(< 0.01)	ND(< 0.01)
6	ベンゾフェノン	μg/L	ND(< 0.01)	ND(< 0.01)	ND(< 0.01)
—	pH	—	6.6	6.9	7.9
—	SS	mg/L	14	< 1	< 1

(2) 化学物質排出実態調査

ア 調査地点等

PRTR法の届出結果を基に選定した1事業所の周辺環境大気2地点及び一般環境大気2地点、並びに、3事業場からの放流水3検体及び放流先の公共用水域6検体について調査しました。

イ 調査時期

平成25年1月～2月

ウ 調査結果（表－6）

周辺環境大気における調査結果について、N,N-ジメチルホルムアミドの環境基準値等は定められておりませんが、無毒性量等<sup>注1)</sup>を下回っていました。

水質における調査結果について、1,4-ジオキサン（公共用水域）については環境基準

値(0.05mg/L)を下回っていました。N,N-ジメチルホルムアミド、1,4-ジオキサン(放流水)、チオ尿素については環境基準値又は排出基準値等は定められておりませんが、環境省の「化学物質の環境リスク初期評価」で、水生生物への影響が表れないと予測される濃度であるPNEC<sup>注1)</sup>(予測無影響濃度: Predicted No Effect Concentration)と比較すると、N,N-ジメチルホルムアミド、1,4-ジオキサン(放流水)はPNECを下回っていましたが、チオ尿素は超過していました。調査対象事業場においてはチオ尿素の国内取扱量の大部分を占めていることから、PNECを超過したものと考えられます。

注1) 環境省の「化学物質の環境リスク初期評価」では、疫学調査における人への影響に基づいてN,N-ジメチルホルムアミドの無毒性量等を $520 \mu\text{g}/\text{m}^3$ としています。なお、現時点では経口曝露について信頼性のあるデータが得られていないため、「無毒性量等」とされています。

注2) 環境省の「化学物質の環境リスク初期評価」では、PNECをN,N-ジメチルホルムアミドは $71,000 \mu\text{g}/\text{L}$ 、1,4-ジオキサンは $58,000 \mu\text{g}/\text{L}$ 、チオ尿素は $4.8 \mu\text{g}/\text{L}$ としています。

表6-1 調査結果(大気)

調査地点	一般環境大気		周辺環境大気	
	常磐公民館 (住居地域)	いわき市役所 三和支所 (郊外)	S社(いわき市) 風上	S社(いわき市) 風下
調査年月日	H25.2.14~2.15		H25.2.5~2.6	
N,N-ジメチルホルムアミド ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02

表6-2 調査結果(水質)

調査地点	公共用水域(逢瀬川)		放流水
	上流	下流	T社(郡山市)
調査年月日	H25.1.31		H25.1.28
pH	7.6	7.7	7.0
SS(mg/L)	3	13	2
1,4-ジオキサン(mg/L)	<0.005	<0.005	0.021

調査地点	公共用水域（藤原川）		放流水
	上流	下流	S社（いわき市）
調査年月日	H25.2.5		
pH	8.1	7.9	7.5
SS (mg/L)	3	7	5
N,N-ジメチルホルムアミド ( $\mu$ g/L)	<0.05	0.46	2.4
1,4-ジオキサン (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005

調査地点	公共用水域（藤原川）		放流水
	上流	下流	S'社（いわき市）
調査年月日	H25.1.30		
pH	7.4	7.7	6.9
SS (mg/L)	10	8	31
チオ尿素 (mg/L)	<0.1	<0.1	2.8

**参考**

調査において検出された化学物質の主な用途

No	化学物質名	主な用途
1	アルキルフェノール （ノニルフェノールなど）	界面活性剤の原料、分解生成物
2	ビスフェノールA	樹脂の原料
3	N,N-ジメチルホルムアミド	溶剤、試薬、ガス吸収剤
4	1,4-ジオキサン	溶剤
5	チオ尿素	医薬原料、農薬、樹脂加工等



平成 2 4 年度  
騒音調査結果

平成 2 5 年 8 月  
福 島 県

騒音調査結果は、次の騒音調査について実施したものをとりまとめたものです。

	調査の種類	根拠法令	調査機関
I	福島空港航空機騒音測定	環境基本法	福島県
II	環境騒音調査	環境基本法	関係市町村
III	自動車交通騒音実態調査	騒音規制法	関係市町村

## I 福島空港航空機騒音調査結果

この調査結果は、環境基本法第16条の規定に基づき、航空機騒音に係る環境基準（以下「環境基準」という。）の類型指定を行った福島空港周辺の地域で実施した騒音測定結果について、環境基準の維持達成状況を取りまとめたものです。

### 1 調査の概要

#### (1) 調査時期

- ①春 季：平成24年5月                      ②夏 季：平成24年7月  
 ③秋 季：平成24年10～11月              ④冬 季：平成25年1～2月

#### (2) 調査機関

福島県

#### (3) 調査地点

環境基準の類型指定地域内の4地点（図-1）

- ①滑走路北側延長線方向 1地点（須賀川市）  
 ②滑走路南側延長線方向 3地点（玉川村2地点、石川町1地点）

#### (4) 調査方法

「航空機騒音に係る環境基準について(昭和48年環境庁告示第154号)」に基づき、自動測定装置を用いて、連続7日間の騒音測定を行いました。

評価にあたっては、1日ごとのWECPNLを求め、各地点ごとのWECPNL値のパワー平均値を算出し、環境基準と比較しました。

なお、平成25年4月1日から環境基準が時間帯補正等価騒音レベル( $L_{den}$ )による評価となったことから、「航空機騒音測定・評価マニュアル(平成21年7月 環境省)」に基づき、あわせて $L_{den}$ による評価も実施しました。

### 2 調査結果の概要

3市町村の4地点について、季節毎の測定結果は5.2～6.5 WECPNLの範囲であり、年間平均値は5.5～6.5 WECPNLの範囲でした(表1-1)。

環境基準と比較すると、すべての調査地点において、季節毎及び年間平均値とも航空機騒音に係る環境基準(7.5 WECPNL以下)を達成しました。

なお、 $L_{den}$ による評価では、3市町村の4地点について、季節毎の測定結果は4.1～5.1 dBの範囲、年間平均値は4.2～5.0 dBの範囲であり、平成25年4月1日より適用された新環境基準と比較すると、すべての調査地点において、季節毎及び年間平均値とも航空機騒音に係る環境基準(6.2 dB以下)を達成していません(表1-2)。

表 1-1 平成 24 年度福島空港周辺の航空機騒音測定結果

地点番号	測定地点	測定時期	離着陸機数 (機/週)	騒音の測定結果 (WECPNL)	年間平均値 (WECPNL)	環境基準 (WECPNL)
①	須賀川市 雨田 地区	春季	3 6	5 4	5 5	7 5 以下
		夏季	2 2	5 7		
		秋季	2 6	5 5		
		冬季	4 2	5 2		
②	玉川村 小高 地区	春季	9 2	6 5	6 5	
		夏季	1 0 3	6 4		
		秋季	9 0	6 5		
		冬季	1 0 7	6 4		
③	玉川村 川辺 地区	春季	8 9	6 4	6 4	
		夏季	1 0 8	6 5		
		秋季	9 5	6 5		
		冬季	9 2	6 2		
④	石川町 中野 地区	春季	8 7	6 0	6 0	
		夏季	1 0 9	6 0		
		秋季	9 4	6 0		
		冬季	1 0 1	6 0		

(注) 1 離着陸機数は、各測定地点において航空機騒音と判断された音から推定した機数です。

2 騒音の測定結果は、1日ごとの WECPNL 値をパワー平均したものです。

表 1-2 平成 24 年度福島空港周辺の航空機騒音測定結果 (新環境基準による評価)

地点番号	測定地点	測定時期	騒音発生回数	騒音の測定結果 $L_{den}$ (dB)	年間平均値 $L_{den}$ (dB)	新環境基準 $L_{den}$ (dB)
①	須賀川市 雨田 地区	春季	5 7	4 2	4 2	6 2 以下
		夏季	6 8	4 2		
		秋季	1 0 3	4 3		
		冬季	9 9	4 1		
②	玉川村 小高 地区	春季	1 4 7	4 9	5 0	
		夏季	1 6 8	5 0		
		秋季	2 1 6	5 1		
		冬季	2 2 0	5 0		
③	玉川村 川辺 地区	春季	1 6 7	4 9	4 8	
		夏季	1 6 0	4 9		
		秋季	1 9 0	4 7		
		冬季	1 5 6	4 7		
④	石川町 中野 地区	春季	1 5 9	4 6	4 7	
		夏季	1 4 9	4 6		
		秋季	1 7 9	5 0		
		冬季	1 4 8	4 6		

(注) 1 新環境基準 (時間帯補正等価騒音レベル ( $L_{den}$ )) は平成 25 年 4 月 1 日から適用

2 騒音の測定結果は、1日ごとの  $L_{den}$  をパワー平均したものです。

### 3 まとめ

騒音調査結果は、類型指定地域内のすべての調査地点で環境基準を達成しました。

参 考〔航空機騒音に係る環境基準について（昭和48年環境庁告示第154号）〕

環境基準は、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持されることが望ましい基準として、次のとおり定められています。

地域の 類型	基準値 (WECPNL)	新基準値 (平成25年4月1 日より適用) $L_{den}$ (dB)	当てはめる地域
I	70以下	57 dB以下	専ら住居の用に供される地域
II	75以下	62 dB以下	類型 I 以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域

県は、平成17年福島県告示第469号により、福島空港の周辺地域を類型 II として指定しました。

#### ■WECPNLについて

航空機騒音の評価については、航空機の通常時の騒音レベルに昼夜別の通過機数の重みをつけて評価するWECPNL（加重等価平均感覚騒音レベル）の単位が用いられています。この単位は「航空機騒音のうるささの単位」ともよばれています。

$$WECPNL = \overline{dB(A)} + 10 \log_{10} N - 27$$

$\overline{dB(A)}$  : 各航空機通過時の騒音のピークレベルの1日のパワー平均値  
 $N$  : 時間ごとに通過した航空機の機数から次の式により算出される値  
 $N = N_2 + 3N_3 + 10(N_1 + N_4)$   
 $N_1$  : 0～7時の機数       $N_2$  : 7～19時の機数  
 $N_3$  : 19～22時の機数       $N_4$  : 22～24時の機数

#### ■時間帯補正等価騒音レベル ( $L_{den}$ ) について

夕方の騒音、夜間の騒音に重み付けを行い評価した1日の等価騒音レベル。評価については、算式アにより1日ごとの $L_{den}$ を算出し、全測定日の $L_{den}$ について、算式イによりパワー平均値を算出する。

算式ア

$$10 \log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left( \sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,ej}+5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,nk}+10}{10}} \right) \right\}$$

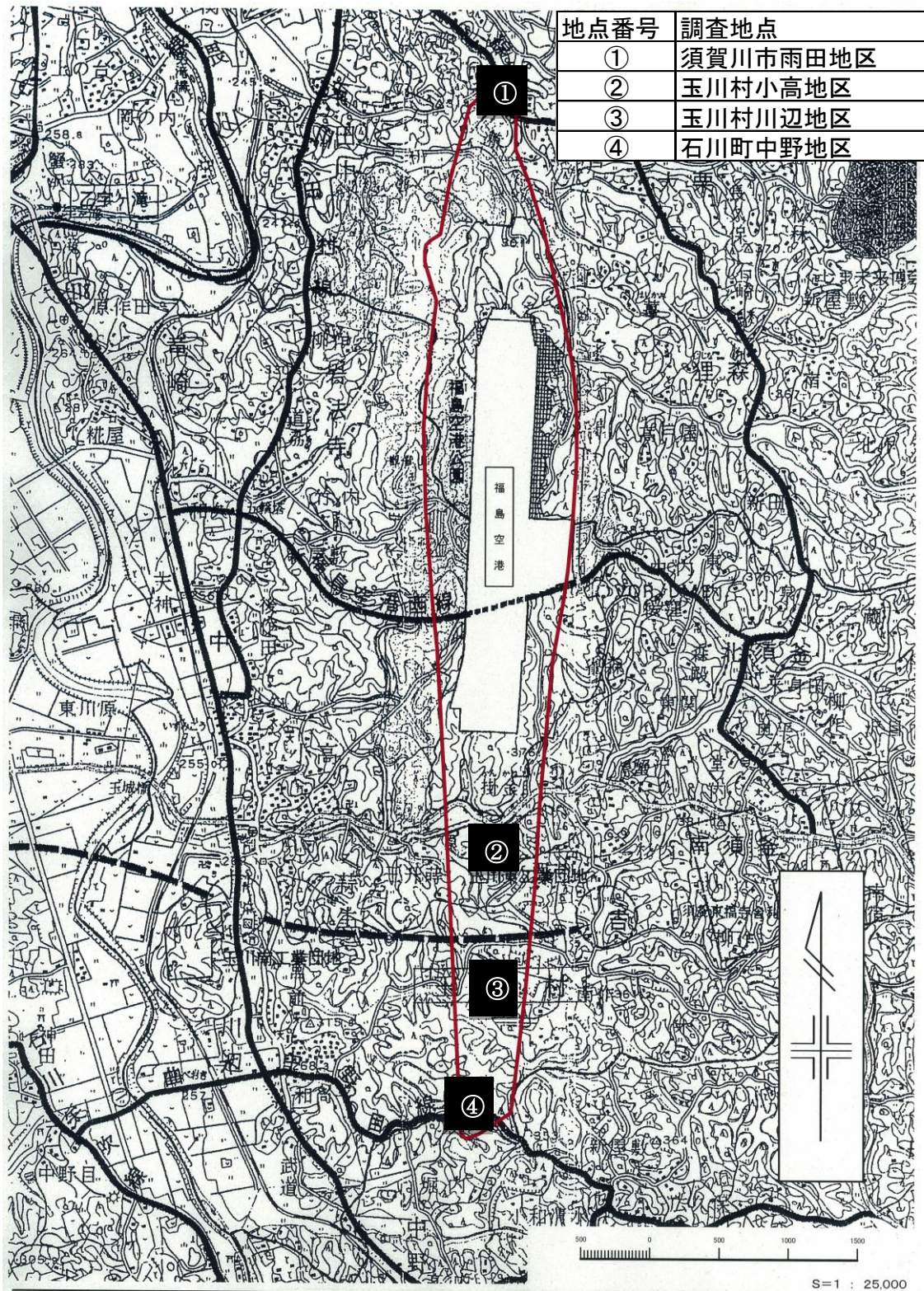
(注)  $i, j$ 及び $k$ とは、各時間帯で観測標本の $i$ 番目、 $j$ 番目及び $k$ 番目をいい、 $L_{AE,di}$ とは、午後7時から午前7時までの時間帯における $i$ 番目の $L_{AE}$ 、 $L_{AE,ej}$ とは、午前7時から午後10時までの時間帯における $j$ 番目の $L_{AE}$ 、 $L_{AE,nk}$ とは、午前0時から午前7時まで及び午後10時から午後12時までの時間帯における $k$ 番目の $L_{AE}$ をいう。また、 $T_0$ とは、基準化時間（1秒）をいい、 $T$ とは、観測1日の時間（86400秒）をいう。

算式イ

$$10 \log_{10} \left( \frac{1}{N} \sum_i 10^{\frac{L_{den,i}}{10}} \right)$$

(注)  $N$ とは、測定日数をいい、 $L_{den,i}$ とは、測定日のうち $i$ 日目の測定日の $L_{den}$ をいう。





(注)航空機騒音に係る環境基準のⅡ類型を当てはめた指定地域の範囲は、上図の朱線で囲まれた地域である。ただし、福島空港の敷地、福島空港公園の区域及び河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項に規定する河川区域を除く。

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平18総複、第1033号)

図-1 福島空港周辺の騒音測定地点図

## II 環境騒音調査結果

この調査結果は、環境基本法第 16 条の規定に基づき、騒音に係る環境基準（以下「環境基準」という。）の類型指定を有する市町村が実施した騒音測定結果について、環境基準（一般地域）の維持達成状況を取りまとめたものです。

### 1 調査の概要

#### (1) 調査時期

平成 24 年 4 月～平成 25 年 1 月

#### (2) 調査機関

福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、南相馬市、二本松市

#### (3) 調査地点

類型指定地域内であって、当該地域の騒音レベルを代表すると思われる地点及び騒音に係る問題が生じやすい地点として 42 地点で実施しました。（表 3-1）

表 3-1 市町村別・類型区分別調査地点数

市町村名	調査時期	A 類型	B 類型	C 類型	計
福島市	7 月	3	1	4	8
会津若松市	11、1 月	3	1	2	6
郡山市	4～5、7、9 月	2	1	2	5
いわき市	6 月～7 月	6	4	0	10
白河市	12 月	1	0	1	2
南相馬市	10～11 月	2	2	4	8
二本松市	10 月	1	1	1	3
合 計		18	10	14	42

#### (4) 調査方法

「騒音に係る環境基準について(平成 10 年環境庁告示第 64 号)」に基づき、昼間(6:00～22:00)及び夜間(22:00～翌日の 6:00)について、日本工業規格 Z8731 に定める方法により原則として 24 時間連続で騒音測定を行い、 $L_{eq}$ （等価騒音レベル）を算出しました。

### 2 調査結果の概要

全体の調査地点において、昼間及び夜間の全時間帯で環境基準を達成した地点は 42 地点のうち 40 地点であり、達成率は 95.2% でした。

また、これを類型別にみると、A 類型地域では全時間帯で環境基準を達成した地点は、18 地点のうち 17 地点で、達成率は 94.4%、B 類型地域では 10 地点のうち 9 地点で、達成率は 90.0%、C 類型地域では 14 地点すべてで環境基準を達成していました。（表 3-2）

表 3 - 2 環境基準の達成状況

	調査地点数	全時間帯で達成	一部の時間帯で達成	全時間帯で非達成
全 体	42 地点	40 地点 (95.2%)	2 地点 (4.8%)	0 地点 ( 0%)
A 類型	18 地点	17 地点 (94.4%)	1 地点 (5.6%)	0 地点 ( 0%)
B 類型	10 地点	9 地点 (90.0%)	1 地点 (10.0%)	0 地点 ( 0%)
C 類型	14 地点	14 地点 (100.0%)	0 地点 ( 0%)	0 地点 ( 0%)

さらに、時間帯別の達成状況をみると、A類型地域およびB類型地域における夜間で環境基準の非達成地点が1地点ずつありました。(表3-3)

表 3 - 3 時間帯別環境基準達成状況

時間 区分	地域 類型	A 類 型		B 類 型		C 類 型	
		環境基準 達 成	環境基準 非 達 成	環境基準 達 成	環境基準 非 達 成	環境基準 達 成	環境基準 非 達 成
昼 間		18 地点 (100%)	0 地点 (0%)	10 地点 (100%)	0 地点 (0%)	14 地点 (100%)	0 地点 (0%)
夜 間		17 地点 (94.4%)	1 地点 (5.6%)	9 地点 (90.0%)	1 地点 (10.0%)	14 地点 (100%)	0 地点 (0%)

### 3 まとめ

調査を実施した42地点のうち、全時間帯で環境基準を達成したのは、40地点であり、達成率は95.2%でした。

環境基準の非達成地点は、A類型（専ら住居の用に供される地域）及びB類型（主として住居の用に供される地域）でしたが、これは、主として地域住民の自動車音や地域内を通過する自動車交通騒音によるものと考えられます。

参 考 【騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）】			
一般地域			(単位：デシベル)
地域の 類 型	昼 間	夜 間	該当する地域
AA	50以下	40以下	療養施設、社会福祉施設等が集合している地域など特に静穏を要する地域
A	55以下	45以下	専ら住居の用に供される地域
B	55以下	45以下	主として住居の用に供される地域
C	60以下	50以下	相当数の住居と併せて商業、工業の用に供される地域
(注) 1 本県では、類型AAの指定はありません。 2 「昼間」とは午前6時から午後10時まで、「夜間」とは午後10時から翌日の午前6時までの時間帯をいいます。			

平成24年度環境騒音（一般地域） 地点別調査結果

一連番号	市町村名	測定地点	調査月	環境基準類型	都市計画法用途地域	等価騒音レベル(dB)				代表的な騒音	
						昼間		夜間		昼間	夜間
						環境基準値	測定結果	環境基準値	測定結果		
1	福島市	渡利	7	A	第1種低層住居専用	55	46	45	44	8	8
2		南沢又	7	A	第1種中高層住居専用	55	43	45	37	8	8
3		東浜町	7	B	第1種住居	55	45	45	39	8	8
4		大町	7	C	商業	60	47	50	40	8	8
5		太平寺	7	C	工業	60	45	50	36	8	8
6		黒岩	7	C	近隣商業	60	42	50	37	8	8
7		瀬上町	7	C	工業	60	46	50	44	8	8
8		蓬莱町	7	A	第2種低層住居専用	55	42	45	35	8	8
9	会津若松市	堤町	1	A	第1種中高層住居専用	55	36	45	27	8	8
10		真宮新町	11	A	第1種中高層住居専用	55	46	45	37	8	8
11		河東町広田	1	A	第1種中高層住居専用	55	47	45	34	8	8
12		古川町	1	B	第1種住居	55	40	45	31	8	8
13		日新町	11	C	商業	60	46	50	35	8	8
14		門田町飯寺	11	C	工業	60	42	50	33	8	8
15	郡山市	朝日三丁目	4	B	第1種住居	55	50	45	<b>46</b>	1	1
16		喜久田町卸三丁目	9	C	準工業	60	54	50	48	1	1
17		清水台一丁目	5	C	商業	60	54	50	48	1	1
18		安積町笹川	7	A	第1種中高層住居専用	55	52	45	<b>47</b>	5	5
19		緑ヶ丘東七丁目	5	A	第1種低層住居専用	55	44	45	38	5	5
20	いわき市	中央台鹿島1丁目	6	A	第1種低層住居専用	55	48	45	41	1・5	1・5
21		平下平窪字味噌農	6	A	第1種中高層住居専用	55	54	45	45	1・5	1・5
22		郷ヶ丘三丁目	7	A	第1種低層住居専用	55	43	45	42	1・5	1・5
23		小名浜玉川町	7	A	第1種中高層住居専用	55	46	45	43	1・5	1・5
24		泉玉露5丁目	7	B	第1種住居	55	45	45	42	1・5	1・5
25		中之作字大畑	7	B	第1種住居	55	54	45	43	1・5	1・5
26		勿来町関田西	7	B	第1種住居	55	50	45	43	1・5	1・5
27		錦町中央3丁目	7	B	第1種住居	55	52	45	41	1・5	1・5
28		内郷高坂町1丁目	7	A	第1種低層住居専用	55	53	45	42	1・5	1・5
29		常磐上湯長谷町	7	A	第1種中高層住居専用	55	46	45	41	1・5	1・5
30	白河市	みさか二丁目	12	A	第1種低層住居専用	55	53	45	38	1・4・5・7	1・4・5
31		白坂勝多石	12	C	工業	60	50	50	42	1・3・4・5	1・3・4・5
32	南相馬市	鹿島区西町二丁目	11	B	第1種住居	55	41	45	30	8	8
33		鹿島区鹿島字町	11	C	近隣商業	60	45	50	30	8	8
34		原町区仲町二丁目	10	A	第1種低層住居専用	55	45	45	39	8	8
35		原町区桜井町一丁目	10	A	第1種中高層住居専用	55	45	45	41	8	8
36		原町区二見町一丁目	10	B	第1種住居	55	42	45	31	8	8
37		原町区大町二丁目	10	C	商業	60	43	50	36	8	8
38		原町区栄町三丁目	10	C	商業	60	47	50	35	8	8
39		原町区旭町四丁目	10	C	準工業	60	47	50	38	8	8
40	二本松市	若宮一丁目	10	C	近隣商業	60	48	50	43	1	1
41		金色	10	B	第2種住居	55	53	45	43	1	1・5
42		表一丁目	10	A	第1種低層住居専用	55	50	45	42	1	1・5

(注) 測定結果の**太字斜体**は環境基準を超過していることを表します。

代表的な騒音 1：自動車音、2：自動車以外の道路音、3：工場・事業場音、4：家庭音、5：自然音  
6：特殊音、7：その他、8：不特定音、9：無人調査のため特定できず

### Ⅲ 自動車交通騒音実態調査結果

この調査結果は、騒音規制法（以下「法」という。）第3条に基づき指定した騒音について、規制する地域（以下「指定地域」という。）内における自動車騒音の実態を把握するため、市町村が実施した騒音測定結果について、法第17条に基づく限度（以下「要請限度」という。）の達成状況を取りまとめたものです。

#### 1 調査の概要

##### (1) 調査時期

平成24年8月～平成24年12月

##### (2) 調査機関

福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、二本松市、田村市、南相馬市、会津美里町、西郷村（10市1町1村）

##### (3) 調査方法

「騒音に係る環境基準の評価マニュアル 地域評価編（道路に面する地域）」に基づき、各調査機関が調査地点を選定し、昼間（6:00～22:00）及び夜間（22:00～翌日の6:00）の時間帯について、JIS Z8731に定める方法により、原則として24時間連続（1日間のみ）で自動車騒音の測定を行い、 $L_{eq}$ （等価騒音レベル）を算出しました。

##### (4) 調査地点

平成24年度における調査地点の総数は69地点で、そのうち国道の調査地点が29地点と全調査地点の42.0%となっています。

市町村別及び道路の種類別の内訳は表4-1のとおりです。

表4-1 市町村別及び道路の種類別の調査地点数

市町村名	調査時期	国	主要地方道	一般県道	市町村道	計
福島市	10月	8	2	2	0	12
会津若松市	10月	3	3	0	0	6
郡山市	10～11月	6	0	1	4	11
いわき市	8～12月	8	8	6	0	22
白河市	11月	0	0	1	0	1
須賀川市	10月	1	0	0	1	2
喜多方市	10月	0	0	0	1	1
二本松市	9月	0	0	3	0	3
田村市	10月	0	0	1	0	1
南相馬市	11～12月	2	2	3	1	8
会津美里町	12月	0	0	0	1	1
西郷村	9月	1	0	0	0	1
合計		29	15	17	8	69

## 2 調査結果の概要

調査地点69地点中、要請限度が適用される68地点において、要請限度を超過した地点は昼間、夜間ともありませんでした。

なお、区域別、時間帯別、道路種類別の表は、それぞれ表4-2、4-3、4-4になります。

表4-2 区域区分別要請限度超過状況

地域の区分	調査地点数※	全時間帯で要請限度以下	一部の時間帯で要請限度超過	全時間帯で要請限度超過
全 体	68地点	68地点 (100%)	0地点 (0%)	0地点 (0%)
a 区域	6地点	6地点 (100%)	0地点 (0%)	0地点 (0%)
b 区域	36地点	36地点 (100%)	0地点 (0%)	0地点 (0%)
c 区域	26地点	26地点 (100%)	0地点 (0%)	0地点 (0%)

※ 要請限度が適用される地点数

表4-3 時間帯別の要請限度超過状況

区域の区分	調査地点数※	時間帯別要請限度超過地点数	
		昼 間	夜 間
全 体	68地点	0地点 (0%)	0地点 (0%)
a 区域	6地点	0地点 (0%)	0地点 (0%)
b 区域	36地点	0地点 (0%)	0地点 (0%)
c 区域	26地点	0地点 (0%)	0地点 (0%)

※ 要請限度が適用される地点数

表4-4 道路種類別の要請限度超過状況

	国 道	主要地方道	一般県道	市町村道	計
調査地点数※	29地点	16地点	16地点	8地点	68地点
要請限度を超過した地点	0地点 (0%)	0地点 (0%)	0地点 (0%)	0地点 (0%)	0地点 (0%)

※ 要請限度が適用される地点数

## 3 まとめ

調査を実施した69地点のうち要請限度が適用される68地点では、全時間帯で要請限度以下でした。

参 考〔騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の要請限度〕

指定地域内の自動車騒音の要請限度は、騒音規制法に基づき定められており、この限度を超過している場合は、市町村長は関係機関（道路管理者又は公安委員会）に対して、道路の改修や交通規制などの自動車交通騒音防止対策の要請や意見を述べる事ができることとなっています。

表 自動車騒音の限度

(単位：デシベル)

	時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
		午前 6 時～ 午後 10 時	午後 10 時～ 翌日の午前 6 時
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	6 5	5 5
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	7 0	6 5
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	7 5	7 0

- (注) 1 車線とは、1 縦列の自動車（2 輪を除く。）が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分です。
- 2 区域は騒音規制法第 3 条に基づき指定された地域とします。
- 3 「a 区域」：用途地域のうち第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域及びそれに相当する地域  
「b 区域」：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及びそれに相当する地域  
「c 区域」：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びそれに相当する地域
- 4 幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以下の車道を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車道を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。）に係る限度は表の規定にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとなっています。
- 5 幹線交通を担う道路とは道路法第 3 条に規定する高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては 4 車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則第 7 条第 1 号に規定する自動車専用道路をいいます。

別表 平成24年度自動車騒音実態調査結果

一連番号	市町村名	測定地点	調査時期 (月)	道路名	道路種別	車線数	道路端からの距離 (m)	騒音規制法	要請限度区分		要請限度(dB)		環境基準類型		環境基準(dB)		測定結果(dB)	
									昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間		
1	福島市	松浪町	10	国道4号	国	5	3.3	3種	c	75	70	C	70	65	<b>74</b>	<b>72</b>		
2		鳥谷野字宮畑	10	国道4号	国	4	3.0	4種	c	75	70	C	70	65	<b>72</b>	<b>72</b>		
3		天神町	10	国道13号	国	4	4.0	3種	c	75	70	C	70	65	<b>72</b>	<b>69</b>		
4		泉字前田	10	国道13号(西道路)	国	4	4.0	2種	b	75	70	B	70	65	67	61		
5		南中央二丁目	10	国道13号(西道路)	国	4	3.5	3種	c	75	70	C	70	65	66	61		
6		渡利字中江町	10	国道114号	国	4	4.5	2種	b	75	70	B	70	65	67	61		
7		館の前	10	国道115号	国	4	3.5	2種	b	75	70	B	70	65	67	61		
8		方木田字中屋敷	10	国道115号	国	4	4.0	2種	b	75	70	B	70	65	66	60		
9		笹谷字清水	10	福島飯坂線	主	2	3.5	2種	b	75	70	B	70	65	67	61		
10		野田町一丁目	10	福島吾妻裏磐梯線	主	2	1.5	2種	b	75	70	B	70	65	66	60		
11		鎌田字門丈檀	10	飯坂保原線	県	4	4.5	2種	b	75	70	B	70	65	67	61		
12		大森字拵	10	南福島停車場線	県	4	3.5	3種	c	75	70	C	70	65	65	59		
13	会津若松市	一箕町亀賀字郷之原	10	国道49号	国	4	5.0	3種	c	75	70	C	70	65	69	62		
14		一箕町亀賀字村前	10	国道118号	国	4	4.5	4種	c	75	70	C	70	65	67	61		
15		館馬町	11	国道401号	国	4	5.5	2種	b	75	70	B	70	65	66	58		
16		花春町	11	会津若松裏磐梯線	主	4	11.0	3種	c	75	70	C	70	65	66	60		
17		河東町南高野	10	会津坂下河東線	主	2	6.2	2種	a	75	70	A	70	65	66	65		
18		河東町広田	10	北山会津若松線	主	2	1.5	2種	a	75	70	A	70	65	69	62		
19	郡山市	日和田町高倉	11	磐越自動車道	国	4	0.5	3種	-	-	-	-	-	-	55	51		
20		富田町天神林	11	国道4号	国	6	7.2	2種	b	75	70	B	70	65	59	57		
21		安積三丁目	10	国道4号	国	4	1.9	3種	c	75	70	C	70	65	<b>75</b>	<b>69</b>		
22		富久山町久保田字大原	11	国道4号	国	3	2.2	2種	b	75	70	B	70	65	<b>75</b>	<b>71</b>		
23		菜根四丁目	11	国道49号	国	2	2.3	2種	b	75	70	B	70	65	<b>72</b>	<b>69</b>		
24		桑野二丁目	11	国道49号	国	2	3.5	3種	c	75	70	C	70	65	70	<b>67</b>		
25		日和田町日和田	11	須賀川二本松線	県	2	0.6	1種	b	75	70	B	70	65	69	62		
26		安積三丁目	10	安積成田線	市	4	3.4	3種	b	75	70	B	70	65	65	58		
27		富久山町八山田一丁目	11	荒井八山田線	市	4	4.5	4種	b	75	70	B	70	65	68	61		
28		古川	11	昭和二丁目八山田線1	市	4	5.3	3種	b	75	70	B	70	65	61	55		
29		富久山町八山田字東平作	11	昭和二丁目八山田線2	市	4	3.5	2種	b	75	70	B	70	65	69	65		
30	いわき市	勿来町九面九浦町	8	国道6号	国	2	1.4	-	b	75	70	B	70	65	<b>72</b>	<b>70</b>		
31		錦町上川田	8	国道6号	国	2	2.9	3種	c	75	70	C	70	65	70	<b>68</b>		
32		自由が丘	11	国道6号	国	4	13.0	2種	b	75	70	B	70	65	55	49		
33		平中神谷字瀬戸	11	国道6号	国	4	1.5	3種	c	75	70	C	70	65	<b>73</b>	<b>68</b>		
34		内郷御厩町2丁目	11	国道49号	国	2	14.0	2種	b	75	70	B	70	65	61	50		
35		好間町下好間字向山	11	国道49号	国	4	4.5	2種	b	75	70	B	70	65	<b>71</b>	<b>66</b>		
36		勿来町大高中郡	8	国道289号	国	4	4.5	2種	b	75	70	B	70	65	66	62		
37		平字十五丁目	11	国道399号	国	4	0.0	3種	c	75	70	C	70	65	67	60		
38		勿来町酒井関根前	8	日立いわき線	主	2	3.0	2種	b	75	70	B	70	65	61	53		
39		常磐上湯長谷町釜ノ前	10	いわき石川線	主	2	0.9	-	b	75	70	B	70	65	69	63		
40		植田町林内	12	いわき上三坂小野線	主	2	3.7	2種	b	75	70	B	70	65	65	59		
41		鹿島町船戸字五反田	11	小名浜平線	主	4	4.4	3種	c	75	70	C	70	65	70	65		
42		常磐関船町堀田	10	江名常磐線	主	2	3.5	2種	b	75	70	B	70	65	62	55		
43		常磐関船町諏訪下	10	常磐勿来線	主	2	0.9	2種	b	75	70	B	70	65	66	58		
44		錦町竹ノ花	12	常磐勿来線	主	2	1.0	3種	c	75	70	C	70	65	67	65		
45		錦町江栗前	12	勿来浅川線	主	2	3.0	2種	b	75	70	B	70	65	69	63		
46		常磐湯本町天王崎	10	湯本停車場線	県	2	5.5	3種	c	75	70	C	70	65	58	50		
47		平泉崎字前原	11	草野停車場線	県	2	0.8	2種	b	75	70	B	70	65	60	48		
48		四倉町字西一丁目	11	四倉停車場線	県	2	4.3	2種	b	75	70	B	70	65	61	52		
49		錦町江栗馬場	11	窪田江栗線	県	2	2.3	3種	c	75	70	C	70	65	63	52		
50		平上高久字神下	9	高久鹿島線	県	2	4.8	3種	b	75	70	B	70	65	65	56		
51		中央台飯野2丁目	9	高久鹿島線	県	4	3.0	1種	a	75	70	A	70	65	66	57		
52	白河市	中田	11	南湖公園線	県	2	3.0	2種	b	75	70	B	70	65	67	60		



別表 平成24年度自動車騒音実態調査結果

一連番号	市町村名	測定地点	調査時期 (月)	道路名	道路種別	車線数	道路端からの距離 (m)	騒音規制法	要請限度区分		環境基準類型		測定結果 (dB)			
									昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間		
53	須賀川市	堀底町	10	国道118号	国	4	4.4	2種	b	75	70	B	70	65	69	61
54		西川町	10	須賀川駅インター線	市	4	4.4	2種	b	75	70	B	70	65	68	64
55	喜多方市	字押切一丁目	10	押切東線	市	2	3.5	2種	b	75	70	B	65	60	61	60
56	二本松市	若宮二丁目	9	須賀川二本松線	県	2	1.8	3種	c	75	70	C	70	65	69	63
57		金色久保	9	二本松安達線	県	2	3.5	2種	b	75	70	B	70	65	60	54
58		表一丁目	9	安達太良山線	県	2	2.5	1種	a	75	70	A	70	65	63	52
60	田村市	大越町上大越	10	船引大越小野線	主	2	2.0	3種	c	75	70	-	-	-	66	60
60	南相馬市	鹿島区鹿島字中町	12	国道6号	国	2	4.4	3種	c	75	70	C	70	65	69	61
61		鹿島区鹿島字町	12	浪江鹿島線	県	2	1.6	2種	b	75	70	B	70	65	64	54
62		原町区仲町二丁目	11	原町高倉線	市	2	4.0	1種	a	70	65	A	60	55	60	48
63		原町区高見町一丁目	11	下渋佐南新田線	県	2	2.2	4種	c	75	70	C	70	65	59	46
64		原町区南町二丁目	11	浪江鹿島線	県	2	1.4	3種	c	75	70	C	70	65	68	60
65		原町区桜井町一丁目	11	原町川俣線	主	2	4.6	3種	c	75	70	C	70	65	<b>71</b>	65
66		原町区栄町一丁目	11	原町海老相馬線	主	2	1.6	3種	c	75	70	C	70	65	58	51
67		原町区日の出町	11	国道6号	国	2	5.1	3種	c	75	70	C	70	65	69	60
68	会津美里町	字外川原甲	12	11008号線	町	2	-	2種	a	70	65	-	-	-	64	56
69	西郷村	大字小田倉字小田倉原	9	国道4号	国	4	3.0	3種	c	75	70	C	70	65	65	64

(注) 測定結果で、網掛けは要請限度超過を、**太字斜体**は環境基準非達成を表します。

道路種別 国：国道 主：主要地方道 県：県道 市、町：市町村道を表します。

昼間とは午前6時～午後10時、夜間とは午後10時～翌日の午前6時を指します。

環境基準類型指定がなされている地域では、あわせて環境基準値を表示しました。

(福島県では、いわき市を除いて環境基準の類型区分と要請限度の区域区分を同一に指定しています。)



平成24年度  
公害苦情調査の結果

平成25年8月

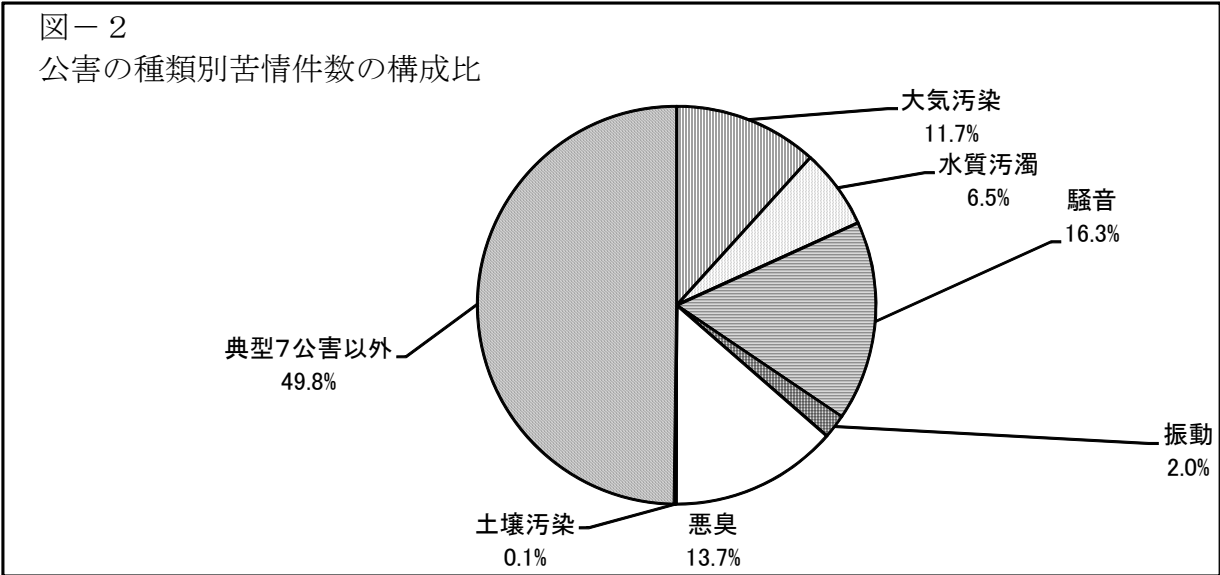
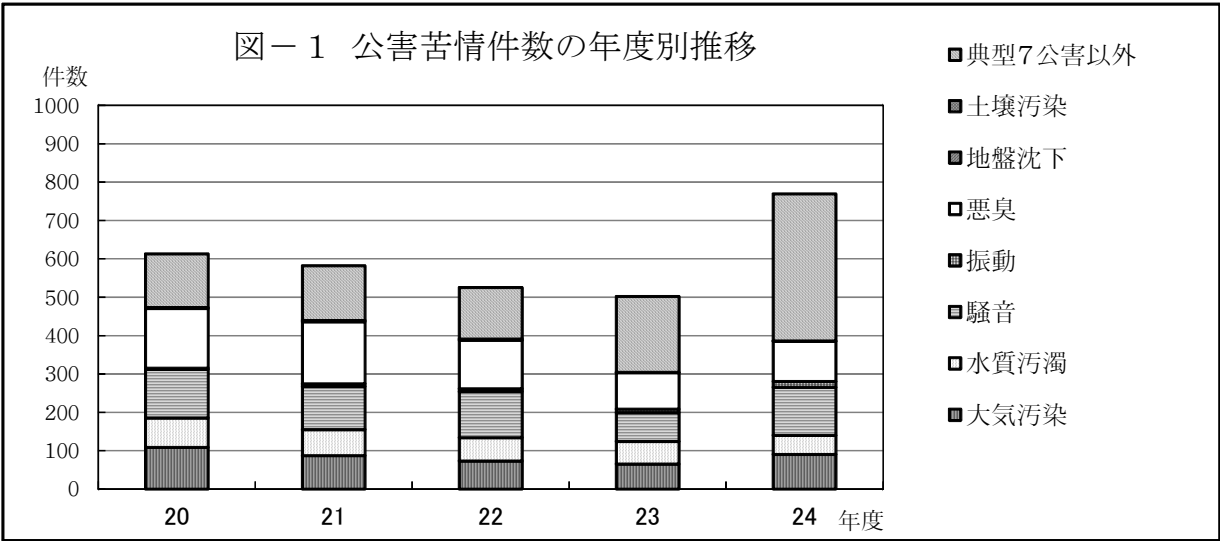
福 島 県

この調査結果は、平成24年度に県及び市町村の公害苦情相談窓口が受け付けた公害苦情の件数や処理状況等を取りまとめたものです。

## 1 公害苦情の概況

平成24年度に県及び市町村が新たに受理した公害苦情総件数は769件（前年度502件）でした。

「大気汚染」、「水質汚濁」、「騒音」、「振動」、「悪臭」、「土壌汚染」及び「地盤沈下」のいわゆる典型7公害の苦情件数は386件（前年度304件）で公害苦情総件数の50.2%（同60.6%）を占めています。典型7公害以外の苦情件数は383件（同198件）で公害苦情総件数の49.8%（同39.4%）でした。（図-1、2、3、表-1）



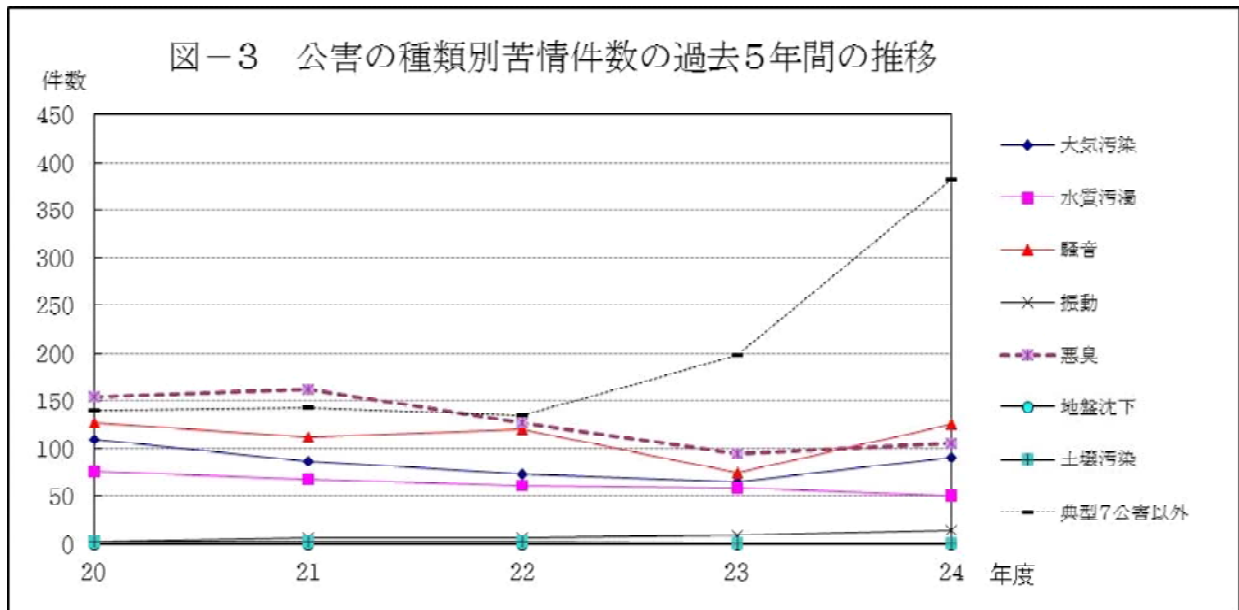


表-1 公害の種類別苦情件数の推移及び構成比

種類	年度	典型7公害							典型7公害以外			合計	前年比 (%)	
		大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	地盤沈下	土壌汚染	小計	廃棄物投棄	その他			小計
苦情件数	20	109	76	127	3	155	0	3	473	40	100	140	613	△12.1
	21	87	69	112	7	163	0	3	441	25	116	141	582	△5.1
	22	73	61	120	7	127	0	3	391	14	120	134	525	△9.8
	23	65	59	75	9	95	0	1	304	6	192	198	502	△4.4
	24	90	50	125	15	105	0	1	386	70	313	383	769	53.2
構成比	20	17.8	12.4	20.7	0.5	25.3	0.0	0.5	77.2	6.5	16.3	22.8	100	
	21	14.9	11.9	19.2	1.2	28.0	0.0	0.5	75.8	4.3	19.9	24.2	100	
	22	13.9	11.6	22.9	1.3	24.2	0.0	0.6	74.5	2.7	22.9	25.5	100	
	23	12.9	11.8	14.9	1.8	18.9	0.0	0.2	60.6	1.2	38.2	39.4	100	
	24	11.7	6.5	16.3	2.0	13.7	0.0	0.1	50.2	9.1	40.7	49.8	100	

※ 端数処理の関係で合計と内訳が一致していない年度があります。

## 2 公害の種類別苦情件数

### (1) 典型7公害の種類別苦情件数

典型7公害の種類別の苦情件数は、「騒音」が125件（公害苦情総件数の16.3%）で最も多く、次いで「悪臭」が105件（同13.7%）、「大気汚染」が90件（同11.7%）、「水質汚濁」が50件（同6.5%）、「振動」が15件（同2.0%）、「土壌汚染」が1件（同0.1%）、地盤沈下が0件（同0%）でした。（表-1）

### (2) 典型7公害以外の種類別苦情件数

典型7公害以外の苦情件数を種類別に見ると、「廃棄物投棄」が70件（公害苦情総件数の9.1%）、「その他」が313件（同40.7%）となっています。

「その他」の苦情内容は、雑草等の繁茂や害虫の発生に関する苦情などです。

## 3 公害の発生源別苦情件数

### (1) 典型7公害の発生源別苦情件数

典型7公害の苦情件数を発生源別に見ると、「個人」を発生源とするもの、発生源が「不明」のもの以外では、「建設業」に関するものが64件と最も多く、次いで「製造業」に関するものが62件、「飲食店・宿泊業」に関するものが26件などとなっています。（表-2）

ア 「大気汚染」の発生源別苦情件数は、「製造業」に関するものが18件で最も多く、次いで「建設業」に関するものが13件などとなっています。

イ 「水質汚濁」の発生源別苦情件数は、「製造業」に関するものが7件で最も多く、次いで「飲食店・宿泊業」に関するものが5件などとなっています。

ウ 「騒音」の発生源別苦情件数は、「建設業」に関するものが41件で最も多く、次いで「製造業」が17件などとなっています。

エ 「悪臭」の発生源別苦情件数は、「製造業」に関するものが20件と最も多く、次いで「農業」、「飲食店・宿泊業」に関するものが6件などとなっています。

### (2) 典型7公害以外の発生源別苦情件数

典型7公害以外の公害に関する苦情を発生源別に見ると、「個人」を発生源とするもの、発生源が「不明」のもの以外では、「建設業」に関するものが15件、次いで「不動産業」に関するものが13件などとなっています。

表－2 公害の発生源別苦情件数

発生源	公害の種類	典型7公害							典型7 公害以 外	合計	構成比	
		大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭				計
農業		0	4	0	0	0	0	6	10	2	12	1.6%
林業		0	1	0	0	0	0	0	1	2	3	0.4%
漁業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
鉱業		0	1	0	1	0	0	1	3	0	3	0.4%
建設業		13	1	0	41	6	0	3	64	15	79	10.3%
製造業		18	7	0	17	0	0	20	62	6	68	8.8%
電気・ガス・熱供給・水道業		2	1	0	0	0	0	1	4	2	6	0.8%
情報通信業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
運輸業		1	0	0	2	0	0	2	5	3	8	1.0%
卸売・小売業		1	0	0	15	1	0	0	17	5	22	2.9%
金融・保険業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
不動産業		1	0	0	2	0	0	0	3	13	16	2.1%
飲食店・宿泊業		3	5	0	12	0	0	6	26	1	27	3.5%
医療・福祉		0	0	0	1	0	0	0	1	2	3	0.4%
教育・学習支援業		0	2	0	0	0	0	0	2	2	4	0.5%
複合サービス事業		0	0	0	1	0	0	0	1	1	2	0.3%
サービス業		4	1	0	3	4	0	3	15	4	19	2.5%
公務		1	2	0	0	0	0	0	3	1	4	0.5%
分類不能の産業		2	0	0	9	0	0	7	18	2	20	2.6%
発生源が「個人」、「不明」		44	25	1	21	4	0	56	151	322	473	61.5%
合計		90	50	1	125	15	0	105	386	383	769	100.0%

※ 端数処理の関係で合計と内訳が一致していません。



#### 4 公害苦情の被害の種類別件数

典型7公害の被害の種類別苦情件数は、「煙い、きたない、うるさい、臭い」といった「感覚的・心理的被害」が323件（典型7公害の苦情件数の83.7%）と大半を占めています（表-3）。

表-3 典型7公害に係る被害の種類別苦情件数の推移及び構成比

年度		種類	健康被害	財産被害	動・植物被害	感覚的・心理的被害	その他	典型7公害の苦情件数
苦情件数	20年度		23	6	7	408	29	473
	21年度		24	9	1	386	21	441
	22年度		23	7	2	342	17	391
	23年度		17	10	4	250	23	304
	24年度		23	3	6	323	31	386
構成比(%)	20年度		4.9	1.3	1.5	86.2	6.1	100.0
	21年度		5.4	2.0	0.2	87.5	4.8	100.0
	22年度		5.9	1.8	0.5	87.5	4.3	100.0
	23年度		5.6	3.3	1.3	82.2	7.6	100.0
	24年度		6.0	0.8	1.6	83.7	8.0	100.0

※ 端数処理の関係で合計と内訳が一致していない年度があります。

#### 5 地区別公害苦情件数

地方振興局別の公害苦情件数は、県中地方が301件（公害苦情総件数の39.1%）と最も多く、次いで、相双地方の228件（同29.6%）、いわき地方の103件（同13.4%）の順となっています。（表-4）

表-4 地区別公害苦情件数の推移及び構成比

地区年度	件数								構成比(%)							
	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき	合計	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき	合計
20	62	183	22	81	8	115	142	613	10.1	29.9	3.6	13.2	1.3	18.8	23.1	100
21	45	188	31	66	6	108	138	582	7.7	32.3	5.3	11.3	1.0	18.6	23.7	100
22	32	208	20	64	2	95	104	525	6.1	39.6	3.8	12.2	0.4	18.1	19.8	100
23	49	235	10	44	3	83	78	502	9.8	46.8	2.0	8.8	0.6	16.5	15.5	100
24	70	301	18	45	4	228	103	769	9.1	39.1	2.3	5.9	0.5	29.6	13.4	100

※ 端数処理の関係で合計と内訳が一致していない年度があります。

## 6 市町村別公害苦情件数

市町村別の公害苦情件数は、郡山市が214件（公害苦情総件数の27.8%）と最も多く、次いで、南相馬市の195件（同25.4%）、いわき市の103件（同13.4%）の順となっています。（表-5）

表-5 市町村別公害苦情件数（平成24年度）

	市町村名	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	7公害以外	合計	
県	福島市	4	17		16	4		15	6	(0) 62	
	二本松市									(0) 0	
	伊達市		2		3			3		(0) 8	
	本宮市									(0) 0	
	桑折町									(0) 0	
	国見町									(0) 0	
	川俣町									(0) 0	
	飯野町									(0) 0	
北	大玉村									(0) 0	
	小計	(0) 4	(0) 19	(0) 0	(0) 19	(0) 4	(0) 0	(0) 18	(0) 6	(0) 70	
県	郡山市	31	3		37	6		19	118	(0) 214	
	須賀川市	12	3		5	1		13	51	(0) 85	
	田村市				1					(0) 1	
	鏡石町									(0) 0	
	天栄村									(0) 0	
	石川町									(0) 0	
	玉川村									(0) 0	
	平田村									(0) 0	
	浅川町									(0) 0	
	古殿町									(0) 0	
	三春町									(0) 0	
中	小野町				1					(0) 1	
	小計	(0) 43	(0) 6	(0) 0	(0) 44	(0) 7	(0) 0	(0) 32	(0) 169	(0) 301	
県	白河市	2	(3) 4		(1) 3			4		(4) 13	
	西郷村	(1) 1								(1) 1	
	泉崎村	(1) 1						(1) 1		(2) 2	
	中島村									(0) 0	
	矢吹町				(1) 1					(1) 1	
	棚倉町	(1) 1								(1) 1	
	矢祭町									(0) 0	
	南	塙町									(0) 0
	鮫川村									(0) 0	
	小計	(0) 2	(6) 7	(0) 0	(2) 4	(0) 0	(0) 0	(1) 5	(0) 0	(9) 18	
会	会津若松市	(1) 10	(1) 3		13	1		12	2	(2) 41	
	喜多方市							(1) 1		(1) 1	
	北塩原村	(1) 1								(1) 1	
	西会津町	(1) 1								(1) 1	
	磐梯町									(0) 0	
	猪苗代町									(0) 0	
	会津坂下町									(0) 0	
	湯川村									(0) 0	
	柳津町									(0) 0	
	三島町									(0) 0	
	津	金山町									(0) 0
	昭和村									(0) 0	
	会津美里町						(1) 1			(1) 1	
	小計	(1) 10	(3) 5	(0) 0	(0) 13	(0) 1	(0) 0	(2) 14	(0) 2	(6) 45	
南	下郷町									(0) 0	
	檜枝岐村									(0) 0	
	只見町	(1) 1								(1) 1	
南	南会津町	(1) 1	(1) 1				(1) 1			(3) 3	
	小計	(1) 1	(2) 2	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(1) 1	(0) 0	(4) 4	
相	相馬市	1	2		3			(1) 5	21	(1) 32	
	南相馬市		1		(1) 11			1	183	(1) 196	
	広野町									(-) -	
	楡葉町									(-) -	
	富岡町									(-) -	
	川内村									(-) -	
	大熊町									(-) -	
	双葉町									(-) -	
	浪江町									(-) -	
	双	葛尾村									(-) -
		新地町									(0) 0
	飯館村									(-) -	
	小計	(0) 1	(0) 3	(0) 0	(1) 14	(0) 0	(0) 0	(1) 6	(0) 204	(2) 228	
い	いわき市	29	8	1	31	3		29	2	(0) 103	
	計	(2) 90	(11) 50	(0) 1	(3) 125	(0) 15	(0) 0	(5) 105	(0) 383	(21) 769	

注) ( )内は県の各地方振興局で受け付けた件数です。(内数)

注) 東日本大震災により警戒区域、避難指示区域に指定され、または、役場機能を移転した町村は集計の対象外としています。

## 7 公害苦情処理係属件数

### (1) 公害苦情処理係属件数

平成24年度に処理することとなった公害苦情処理係属件数（平成24年度に県又は市町村の公害担当機関が新たに受理した件数に、前年度からの繰越件数を加え、これから他の機関へ移送した分を差し引いた件数）は793件でした。（表-6）

そのうち、平成24年度中に公害苦情窓口で直接処理された苦情は744件で、その処理率は93.8%となっています。

### (2) 公害苦情長期未解決件数

平成24年度末現在、受理後3年以上経過（平成22年3月31日以前に受理）しても未解決となっている、長期未解決件数は14件となっています。その内訳は、騒音が9件（低周波騒音1件含む。）、悪臭が5件です。

表-6 公害苦情処理係属件数の推移

区分 年度	公害苦情 処理係属 件数 (A) (B)+(C)-(E)	受 理 件 数		処 理 件 数				処理率 (D)÷(A) ×100 (%)
		新規受理 件数 (B)	前年度 から繰越 (C)	直接処理 (D)	他へ移送 (E)	翌年度へ 繰越 (F)	その他 (G)	
20	648	613	41	585	6	51	12	90.3
21	622	582	51	566	11	40	16	91.0
22	554	525	37	497	8	36	21	89.7
23	535	502	44	483	11	34	18	90.3
24	793	769	34	744	10	27	22	93.8

※1 (G)欄の「その他」の主なものは、「原因又は加害行為をした者が不明のとき」などです。

※2 前年度の(F)欄の「翌年度へ繰越」と翌年度の(C)欄の「前年度から繰越」の件数の差は、繰越で処理していたが、苦情が全く発生しないため既に解決したこととして取り扱ったものなどです。



平成23年度

化学物質の排出量・移動量の  
集計結果

平成25年8月

福島県

この結果は、県内における化学物質の環境への排出量等を把握するため、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項に基づき県を經由して国に届け出られた第一種指定化学物質(462物質)の排出量等を、国が集計・公表し、県に通知されたものについて、本県分排出量等を集計し、同法第8条第5項に基づき公表するものです。

※集計結果の留意点

- ・表中の物質番号は「新物質番号(旧物質番号)」と表示しています(物質番号は平成20年11月より変更)。
- ・排出量、移動量は小数点第1位を四捨五入して(t)単位で表示しています。

1 対象年度等

対象年度 平成23年度(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

届出期間 平成24年4月1日～平成24年7月2日(通常は6月30日までですが、土曜日だったため、次の月曜日の7月2日までとなっております。)

2 結果

(1) 届出状況

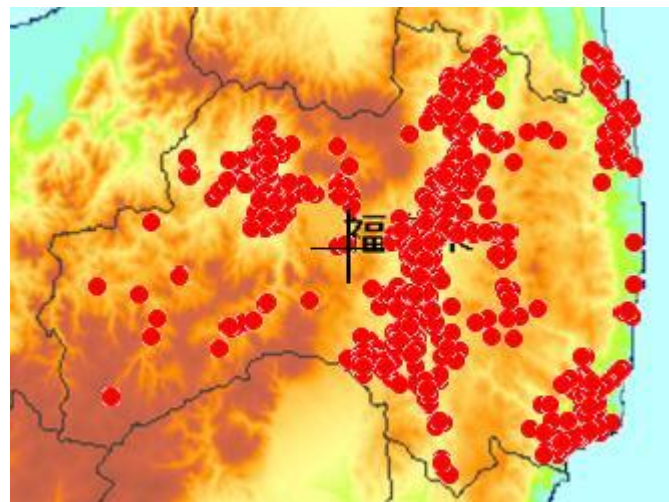
届出のあった事業所は県内で936事業所でした。これは、全国の届出事業所(36,638事業所)の2.6%(全国第14位)でした(表1、図1)。

業種別にみると燃料小売業が441事業所(県内の届出事業所の47.1%)で最も多く、次いで製造業の356事業所(県内の届出事業所の38.0%)の順でした。製造業のうち最も多かったのは、化学工業の54事業所(県内の届出事業所の5.8%)で、次いで電気機械器具製造業の45事業所(県内の届出事業所の4.8%)でした。

届出のあった化学物質は、第一種指定化学物質462物質のうち239物質でした。

表1 福島県内における業種別届出事業所数

業種名	事業所数	割合(%)	業種名	事業所数	割合(%)
金属鉱業	0	0	鉄道車両・同部分品製造業	0	0
原油・天然ガス鉱業	0	0	船舶製造・修理業、船用機関製造業	1	0.1
製造業	356	38.0	精密機械器具製造業	14	1.5
食料品製造業	5	0.5	医療用機械器具・医療用品製造業	4	0.4
飲料・たばこ・飼料製造業	0	0	武器製造業	1	0.1
酒類製造業	0	0	その他の製造業	0	0
たばこ製造業	2	0.2	電気業	9	1
繊維工業	0	0	ガス業	0	0
衣服・その他の繊維製品製造業	2	0.2	熱供給業	1	0.1
木材・木製品製造業(家具を除く)	6	0.6	下水道業	43	4.6
家具・装備品製造業	8	0.9	鉄道業	2	0.2
パルプ・紙・紙加工品製造業	10	1.1	倉庫業	2	0.2
出版・印刷・同関連産業	8	0.9	石油卸売業	18	1.9
化学工業	54	5.8	鉄スクラップ卸売業	0	0
塩製造業	0	0	自動車卸売業	0	0
医薬品製造業	7	0.7	燃料小売業	441	47.1
農薬製造業	4	0.4	洗濯業	1	0.1
石油製品・石炭製品製造業	12	1.3	写真業	0	0
プラスチック製品製造業	25	2.7	自動車整備業	0	0
ゴム製品製造業	17	1.8	機械修理業	0	0
なめし革・同製品・毛皮製造業	3	0.3	商品検査業	0	0
窯業・土石製品製造業	23	2.5	計量証明業	1	0.1
鉄鋼業	6	0.6	一般廃棄物処理業	43	4.6
非鉄金属製造業	22	2.4	産業廃棄物処分業	12	1.3
金属製品製造業	30	3.2	特別管理産業廃棄物処分業	0	0
一般機械器具製造業	16	1.7	医療業	2	0.2
電気機械器具製造業	45	4.8	高等教育機関	1	0.1
電子応用装置製造業	0	0	自然科学研究所	4	0.4
電気計測器製造業	1	0.1			
輸送用機械器具製造業	30	3.2	合 計	936	100



(環境省のホームページから引用)

図1 福島県内の届出事業所の分布状況(936事業所)

## (2) 届出排出量・移動量

事業者から届出のあった排出量の合計は 4,450t でした。これは、全国の排出量(173,843t)の 2.6%でした。環境への排出量の大部分は大気への排出(届出排出量の 85.1%)で、次いで公共用水域への排出(14.9%)でした(表2)。

事業者から届出のあった移動量の合計は 4,376t でした。これは、全国の移動量(225,027t)の 1.9%でした。移動量の大部分は事業所外への廃棄物としての移動であり(移動量全体のほぼ 100%)、全国の状況と同じ傾向でした。

届出排出量・移動量の合計は 8,826t でした。これは、全国の届出排出量・移動量(398,870t)の 2.2%でした。

表2 届出排出量・移動量の内訳等

	環境への排出量 (t)					移動量 (t)			排出・移動量計 (t)
	排出量計	大気	公共用水域	土壌	埋立	移動量計	事業所外(廃棄物)	下水道	
福島県	4,450 < 2.6 >	3,788 ( 85.1 )	661 ( 14.9 )	0 ( 0.0 )	1 ( 0.0 )	4,376 < 1.9 >	4,374 ( 100.0 )	1 ( 0.0 )	8,826 < 2.2 >
全国順位	17位	20位	1位	26位	13位	18位	18位	31位	18位
全国	173,843 ( 100.0 )	157,661 ( 90.7 )	8,559 ( 4.9 )	154 ( 0.1 )	7,470 ( 4.3 )	225,027 ( 100.0 )	223,590 ( 99.4 )	1,436 ( 0.6 )	398,870

(注) ア 排出量等の下段の( )の数値はそれぞれ排出量計、移動量計に対する割合(%)です。

イ 福島県の排出量計、移動量計、排出・移動量計の下段の< >の数値は全国合計に対する割合

## (3) 届出排出量・移動量の多い物質

県内で届出排出量・移動量の多い上位5物質の届出排出量・移動量の合計は 5,672t であり、県全体の届出排出量・移動量の合計 8,826t の 64%でした(表3)。

全国で届出排出量・移動量の多い物質は、トルエン(100 千 t)、マンガン及びその化合物(49 千 t)、キシレン(41 千 t)、ジクロロメタン(塩化メチレン)(21 千 t)、エチルベンゼン(18 千 t)の順でした。

届出の対象物質となっている第一種指定化学物質 462 物質のうち、届出がなされた物質は 239 物質(全国では 435 物質)あり、都道府県別にみると本県は、兵庫県の 262 物質、山口県の 249 物質に次いで 3 番目に多くの種類の物質の届出がありました。

表3 届出排出量・移動量の多い上位5物質(( )内は旧物質番号)

物質番号	物質名	主な用途	排出量(t)	移動量(t)	排出量・移動量(t)
300 (227)	トルエン	合成原料、溶剤	1,783	1,228	3,011
80 (63)	キシレン	合成原料、溶剤	721	253	974
186 (145)	ジクロロメタン(塩化メチレン)	洗浄剤、溶剤	444	306	750
412 (311)	マンガン及びその化合物	特殊鋼、電池	54	448	502
405 ( * )	ほう素化合物	ガラス添加剤、脱酸剤、電子材料	389	46	435

\* 対象物質の変更有り(平成21年度まで:(304)ほう素及びその化合物、平成22年度から:(405)ほう素化合物)



#### (4) 届出排出量の多い物質

県内で届出排出量の多い上位5物質の届出排出量の合計は3,529tであり、県全体の届出排出量の合計4,450tの79%であり(表4)、これらは大気、公共用水域等へ排出されてきました(表5、表6)。

全国で届出排出量の多い物質は、トルエン(59千t)、キシレン(32千t)、エチルベンゼン(15千t)、ジクロロメタン(塩化メチレン)(14千t)、ノルマルーヘキサン(11千t)の順でした。

表4 届出排出量の多い上位5物質(( )内は旧物質番号)

物質番号	物質名	主な用途	排出量(t)	うち大気への排出量(t)
300 (227)	トルエン	合成原料、溶剤	1,783	1,783
80 (63)	キシレン	合成原料、溶剤	721	721
186 (145)	ジクロロメタン(塩化メチレン)	洗浄剤、溶剤	444	444
405 (＊)	ほう素化合物	ガラス添加剤、脱酸剤、電子材料	389	12
53 (40)	エチルベンゼン	洗浄剤、溶剤	192	192

\* 対象物質の変更有り(平成21年度まで:(304)ほう素及びその化合物、平成22年度から:(405)ほう素化合物)

表5 大気への排出量の多い上位5物質(( )内は旧物質番号)

物質番号	物質名	主な用途	排出量(t)
300 (227)	トルエン	合成原料、溶剤	1,783
80 (63)	キシレン	合成原料、溶剤	721
186 (145)	ジクロロメタン(塩化メチレン)	洗浄剤、溶剤	444
53 (40)	エチルベンゼン	合成原料、溶剤	192
392 ( - )	ノルマルーヘキサン	食用油脂抽出溶剤、溶剤	144

表6 公共用水域への排出量の多い上位5物質(( )内は旧物質番号)

物質番号	物質名	主な用途	排出量(t)
405 (＊)	ほう素化合物	ガラス添加剤、脱酸剤、電子材料	377
374 (283)	ふっ化水素及びその水溶性塩	合成原料、金属、ガラスの表面処理	152
412 (311)	マンガン及びその化合物	特殊鋼、電池	54
245 (181)	チオ尿素	医薬原料、農薬、樹脂加工等	49
1 (1)	亜鉛の水溶性化合物	金属表面処理、乾電池、殺菌剤	10

#### (5) 届出移動量の多い物質

県内で届出移動量の多い上位5物質は次のとおりでした(表7)。

また、その移動先のほとんどが事業所外への廃棄物としての移動でした。

届出移動量の多い上位5物質の届出移動量の合計は2,449tであり、県全体の届出移動量の合計4,376tの56%でした。

全国で届出移動量の多い物質は、マンガン及びその化合物(46千t)、トルエン(41千t)、クロム及び三価クロム化合物(16千t)、塩化第二鉄(10千t)、キシレン(8.6千t)の順でした。

表7 届出移動量の多い上位5物質(( )内は旧物質番号)

物質番号	物質名	主な用途	移動量(t)
300 (227)	トルエン	合成原料、溶剤	1,228
412 (311)	マンガン及びその化合物	特殊鋼、電池	448
186 (145)	ジクロロメタン(塩化メチレン)	洗浄剤、溶剤	306
80 (63)	キシレン	合成原料、溶剤	253
374 (283)	ふっ化水素及びその水溶性塩	代替フロン原料、表面処理剤	214

**(6) 業種別の届出排出量・移動量**

県内で届出排出量・移動量の多い上位5業種は次のとおりでした(表8)。

全国で届出排出量・移動量の多い業種は、化学工業(113千t)、鉄鋼業(60千t)、輸送用機械器具製造業(44千t)、プラスチック製品製造業(31千t)、金属製品製造業(24千t)の順でした。

表8 届出排出量・移動量の多い上位5業種

業 種 名	排出量・移動量(t)	排出量(t)	移動量(t)
化学工業	3,027	577	2,450
窯業・土石製品製造業	1,090	757	333
輸送用機械器具製造業	896	767	129
電気機械器具製造業	658	176	481
非鉄金属製造業	638	516	122

**(7) 業種別の届出排出量**

県内で届出排出量の多い上位5業種は次のとおりでした(表9)。

全国で届出排出量の多い業種は、輸送用機械器具製造業(38千t)、化学工業(22千t)、プラスチック製品製造業(19千t)、金属製品製造業(14千t)、一般機械器具製造業(10千トン)の順でした。

表9 届出排出量の多い上位5業種

業 種 名	排出量(t)	移動量(t)
輸送用機械器具製造業	767	129
窯業・土石製品製造業	757	333
化学工業	577	2,450
非鉄金属製造業	516	122
プラスチック製品製造業	286	78

**(8) 届出外排出量**

経済産業省及び環境省では、対象事業者から届け出られた第一種指定化学物質の排出量以外の排出量(届出外排出量)について、次のとおり算出しています。

対象業種要件未滿：対象業種に属する事業を営む事業者からの排出量であるが、従業員数、年間取扱量その他の要件を満たさないため届出対象とならないもの。

非対象業種：対象業種以外の業種に属する事業のみを営む事業者からの排出量

家庭：家庭からの排出量

移動体：移動体(自動車、二輪車、特殊自動車、鉄道車両、船舶、航空機)からの排出量

経済産業省及び環境省が推計した福島県内における届出外排出量の合計は4,421tで、全国の届出外排出量(254,706t)の1.7%でした。

県内における届出外排出量の内訳は次のとおりでした（表10）。

表10 届出外排出量・移動量の内訳等

	届出外排出量 (t)					〈再掲〉 届出排出量 (t)	届出・届出外 排出量計 (t)
	届出外 排出量計	対象業種 要件未済	非対象業 種	家庭	移動体		
福島県	4,421 〈1.7〉	797 (18.0)	1,137 (25.7)	1,173 (26.5)	1,314 (29.7)	4,450	8,871 〈2.1〉
全国順位	21位	19位	27位	15位	21位	17位	20位
全国	254,706 (100.0)	45,574 (17.9)	86,680 (34.0)	53,485 (21.0)	68,967 (27.1)	173,843	428,549

(注) ア 排出量等の下段の( )の数値はそれぞれ排出量計、移動量計に対する割合(%)です。

イ 福島県の届出外排出量計、届出・届出外排出量計の下段の〈 〉の数値は全国合計に対する割合(%)

### (9) 届出外排出量の多い物質

県内で届出外排出量の多い上位5物質は次のとおりでした（表11）。

表11 届出外排出量の多い上位5物質( ( )内は旧物質番号)

物質番号	物質名	主な用途	届出外排出量(t)
300 (227)	トルエン	合成原料、溶剤	826
407 (307)	ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル	洗浄剤	643
80 (63)	キシレン	合成原料、溶剤	607
30 (24)	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	界面活性剤	304
53 (40)	エチルベンゼン	合成原料、溶剤	244

### (10) 特定第一種指定化学物質の届出排出量・移動量、届出外排出量の集計結果

人に対して発ガン性のある特定第一種指定化学物質の状況は、次のとおりでした（表12）。

表12 特定第一種指定化学物質の届出排出量・移動量等( ( )内は旧物質番号)

単位:t

物質番号	物質名	主な用途	届出排出量	届出排出量 (大気)	届出外排出量	届出排出量・ 届出外排出量	届出移動量	合計
33 (26)	石綿	断熱材	0	0	0	0	0	0
56 (42)	エチレンオキシド	合成原料、殺菌剤	0	0	1	1	0	1
75 (60)	カドミウム及びその化合物	顔料、電池、合金	0	0	0	0	5	5
88 (69)	六価クロム化合物	メッキ、顔料、触媒	0	0	0	0	15	15
94 (77)	クロロエチレン(塩化ビニル)	合成樹脂原料	3	3	0	3	0	3
243 (179)	ダイオキシン類	非意図的生成物	5	1	1	6	66	72
305 (＊)	鉛化合物	バッテリー、光学ガラス、顔料	4	1	2	6	48	54
309 (232)	ニッケル化合物	顔料、メッキ、電池	1	1	1	2	16	18
332 (252)	砒素及びその無機化合物	殺虫剤、半導体、木材防腐・防蟻剤	5	1	0	5	3	8
351 (268)	1,3-ブタジエン	合成樹脂原料、合成原料	0	0	36	36	57	93
385 (287)	2-プロモプロパン	合成原料	0	0	0	0	0	0
394 (294)	ベリリウム及びその化合物	電子機器用パネ剤、X線管	0	0	0	0	0	0
397 (295)	ベンジリジン＝トリクロリド	合成原料	0	0	0	0	0	0
400 (299)	ベンゼン	合成原料、ガソリン成分	15	15	160	175	1	176
411 (310)	ホルムアルデヒド	合成樹脂原料	7	7	121	128	177	305

(注) ダイオキシン類の単位はg-TEQ

\* 対象物質の変更有り(平成21年度まで:(230)鉛及びその化合物、平成22年度から:(304)鉛、(305)鉛化合物に分割)

### 3 推移状況

#### (1) 排出量・移動量等の推移

県内における排出量・移動量等の推移状況は、次のとおりでした（表13）。

届出排出量について平成23年度と届出が始まった平成13年度の結果を比較すると、大気への排出量は6,422t減少し、平成13年度の排出量の37%になります。これは、事業者による自主的な排出削減が進んだためと考えられます。

また、届出事業所数と届出排出量等の経年推移は、次のとおりでした（図2）。

なお、届出外排出量については、推計方法の見直しがなされていることから、単純に比較はできません。

表13 排出量・移動量等の推移

	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H23/H13
届出事業所数	912	852	1,084	1,133	1,182	1,128	1,107	1,089	1,043	955	936	103%
届出排出量・移動量 (t)	20,276	16,233	18,416	17,660	16,290	16,496	16,249	14,083	12,559	10,901	8,826	44%
届出排出量 (t)	10,732	8,123	8,235	7,230	6,305	6,445	6,483	5,968	5,377	5,068	4,450	41%
一事業所当たり届出排出量 (届出排出量/届出事業所数) (t)	11.8	9.5	7.6	6.4	5.3	5.7	5.9	5.4	5.2	5.3	4.8	40%
届出排出量(大気へ)(t)	10,210	7,614	7,111	6,179	5,261	5,406	5,428	4,976	4,525	4,195	3,788	37%
届出排出量(公共用水域へ)(t)	521	508	1,122	1,050	1,042	1,037	1,049	988	853	868	661	127%
届出移動量 (t)	9,544	8,110	10,181	10,430	9,985	10,051	9,765	8,115	7,181	5,833	4,376	46%
届出外排出量 (t)	9,998	10,580	6,293	6,689	5,948	5,435	5,021	5,266	4,935	5,089	4,421	44%

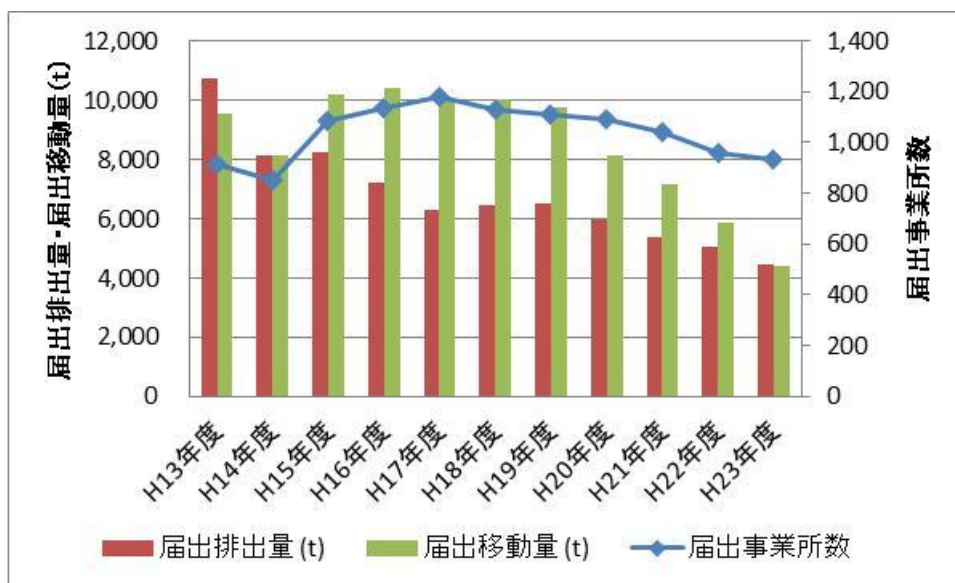


図2 届出事業所数と届出排出量、届出移動量の経年推移

#### (2) 業種別届出排出量の経年推移

平成23年度の業種別届出排出量の上位3業種の経年推移は、次のとおりでした（表14、図3）。届出が始まった平成13年度の結果と比較すると、いずれの業種も減少しました。

表14 届出排出量の多い上位3業種の推移

H23 順位	業種名	H13年度 (t)	H14年度 (t)	H15年度 (t)	H16年度 (t)	H17年度 (t)	H18年度 (t)	H19年度 (t)	H20年度 (t)	H21年度 (t)	H22年度 (t)	H23年度 (t)	H23/H13
1	輸送用機械器具製造業	1,212	1,127	1,198	1,136	732	772	814	772	727	848	767	63%
2	窯業・土石製品製造業	1,925	1,630	1,630	1,705	1,561	1,256	955	863	840	711	757	39%
3	化学工業	1,896	1,319	1,218	1,059	971	1,054	974	821	734	900	577	30%

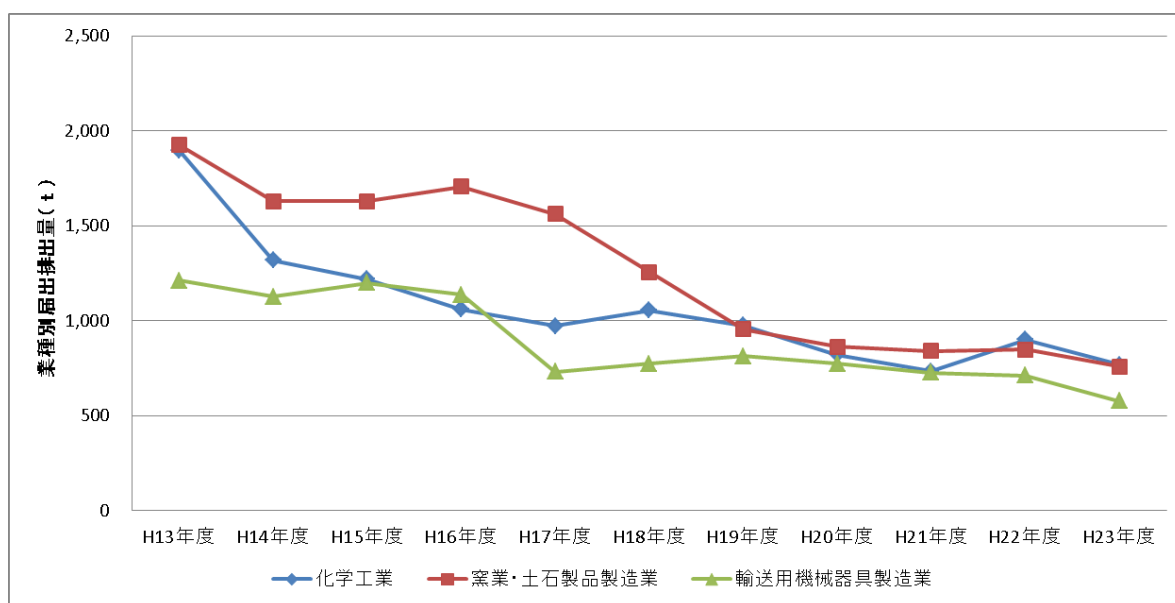


図3 業種別届出排出量の上位3業種の経年推移

### (3) 物質ごとの推移状況

#### ア 届出排出量(大気への排出)の多い上位5物質

平成23年度に大気への排出量が多い上位5物質の経年推移は、次のとおりでした(表15、図4)。

届出が始まった平成13年度の結果と比較すると、4物質の排出量は減少しました。なお、ノルマル-ヘキサンについては、対象物質となった平成22年度と比較すると、排出量は増加しました。

表15 届出排出量(大気への排出量)の多い上位5物質の推移(( )内は旧物質番号)

H23 順位	物質名	H13年度 (t)	H14年度 (t)	H15年度 (t)	H16年度 (t)	H17年度 (t)	H18年度 (t)	H19年度 (t)	H20年度 (t)	H21年度 (t)	H22年度 (t)	H23年度 (t)	H23/H13
1	300 (227) トルエン	5,463	4,145	3,966	3,080	2,434	2,672	2,799	2,684	2,443	1,853	1,783	33%
2	80 (63) キシレン	953	838	918	1,034	946	973	817	718	695	743	721	76%
3	186 (145) ジクロロメタン (塩化メチレン)	1,542	1,083	1,010	817	706	718	894	791	626	592	444	29%
4	53 (40) エチルベンゼン	87	114	146	180	189	185	187	149	176	199	192	221%
5	392(-)ノルマル-ヘキサン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	134	144	107% ※

※ ノルマル-ヘキサンは平成22年度より対象物質であり、比較はH23/H22としている。

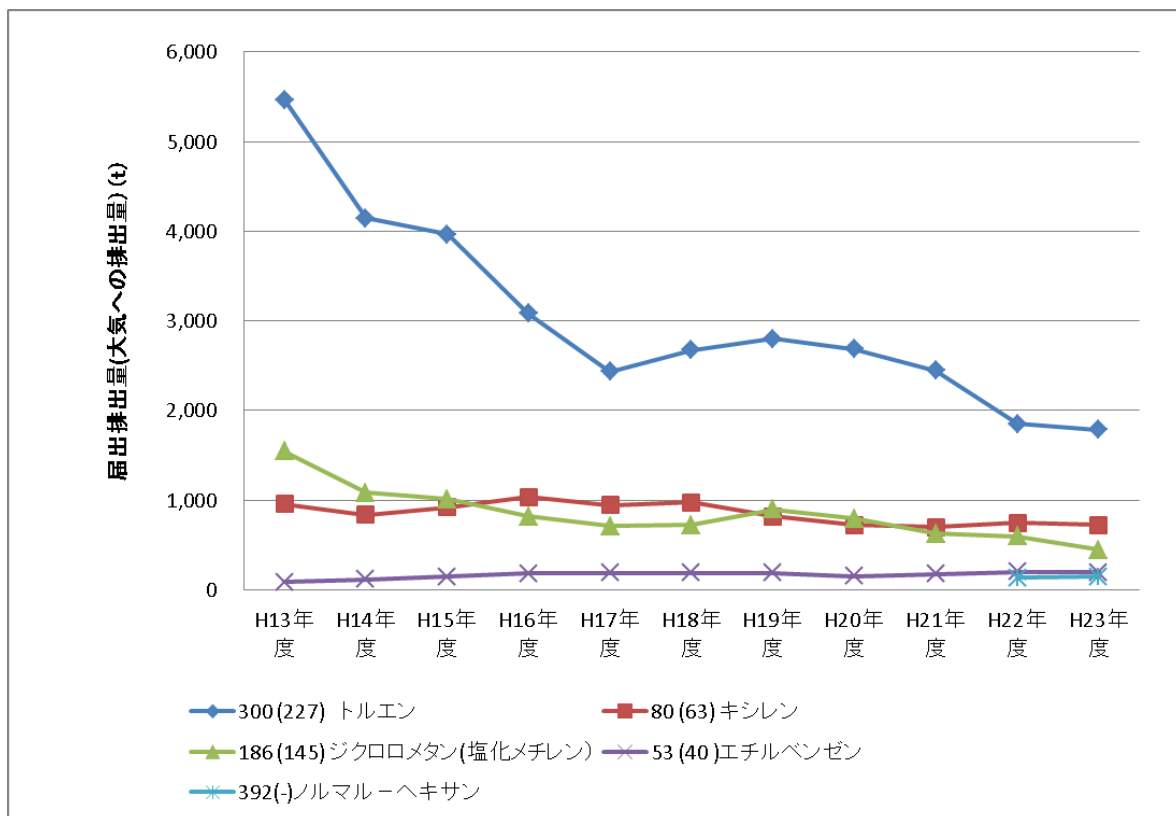


図4 届出排出量(大気への排出)の多い上位5物質の経年推移

イ 届出排出量(公共用水域への排出)の多い上位5物質

平成23年度に公共用水域への排出量が多い上位5物質の経年推移は、次のとおりでした(表16、図5)。

届出が始まった平成13年度の結果と比較すると、2物質の排出量が増加し、3物質が減少しました。

表16 届出排出量(公共用水域への排出)の多い上位5物質の推移(( )内は旧物質番号)

H23順位	物質名	H13年度(t)	H14年度(t)	H15年度(t)	H16年度(t)	H17年度(t)	H18年度(t)	H19年度(t)	H20年度(t)	H21年度(t)	H22年度(t)	H23年度(t)	H23/H13
1	405(*) ほう素化合物	38	40	479	486	495	451	456	451	438	424	377	992%
2	374(283) ふっ化水素及びその水溶性塩	45	55	187	191	192	198	210	199	212	179	152	338%
4	412(311) マンガン及びその化合物	243	174	174	123	135	174	156	170	74	74	54	22%
3	245(181) テオ尿素	110	170	220	170	140	140	150	95	94	150	49	45%
5	1(1) 亜鉛の水溶性化合物	12	13	12	14	16	28	28	24	13	13	10	83%

\* 対象物質の変更有り(平成21年度まで:(304)ほう素及びその化合物、平成22年度から:(405)ほう素化合物)

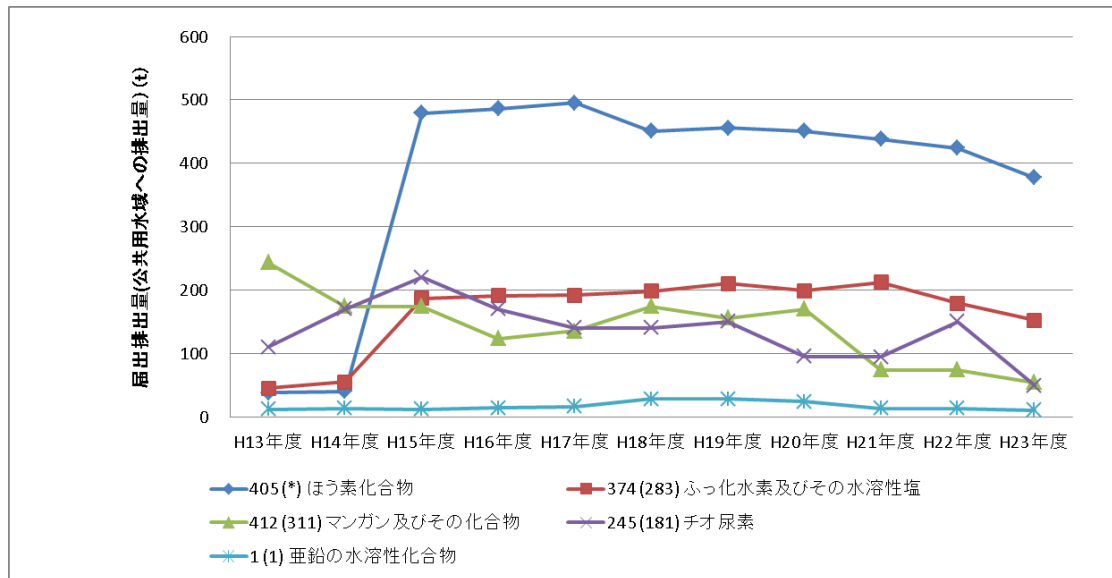


図5 届出排出量(公共用水域への排出)の多い上位5物質の経年推移

ウ 届出移動量(廃棄物としての事業所外への移動)の多い上位5物質

平成23年度に廃棄物としての事業所外への移動量が多い上位5物質の経年推移は、次のとおりでした(表17、図6)。

届出が始まった平成13年度の結果と比較すると5物質すべてで移動量が減少しました。

表17 届出排出量(廃棄物としての事業所外への移動)の多い上位5物質の推移( )内は旧物質番号

H23 順位	物質名	H13年度 (t)	H14年度 (t)	H15年度 (t)	H16年度 (t)	H17年度 (t)	H18年度 (t)	H19年度 (t)	H20年度 (t)	H21年度 (t)	H22年度 (t)	H23年度 (t)	H23/H13
1	300(227)トルエン	2,247	2,464	2,596	2,943	2,832	2,713	2,858	2,400	2,118	2,044	1,228	55%
2	412(311)マンガン及びその化合物	1,255	1,511	1,856	1,630	1,792	2,143	1,502	1,085	744	579	448	36%
3	186(145)ジクロロメタン(塩化メチレン)	808	339	303	373	327	523	1,262	408	399	569	306	38%
4	80(63)キシレン	604	323	369	789	807	821	911	845	760	362	253	42%
5	374(283)ふっ化水素及びその水溶性塩	597	722	745	122	83	79	85	84	77	90	214	36%

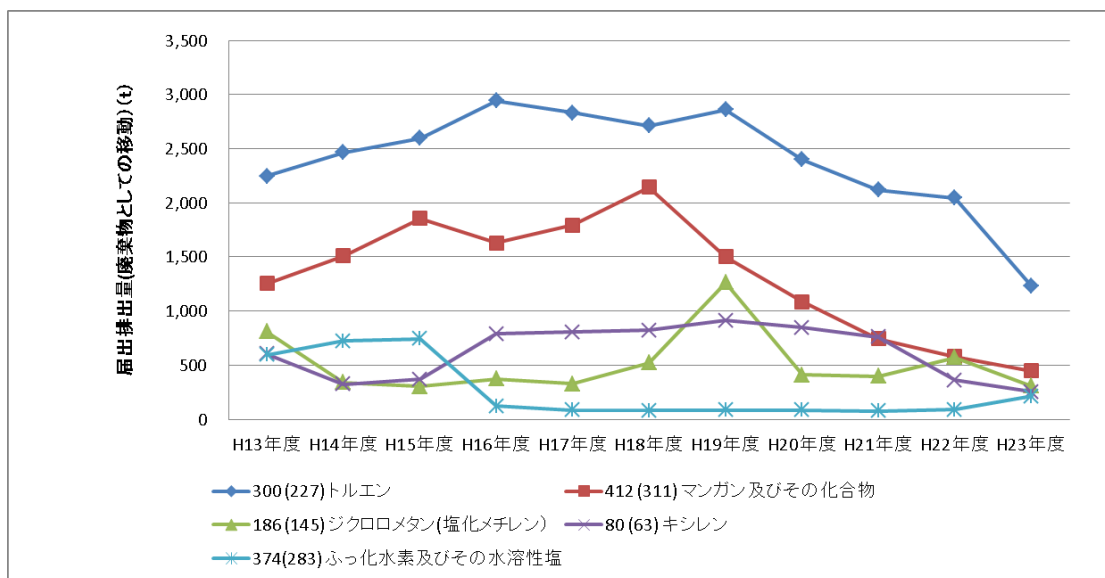


図6 届出移動量(廃棄物としての外への移動)の多い上位5物質の経年推移

#### 4 東日本大震災の影響について

##### (1) 前年度（平成22年度）届出との比較

平成23年度の届出状況として、届出事業所936事業所のうち、政令改正の前後で継続して届出対象物質として指定された物質（以下、「継続物質」という。）を届け出た事業所は891事業所で、平成22年度の926事業所より4%減少しました。また、届出のあった継続物質の排出・移動量は約8,425t（排出量約4,225t、移動量約4,199t）で、平成22年度の排出・移動量約10,320t（排出量約4,807t、移動量約5,513t）より22%減少しました（表18）。

##### (2) 原子力災害の影響

「原子力災害特別措置法」の規定に基づき設置された、福島第一原子力発電所から半径20km以内の「警戒区域」又はその周辺の「計画的避難区域」に指定された地域を含む市町村は11市町村であり、これらの市町村からの継続物質の届出事業所数は57事業所で、平成22年度の71事業所より20%減少しました。また、同11市町村からの継続物質の排出・移動量は約360t（排出量約205t、移動量約155t）で、平成22年度の排出量・移動量635t（排出量約303t、移動量約332t）の半量以下でした。これらの地域では平成23年3月11日以降、避難が解除されず、事業活動が継続できない事業者があったことから、排出量・移動量が減少した要因になったと考えられます。

※「警戒区域」：双葉郡富岡町、同大熊町、同郡双葉町の全域及び南相馬市、田村市、双葉郡楢葉町、同郡川内村、同郡浪江町の一部の地域。

「計画的避難区域」：相馬郡飯館村の全域、警戒区域を除く双葉郡浪江町、同郡葛尾村の全域及び南相馬市、伊達郡川俣町の一部の地域。

表18 継続物質の届出推移

	事業所数	環境への排出量 (t)					移動量 (t)			排出・移動量合計 (t)
		排出量計	大気	公共用水域	土壌	埋立	移動量計	事業所外(廃棄物)	下水道	
平成23年度	891	4,225	3,563	661	0	1	4,199	4,198	1	8,425
平成22年度	926	4,807	3,937	867	0	2	5,513	5,513	0	10,320
平成21年度	1,013	5,322	4,471	851	0	0	6,340	6,340	0	11,663
平成20年度	1,052	5,965	4,979	982	0	4	7,206	7,206	0	13,171
増減(H23-H22)	-35	-582	-374	-206	0	-1	-1,314	-1,315	1	-1,895

(注) 「継続物質」(政令改正の前後で継続して届出対象物質として指定された物質)を届け出た事業所を対象に集計。

#### 5 まとめ

(1) 平成23年度は936事業所(全国36,638事業所、第14位)から届出があり、環境への排出量・移動量は8,826t(全国39,870t、第18位)で、その内訳は排出量が4,450t(全国173,843t、第17位)、移動量が4,376t(全国225,027t、第18位)でした。

なお、届出のあった化学物質は、届出対象化学物質462物質のうち239物質(全国第3位)でした。

(2) 届出排出量・移動量の多い上位5物質は、トルエン、キシレン、ジクロロメタン(塩化メチレン)、マンガン及びその化合物、ほう素化合物でした。

(3) 届出排出量の多い上位5物質は、トルエン、キシレン、ジクロロメタン(塩化メチレン)、ほう素化合物、エチルベンゼンでした。

(4) 届出排出量・移動量の上位5業種は、化学工業、窯業・土石製品製造業、輸送用機械器具製造業、電気機械器具製造業、非鉄金属製造業でした。



- (5) 国が推計した福島県内の届出外排出量は4,421t（全国254,706t、第21位）でした。
- (6) 届出外排出量の多い上位5物質は、トルエン、ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル、キシレン、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩、エチルベンゼンでした。
- (7) 平成23年度の届出排出量は、届出が始まった平成13年度の41%に減少し、特に大気への排出量は37%に減少しました。
- また、一事業所当たりの排出量は、平成13年度の11.8tから平成23年度は4.8tに減少し、事業者による自主的な排出削減が進んでいるものと考えられます。
- (8) 東日本大震災の影響により、届出の排出量・移動量が減少していると推察されました。



平成24年度

猪苗代湖の

水質測定結果等

平成25年8月

福島県

## 1 猪苗代湖の水質測定結果

この測定結果は、水質汚濁防止法第16条第1項の規定により策定された平成24年度公共用水域水質測定計画に基づき、猪苗代湖の水質汚濁の状況を常時監視した結果を取りまとめたもので、同法第17条の規定により公表するものです。

猪苗代湖（湖心）の水質測定結果（生活環境項目）は以下のとおりであり、大腸菌群数を除き、環境基準を達成しました（表-1）。

表-1 平成24年度の猪苗代湖(湖心)における水質測定結果（生活環境項目）

項目	年間平均	75%値	最小～最大	環境基準
pH(水素イオン濃度)	6.8	—	6.6～7.0	6.5～8.5（適用外）
COD(化学的酸素要求量)	1.0	<u>1.0</u>	0.6～1.6	3mg/L 以下
SS(浮遊物質)	<1	—	<u>&lt;1</u>	5mg/L 以下
DO(溶存酸素量)	11	—	<u>8.6～12</u>	7.5mg/L 以上
大腸菌群数	1,100	—	<u>0～4,900</u>	1,000MPN/100mL 以下

※ 環境基準は下線部の値で評価する。

(1) pHは、平成7年度までは5.1以下の酸性でしたが、平成8年度以降、その値が上昇し、平成24年度の年間平均は6.8と、湖水の中性化が継続しています(図-1)。

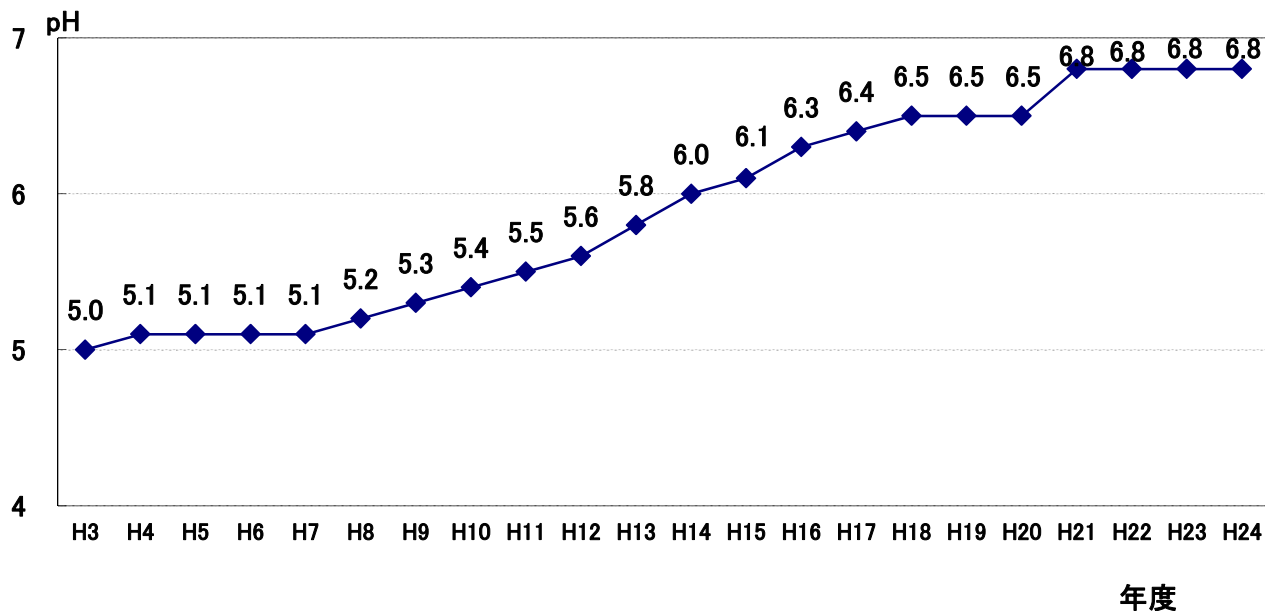


図-1 猪苗代湖（湖心）のpH（全層年間平均）の推移

※ pHは7が中性、7より小さいほど酸性が強くなることを示す。

(2) CODについては、平成24年度は1.0mg/Lと前年度と比べやや低下しました。  
(図-2)。

COD上昇の要因として、湖水の中性化による自然の浄化機能（汚濁物質を湖底に沈めるメカニズム）の低下や湖内における生産（プランクトン等の水生生物の繁殖）の増大などが考えられます。

かつては水質日本一を誇った水質を取り戻すために、継続した水質保全活動が必要です。

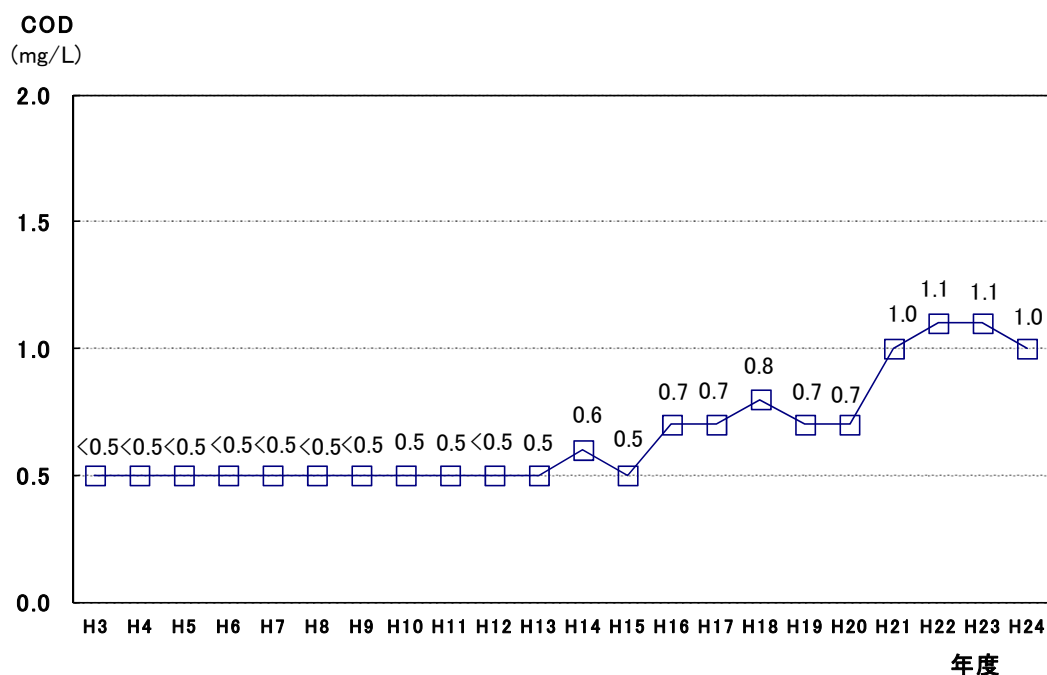


図-2 猪苗代湖（湖心）におけるCOD（全層75%値）の推移

※ CODの測定下限値は0.5mg/L、環境基準値は3mg/Lである。

(3) 大腸菌群数は、平成23年度以降、環境基準を超過しています(図-3)。

湖水の中性化に伴い、微生物の生存しやすい環境になってきているものと考えられます。

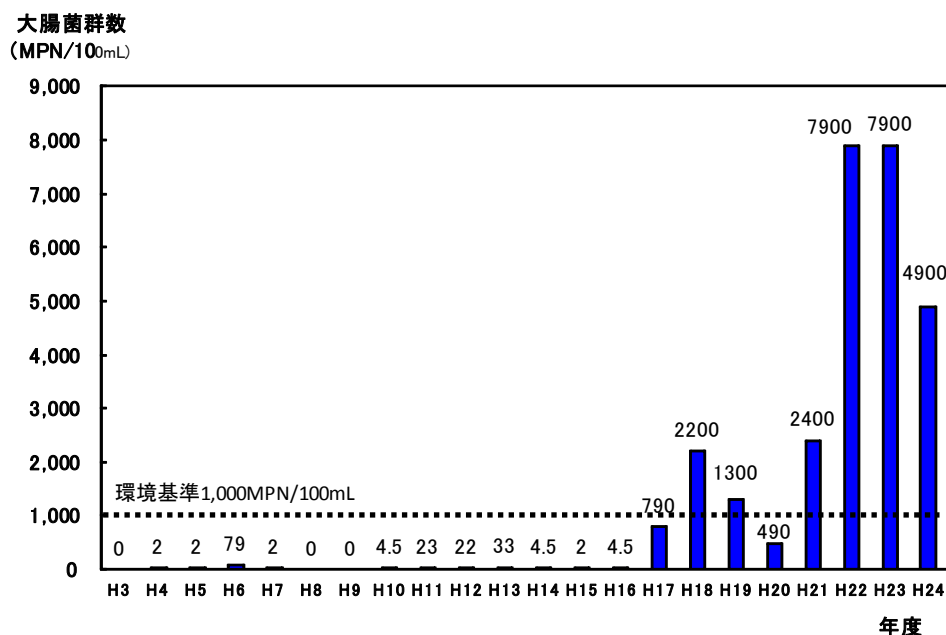


図-3 猪苗代湖(湖心)における大腸菌群数最大値の推移

大腸菌群数年最大値	平成19年度	9月	1,300	MPN/100mL
	平成20年度	10月	490	MPN/100mL
	平成21年度	9月	2,400	MPN/100mL
	平成22年度	8月	7,900	MPN/100mL
	平成23年度	9月	7,900	MPN/100mL
	平成24年度	8月	4,900	MPN/100mL

## 2 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画進捗状況

これは、福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例第7条第6項に基づき水環境保全推進計画の進捗状況について公表するものです。

本県では、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼流域を美しいまま未来の世代に引き継いでいくことが今を生きる私たちの責務であると考え、平成14年3月、全国で初めて「未然防止」の視点に立った「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」を制定し、平成15年4月から全面施行しました。

また、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の喫緊の課題に重点的に取り組むため「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画」(平成14年3月に策定)を平成23年3月に改定し、水環境保全目標「次代に残そう紺碧の猪苗代湖、清らかな青い湖裏磐梯」の実現に向けた生活排水対策、水生植物による水質改善、観光地対策、県民が一体となった水環境保全活動

などの取り組みを進めてきました。

このような中で発生した東日本大震災は、本県に甚大な被害をもたらし、その影響は猪苗代湖・裏磐梯湖沼周辺にも及んでおります。

そこで、平成25年3月に「猪苗代湖・裏磐梯湖沼の水環境の安全・安心の確保」と猪苗代湖の「水質日本一」への復活を目指し「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画」の見直しを行いました。

計画の推進状況を把握する事業達成水準は次のとおりです。

### 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画における事業達成水準

#### 1 自然汚濁・面的汚濁の低減

(1) 面的汚濁の低減のため、環境保全型農業を推進しており、その推進状況を把握する指標として、エコファーマー認定件数を使用しています。

エコファーマーは、たい肥などによる土づくりと化学肥料・化学農薬の低減を一体的に行っています。

項 目	計画策定時の値 平成23年度	中間目標値 平成28年度	目標値 平成32年度	現況値 平成24年度
エコファーマー 認定件数(件)	1,110	1,180	1,260	1,071

(2) 河川などからの除伐草の流入防止のため、農業用排水路への除じんスクリーン設置への協力を呼びかけ、除じんスクリーンの設置基数を事業達成水準とします。

項 目	計画策定時の値 平成23年度	中間目標値 平成28年度	目標値 平成32年度	現況値 平成24年度
除じんスクリーン設 置基数(基)	0	1,011	1,811	211

(3) 猪苗代湖北岸部では湖岸に漂着した水生植物や生育域を拡大してきたヒシ群落等が汚濁負荷源となっており、生態系への影響等を配慮しながらそれらの回収を行うことで水質浄化を図ります。

項 目	計画策定時の値 平成23年度	中間目標値 平成28年度	目標値 平成32年度	現況値 平成24年度
水生植物回収量(m <sup>3</sup> )	123	1,900	1,900	284

## 2 人為汚濁の低減

人為汚濁低減のため下水道及び農業集落排水処理施設等の整備、窒素・りん除去型浄化槽の設置促進、事業場に対する指導などに努めており、その推進状況を把握する指標として次の指標を使用しています。

### (1) 窒素・りん除去型浄化槽設置基数

項 目	計画策定時の値 平成23年度	中間目標値 平成28年度	目標値 平成32年度	現況値 平成24年度
窒素・りん除去型浄化槽設置基数(基)	5	405	805	9

### (2) 浄化槽法第11条の定期検査の実施率

項 目	計画策定時の値 平成23年度	目標値 平成32年度	現況値 平成24年度
実施率(%)	27.6	100%	31.8

### (3) 汚水処理人口普及率

項 目	計画策定時の値 平成23年度	目標値 平成32年度	現況値 平成24年度
汚水処理人口普及率(%)	78.8	95.1	80.2

※汚水処理人口普及率＝(下水道整備人口＋農業集落排水処理施設整備人口＋合併処理浄化槽整備人口)／区域内総人口×100

### (4) 排水基準適合率

項 目	計画策定時の値 平成23年度	目標値 平成32年度	現況値 平成24年度
排水基準適合率(%)	66.7	100%	55.0

※排水基準適合率＝(基準適合事業場数／立入排水規制対象事業場数)×100

※下水道整備区域内における既設の排水指定施設等(猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例対象施設)に係る全窒素及び全りんの排水基準については、平成19年4月1日から適用

## 3 県民参加による水環境保全活動の活性化・水環境保全意識の啓発

県民参加による水環境保全活動の活性化を図るため、家庭や地域での実践活動の促進などに努めており、その推進状況を把握する指標として「水生生物による水質調査(せ



せらぎスクール)」への参加団体数、ボランティアによるヨシ刈取り・清掃活動・水草回収等の参加者数を使用しています。

項 目	計画策定時の値 平成23年度	目標値 平成32年度	現況値 平成24年度
せせらぎスクールへの参加団体数	— (募集していない)	モニタリング 指標	— (募集していない)
ボランティアによるヨシ刈取り・清掃活動・水草回収等の参加者数(延べ人数)	3,423	12,000人	<b>6,380</b>

#### 4 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水質状況及び水質保全目標達成率

##### (1) 水質の状況

##### ア 猪苗代湖

項 目		計画策定時の値 平成23年度	中間目標値 平成28年度	目標値 平成32年度	現況値 平成24年度
湖 心	C O D	1.1	0.9	0.5 以下	<b>1.0</b>
	全 窒 素	0.23	—	0.20 以下	<b>0.25</b>
	全 り ん	0.003 未満	—	0.003 以下	<b>0.003 未満</b>
	大腸菌群数 (MPN/100ml)	7,900	—	1,000 以下	<b>4,900</b>
北 岸 部	C O D	2.6	—	1.0 以下	<b>1.9</b>
	全 窒 素	0.38	—	0.20 以下	<b>0.30</b>
	全 り ん	0.028	—	0.005 以下	<b>0.012</b>
南 岸 部	C O D	1.4	—	1.0 以下	<b>1.6</b>
	全 窒 素	0.25	—	0.20 以下	<b>0.32</b>
	全 り ん	0.005	—	0.005 以下	<b>0.008</b>

※COD：全層年間75%値、全窒素及び全りん：表層年間平均値、単位：mg/L

※大腸菌群数：表層年間最大値

イ 裏磐梯湖沼

項 目		計画策定時の値 平成 2 3 年度	目 標 値 平成 3 2 年度	現 況 値 平成 2 4 年度
桧原湖	C O D	2.4	2.0 以下	<b>2.3</b>
	全 窒 素	0.13	0.10 以下	<b>0.13</b>
	全 り ん	0.005	0.005 以下	<b>0.006</b>
小野川湖	C O D	2.7	2.0 以下	<b>2.6</b>
	全 窒 素	0.17	0.10 以下	<b>0.15</b>
	全 り ん	0.006	0.005 以下	<b>0.007</b>
秋元湖	C O D	3.1	2.0 以下	<b>2.9</b>
	全 窒 素	0.16	0.1 以下	<b>0.16</b>
	全 り ん	0.005	0.005 以下	<b>0.005</b>
曾原湖	C O D	2.9	2.0 以下	<b>2.8</b>
	全 窒 素	0.15	0.1 以下	<b>0.17</b>
	全 り ん	0.007	0.005 以下	<b>0.009</b>
毘沙門沼	C O D	1.8	1.0 以下	<b>1.7</b>
	全 窒 素	0.07	0.1 以下	<b>0.06</b>
	全 り ん	0.006	0.005 以下	<b>0.006</b>

※COD：全層年間 75%値、全窒素及び全りん：表層年間平均値、単位：mg/L

(2) 湖沼の透明度

項 目	計画策定時の値 平成 2 3 年度	目 標 値 平成 3 2 年度	現 況 値 平成 2 4 年度
猪苗代湖湖心 (m)	9.8	10 m以上	<b>9.7</b>
裏磐梯湖沼 (m)	4.1	5 m以上	<b>3.6</b>

※裏磐梯湖沼は、桧原湖、小野川湖、秋元湖、曾原湖及び毘沙門沼の 5 湖沼の平均値

(3) 水質保全目標達成率 (%)

項 目		計画策定時の値	目標値	現況値
		平成23年度	平成32年度	平成24年度
猪苗代湖	C O D	0	100	0
	全窒素	0	100	0
	全りん	66.6	100	33.3
裏磐梯湖沼	C O D	0	100	0
	全窒素	20.0	100	20.0
	全りん	40.0	100	20.0

※猪苗代湖水質保全目標達成率 = (目標達成水域数 / 3) × 100

目標設定水域：湖心、北岸部、南岸部

目標値 単位 mg/L

(湖心) COD : 0.5 以下、全窒素 : 0.2 以下、全リン : 0.003 以下

(北岸部) COD : 1.0 以下、全窒素 : 0.2 以下、全リン : 0.005 以下

(南岸部) COD : 1.0 以下、全窒素 : 0.2 以下、全リン : 0.005 以下

※裏磐梯湖沼水質保全目標達成率 = (目標達成湖沼数 / 5) × 100

目標設定湖沼：桧原湖、小野川湖、秋元湖、曾原湖及び毘沙門沼

目標値 単位 mg/L

COD : 2.0 以下(毘沙門沼は 1.0 以下)、全窒素 : 0.1 以下、全リン : 0.005 以下

---

---

平成 2 5 年 8 月

平成 2 4 年度 環境等測定調査結果

福島県生活環境部水・大気環境課

〒 960-8670 福島市杉妻町 2 - 1 6

電話 024-521-7258 / 024-521-7261

FAX 024-521-7927

URL <http://www.pref.fukushima.jp/kankyou/>

---

---